
阿賀野市の都市計画に関する基本的な方針

阿賀野市都市計画マスタープラン(案)

計画期間 令和4年度～令和22年度

令和4年
阿賀野市

目 次

序 章 計画の位置づけ・概要	1
1. 策定主旨	1
（1）阿賀野市都市計画マスタープラン策定の経緯・背景	1
（2）阿賀野市都市計画マスタープランの位置づけ	2
2. 策定の考え方	3
（1）基本的な考え方	3
（2）計画の役割	3
（3）計画期間	4
（4）計画対象区域	4
3. 構 成	5
第1章 市の現状と課題	6
1. 市の現状	6
（1）位 置	6
（2）人口・世帯数	7
（3）産 業	10
（4）土地利用	14
（5）交 通	17
（6）都市施設	21
（7）都市機能等	24
（8）その他	26
2. 市民意向	28
（1）調査の方法・概要	28
（2）結果内容	28
3. まちづくりの課題	34
（1）最適な都市政策の展開	34
（2）阿賀野バイパスを活かしたまちづくり	34
（3）持続可能なまちづくり	34
（4）安全安心に暮らし続けられるまちづくり	35
（5）環境問題への対応と魅力ある景観づくりの推進	35

第2章 全体構想	36
1. 都市づくりの将来像と目標	36
(1) 都市づくりの基本理念	36
(2) 将来都市像	37
(3) 基本目標	38
2. 将来都市構造	41
(1) 市街地・土地利用	41
(2) 拠点地区の形成	41
(3) 都市構造を形成する骨格となる道路	42
(4) 水と緑のネットワーク	42
3. 部門別整備方針	44
(1) 土地利用の方針	44
(2) 交通体系の整備方針	50
(3) 都市施設等の整備方針	54
(4) 環境負荷低減に配慮したまちづくり方針	56
(5) 都市景観の形成方針	58
(6) 防災都市づくりの方針	60
第3章 地区別構想	62
1. 地区区分	62
2. 地区別の整備方針	63
(1) 安田地区の整備方針	63
(2) 京ヶ瀬地区の整備方針	70
(3) 水原地区の整備方針	77
(4) 笹神地区の整備方針	84
第4章 実現化方策	91
1. まちづくり推進の基本方針	91
2. まちづくりの推進体制	92
(1) 庁内体制の充実	92
(2) 市民、事業者との連携強化	92
(3) 定期的な評価・見直しの実施	92

序 章 計画の位置づけ・概要

1. 策定主旨

(1) 阿賀野市都市計画マスタープラン策定の経緯・背景

平成 16 年 4 月に、安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村の 4 町村が合併して阿賀野市が誕生しました。その後、平成 18 年 10 月に新市としての都市計画マスタープラン（以下、本プラン）を策定し、都市計画区域の統合や用途地域の見直しなどの都市計画行政を進めてきました。

一方で、本プランが策定されてからこれまでの約 15 年間で、人口減少や少子高齢化の急激な進行、中越地震や中越沖地震、東日本大震災、近年の異常気象に伴い多発する豪雨災害等による防災・減災意識の高まりなど、都市を取り巻く環境は大きく変化しています。また、本市においても、国道 49 号阿賀野バイパス整備や道の駅整備などのプロジェクトが進められており、まちづくりの上で大きな転換期を迎えています。

こうした状況の中、本市における社会状況の変化に対応した新たな都市計画の基本指針を示すため、都市計画法第 18 条の 2 にもとづく本プランを改定するものです。

表序-1 合併後の都市計画のうごき

年 月 日	内 容	備 考
平成 18 年 10 月	阿賀野市都市計画マスタープラン策定	
平成 19 年 4 月 1 日	都市計画区域の統合（阿賀野都市計画区域）	約 14,913ha
平成 22 年 4 月 1 日	瓢湖市営駐車場 都市計画変更	0.53ha
平成 23 年 1 月 13 日	阿賀北広域組合葬斎場 都市計画決定	0.9ha
平成 24 年 4 月 1 日	用途地域見直し 外城町	619ha
平成 26 年 3 月 28 日	用途地域見直し 安田工業地域	613ha
令和 2 年 11 月 20 日	用途地域見直し 保田地域	613ha

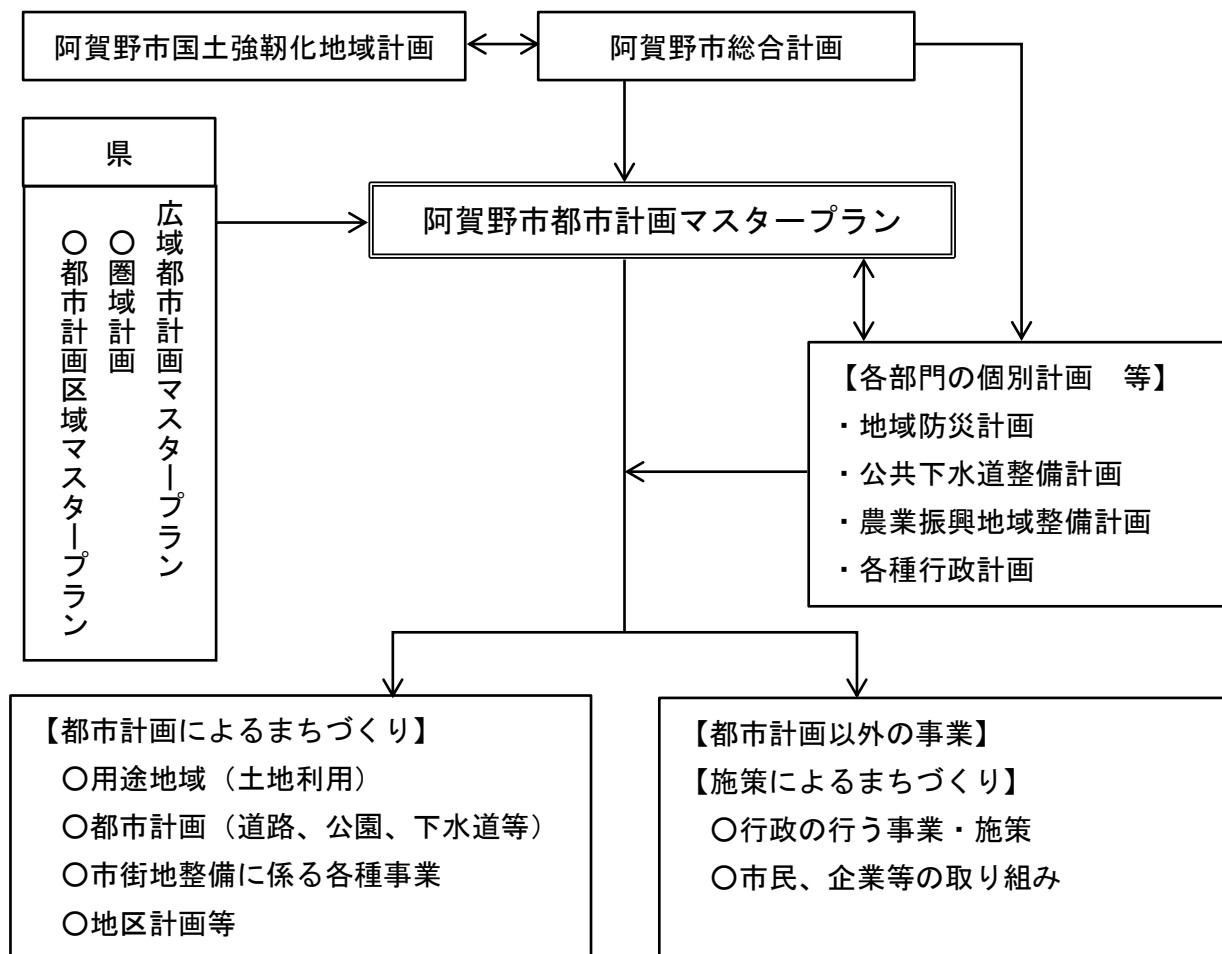
(2) 阿賀野市都市計画マスタープランの位置づけ

本プランは、都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、概ね 20 年後の本市の姿を見据えつつ、市政全般の総合的な指針である阿賀野市総合計画と新潟県が定める新潟圏域広域都市計画マスタープランに即して定めます。

これに基づき各部門別計画において具体的な取り組み内容である施策を検討し、個別の都市計画の決定や変更及び都市施設整備等の推進を図っていくこととなります。具体的には、目指すべき本市の将来像とともに、その実現に向けたまちづくりの方針として、土地利用や道路・公園・下水道など、都市施設の整備に関する基本的な方針を定めます。

都市計画法第 18 条の 2（市町村の都市計画に関する基本方針）

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。



図序-1 都市計画マスタープランの位置づけ

2. 策定の考え方

(1) 基本的な考え方

本プランは、本市の都市計画に関する基本的な方針を市民に示すものです。また、社会・経済環境の変化にも柔軟に対応し、より良い計画に見直すことが重要です。

本プランの役割として、今後のまちづくりに関する総合的な指針となることが求められています。

(2) 計画の役割

本プランは、以下のような役割を持つものです。

■ 総合的なまちづくり指針

都市計画の指針として、部門別計画等の既存計画を調整・統合した総合的・体系的なまちづくりの指針となります。

■ 都市整備に関するまちづくりの指針

阿賀野市総合計画の都市整備に関わる部門の計画としての位置づけを持ちます。今後の部門別計画、実施計画の指針となります。

■ 地区レベルのまちづくりの指針

地区の現況や特性を踏まえて作成した、地区レベルでのきめ細かなまちづくりの指針として、今後の地区計画等の整備指針として活用するものとなります。

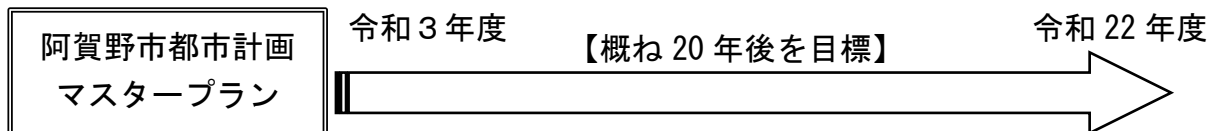
■ 市民参加のまちづくりの指針

市民参加によるまちづくりを推進するためには、市民にとってわかりやすい計画とすることが必要です。将来の都市像、都市づくりの方針を、市民・事業者・行政の共通の目標として捉えるような内容とします。

（３）計画期間

阿賀野市都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の都市の姿を見据えて策定します。ただし、計画目標年次は、県の広域都市計画マスタープランと整合を図り、令和 22 年度を目標としたまちづくりの方針について示します。

ただし、計画期間中、重要な関連計画が改定または策定された場合、その他社会・経済・環境情勢に応じて、弾力的な運用または必要に応じた見直しを行うものとします。



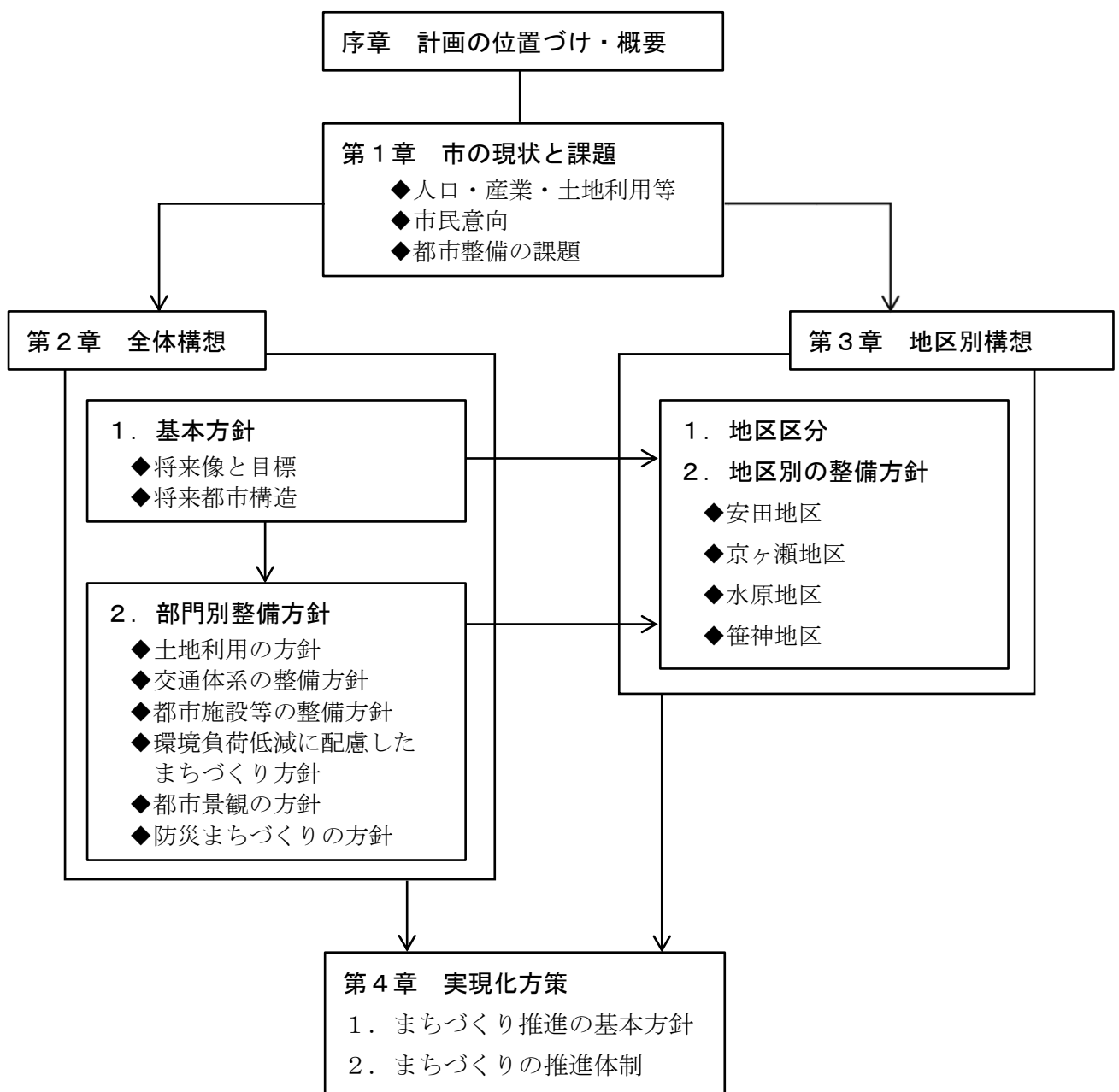
（４）計画対象区域

阿賀野市都市計画マスタープランは、市町村が定める都市計画の基本方針であることから、都市を構成する一体の区域として、阿賀野市の全域を対象とします。これは、都市の一体性を構築する上で必要不可欠なものです。

3. 構成

本プランは、次の章で構成します。

- 序章では、計画の概要等、策定にあたっての基本事項を説明します。
- 第1章では、計画の前提となる本市の現状と課題を整理します。
- 第2章では、本市全体を対象とした全体構想を示します。まちづくりの将来像及び目標、都市構造の考え方を明らかにし、それらに基づいた部門別整備方針を示します。
- 第3章では、本市を安田、京ヶ瀬、水原、笹神の4地区に分け、地区別の整備方針を示します。
- 第4章では、都市の将来像実現のために、必要な体制や取り組みの方針を示します。



図序-2 阿賀野市都市計画マスタープランの構成

第1章 市の現状と課題

1. 市の現状

(1) 位置

本市は、新潟平野のほぼ中央に位置し、市域の面積は192.74k m²を有しています。

南側から西側にかけて本市を取り巻くように阿賀野川が流れ、東側には標高1,000m級の山々が連なる五頭山連邦があり、平野部は主に水稻を主体とした6,500ha余りの水田と農村集落で形成されています。

区域の北西から南西にかけては県都新潟市に接し、北東から南東は新発田市・阿賀町、南は五泉市にそれぞれ接しています。



図1-1 阿賀野市の広域的位置

(2) 人口・世帯数

1) 人口・世帯数の推移

令和2年の本市の人口は40,708人、世帯数は13,483世帯であり、人口は平成7年をピークに減少に転じていますが、世帯数は一貫して増加の傾向にあります。1世帯あたりの平均世帯人員は、令和2年には3.02人まで減少しています。地区別人口では、安田・笹神では昭和60年をピークに、京ヶ瀬・水原では平成12年をピークに減少しています。

表 1-1 人口・世帯数の推移

	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人 口(人)	47,490	48,332	48,465	48,828	48,456	47,043	45,560	43,415	40,708
世帯数(世帯)	10,794	11,180	11,480	12,138	12,632	12,847	13,154	13,390	13,483
平均世帯人員(人/世帯)	4.40	4.32	4.22	4.02	3.84	3.66	3.46	3.24	3.02

資料：国勢調査

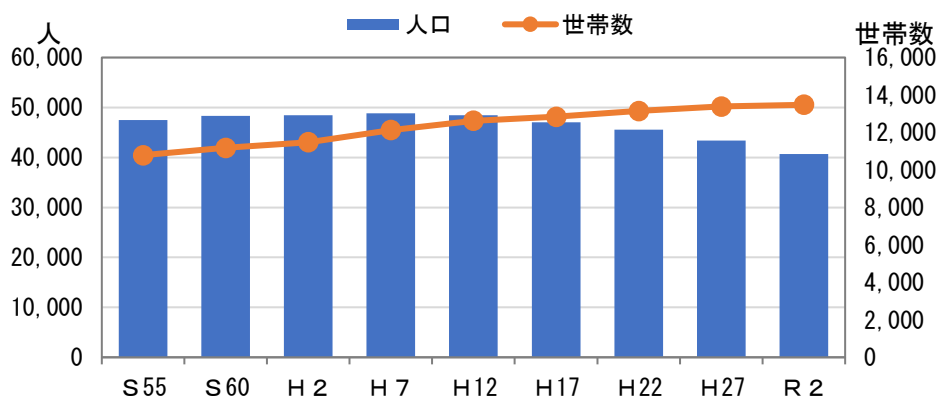


図 1-2 人口・世帯数の推移

表 1-2 地区別人口・世帯数の推移

		S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
安田	人口(人)	10,505	10,581	10,452	10,572	10,518	10,223	10,079	9,644	8,801
	世帯数(世帯)	2,365	2,406	2,449	2,606	2,718	2,722	2,814	2,883	3,126
京ヶ瀬	人口(人)	7,213	7,587	7,927	8,083	8,096	7,831	7,437	7,102	7,067
	世帯数(世帯)	1,457	1,573	1,672	1,788	1,879	1,930	1,934	2,004	2,251
水原	人口(人)	19,669	20,045	20,141	20,433	20,457	20,175	19,728	19,009	18,400
	世帯数(世帯)	4,728	4,920	5,095	5,455	5,735	5,895	6,126	6,223	6,740
笹神	人口(人)	10,103	10,119	9,945	9,740	9,385	8,814	8,316	7,660	7,183
	世帯数(世帯)	2,244	2,281	2,264	2,289	2,300	2,300	2,280	2,280	2,447

資料：国勢調査、令和2年のみ住民基本台帳の値（令和2年9月末時点）

2) 年齢3区分別人口推移

年齢3区分別人口の推移をみると、着実に少子高齢化が進行していることがわかります。

表 1-3 年齢3区分別人口の推移

	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
年少人口 0～14 歳	10,456 22.0%	10,561 21.9%	9,735 20.1%	8,661 17.7%	7,589 15.7%	6,611 14.1%	5,831 12.8%	5,079 11.7%	4,525 10.9%
生産年齢人口 15～64 歳	31,085 65.5%	31,185 64.5%	30,895 63.7%	30,636 62.7%	29,981 61.9%	28,859 61.3%	27,746 60.9%	25,235 58.2%	22,950 55.4%
老年人口 65 歳以上	5,949 12.5%	6,586 13.6%	7,833 16.2%	9,531 19.5%	10,886 22.5%	11,573 24.6%	11,958 26.3%	13,067 30.1%	13,976 33.7%

資料：国勢調査、令和2年のみ住民基本台帳の値（令和2年9月末時点）

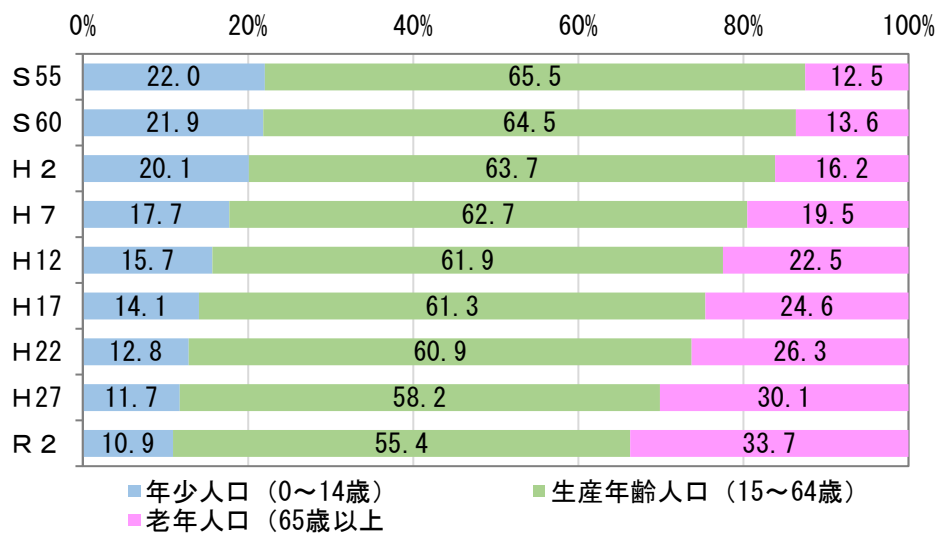


図 1-3 年齢3区分別人口割合の推移

3) 都市計画区分別人口

都市計画区域・用途地域内のそれぞれの人口をみると、用途地域内には本市の人口の4割弱が居住しています。

表 1-4 都市計画区域・用途地域内人口

区域	R2.9.30	
	人口(人)	割合(%)
阿賀野市	41,702	—
都市計画区域	41,702	100.0%
用途地域	16,420	39.4%
白地地域	25,282	60.6%

資料：住民基本台帳

4) 将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）推計準拠値（H30 推計）によると、将来、令和 42（2060）年の阿賀野市の人口は 24,229 人まで減少するとされています。一方、将来展望においては、市の施策による効果が反映され、合計特殊出生率と純移動率の改善により、30,021 人と社人研の推計準拠値より 5,792 人の増加が見込まれます。

この結果、令和 22 年の人口は 3 万 3 千人程度、令和 42（2060）年時点では 3 万人程度となる見通しです。

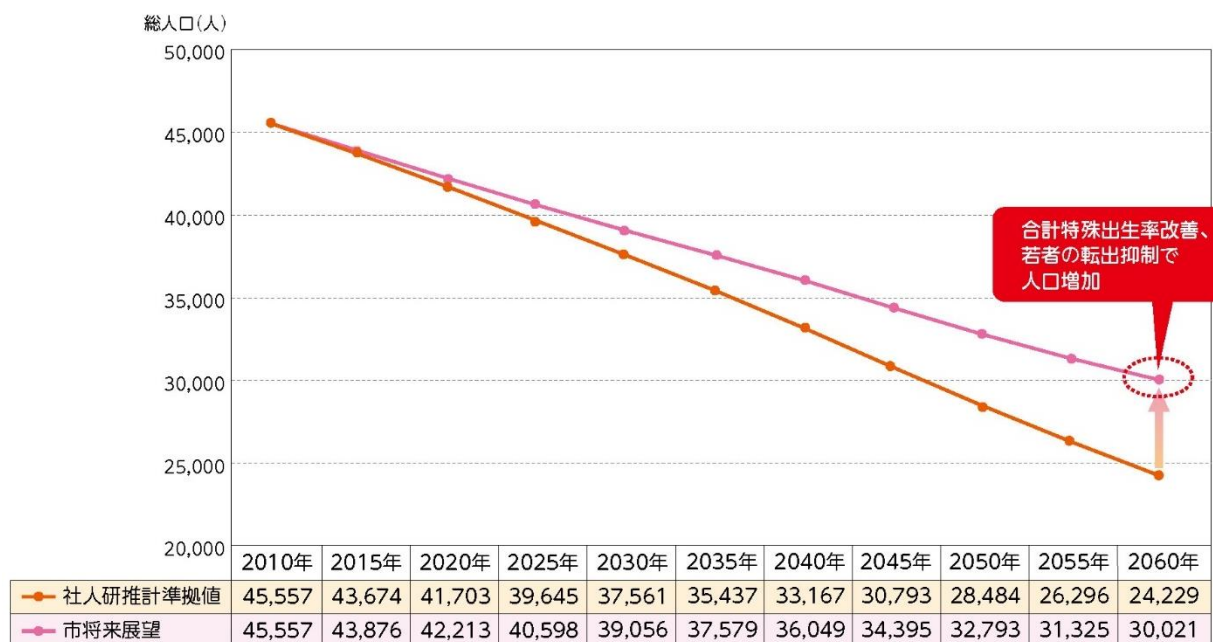


図 1-4 将来人口の展望

資料：阿賀野市総合計画後期計画

(3) 産 業

1) 産業別就業人口

産業別就業人口の推移をみると、第一次産業は減少を続けており、第二次産業も平成2年以降減少しています。第三次産業は、増加傾向から横ばい傾向になっています。

平成27年現在、第一次産業が2,106人(9.7%)、第二次産業が7,438人(34.3%)、第三次産業が12,153人(56.0%)となっており、第三次産業が半数以上を占めています。

表 1-5 産業別就業人口の推移 (人)

	S45	S55	H2	H12	H22	H27
第一次産業	12,601	6,354	3,343	2,694	2,240	2,106
%	48.2%	25.4%	13.4%	10.9%	9.9%	9.7%
第二次産業	5,948	9,216	10,719	10,033	7,638	7,438
%	22.8%	36.8%	43.1%	40.5%	33.8%	34.3%
第三次産業	7,592	9,459	10,830	12,047	12,154	12,153
%	29.0%	37.8%	43.5%	48.6%	53.8%	56.0%
合 計	26,142	25,046	24,896	24,785	22,602	22,325

※合計には分類不能を含む

資料：国勢調査

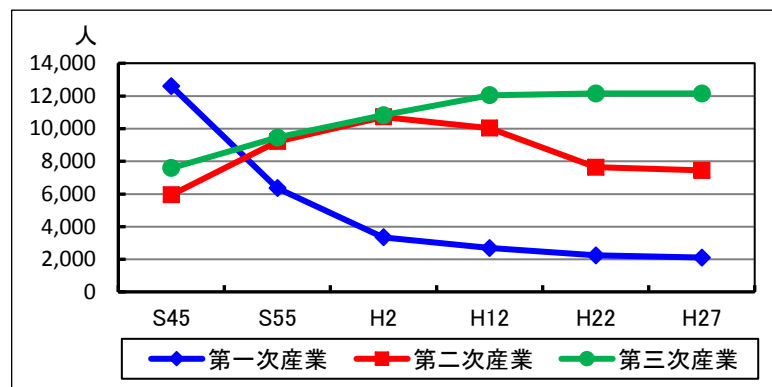


図 1-5 産業別就業人口の推移

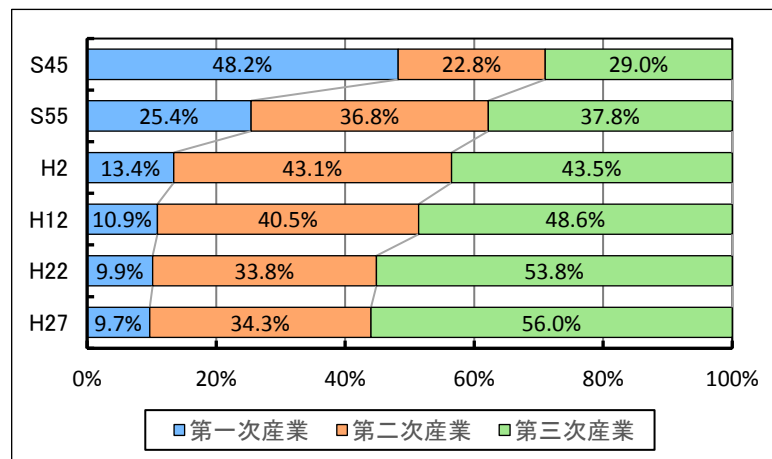


図 1-6 産業別就業人口割合の推移

2) 農 業

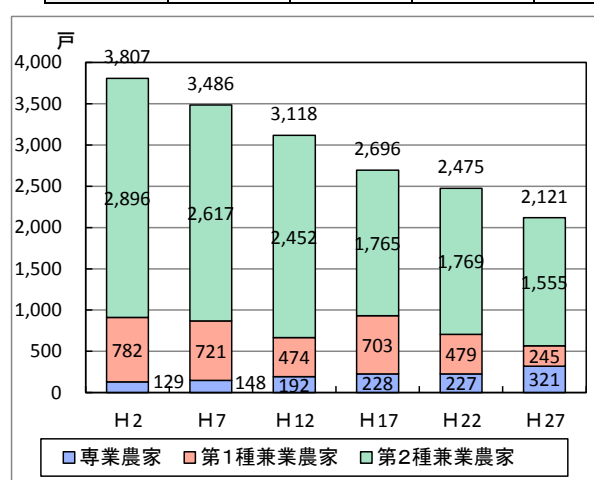
平成27年の総農家数は2,149戸となっており、都市化の進展や産業構造が変化するなか、本市の農家数は年々減少傾向で、農業就業者の高齢化や農業後継者不足等の問題を抱えています。

販売農家に占める専・兼業農家数の割合をみると、第2種兼業農家が大きく減少し、専業農家は増加傾向となっています。

作物・飼養別販売経営体数をみると、稲が最も多く、次いで豆類、野菜類の順となっています。比率でみると、稲は97.3%と販売経営体数のほとんどが作付しています。また、豆類は13.9%と県全体の7.4%に比べて大きくなっている一方、野菜類や果樹は県全体よりも小さくなっています。

表 1-6 経営耕地面積規模別農家数の推移 (戸)

	総農家 戸 数	0.5ha 未満	0.5以上 1.0未満	1.0以上 1.5未満	1.5以上 2.0未満	2.0以上 3.0未満	3.0以上 5.0未満	5.0以上
H2	4,180	300	715	730	632	915	451	64
H12	3,442	214	547	550	488	741	417	161
H22	2,798	124	346	406	403	594	380	222
H27	2,149	103	251	322	305	511	375	273



資料：農林業センサス

表 1-7 作物・飼養別販売経営体数

作物	販売経 営体数 (戸)	販売経営体数に対する割合	
		阿賀野市 (%)	県全体 (%)
稲	2,091	97.3	91.7
麦類	1	0.0	0.2
雑穀	16	0.7	2.7
いも類	40	1.9	4.0
豆類	298	13.9	7.4
工芸農作物	1	0.0	0.6
野菜類	146	6.8	17.6
花き類	34	1.6	2.1
果樹	19	0.9	5.9
乳用牛	17	0.8	0.4
肉用牛	18	0.8	0.5
豚	0	0.0	0.2
採卵鶏	3	0.1	0.2
ブロイラー	1	0.0	0.0
栽培きのこ	9	0.4	0.5

資料：農林業センサス (H27)

図 1-7 専・兼業別農家数（販売農家）の推移

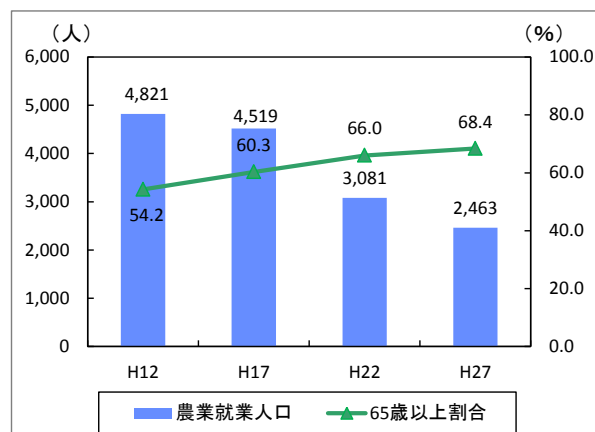


図 1-8 農業就業者の高齢化率の推移

3) 工 業

令和元年現在、従業員が4人以上の事業所は104事業所、従業員4,389人、製造品出荷額等は1,362億円で、従業員数と出荷額等は平成21年から増加傾向となっています。

本市では、新潟県東部産業団地や京ヶ瀬工業団地、市営西部工業団地などの工業集積地のほか、工業系用途地域内に工業地が整備されています。

出荷額は、「食料品製造業」が特に多く、近年では「化学工業」が出荷額を伸ばし、令和元年には分類別で1位になっています。

表 1-8 工業の推移（従業員4人以上の事業所）（件、人、億円）

	H19	H20	H21	H22	H24	H25	H26	H29	H30	R元
事業所数	126	131	119	112	116	118	111	107	101	104
従業員数	4,431	4,345	4,104	4,129	4,286	4,528	4,464	4,338	4,353	4,389
製造品出荷額等	1,059	1,047	916	960	1,088	1,173	1,263	1,222	1,226	1,362

資料：工業統計調査

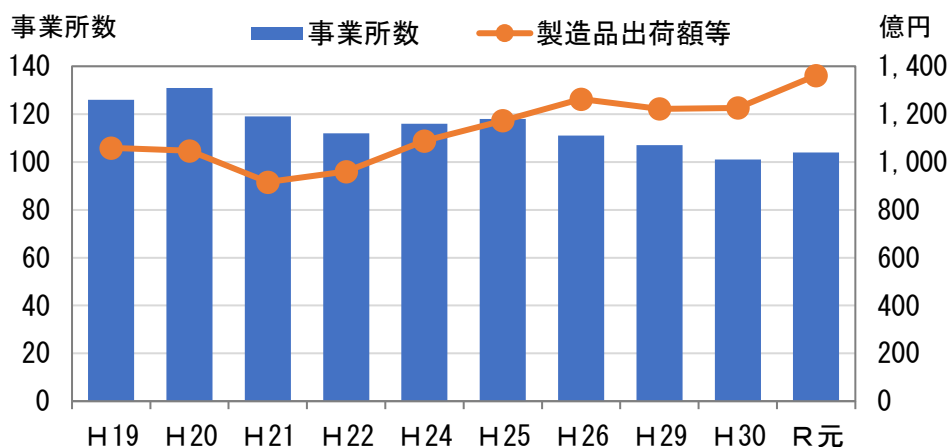


図 1-9 事業所数、製造品出荷額等の推移

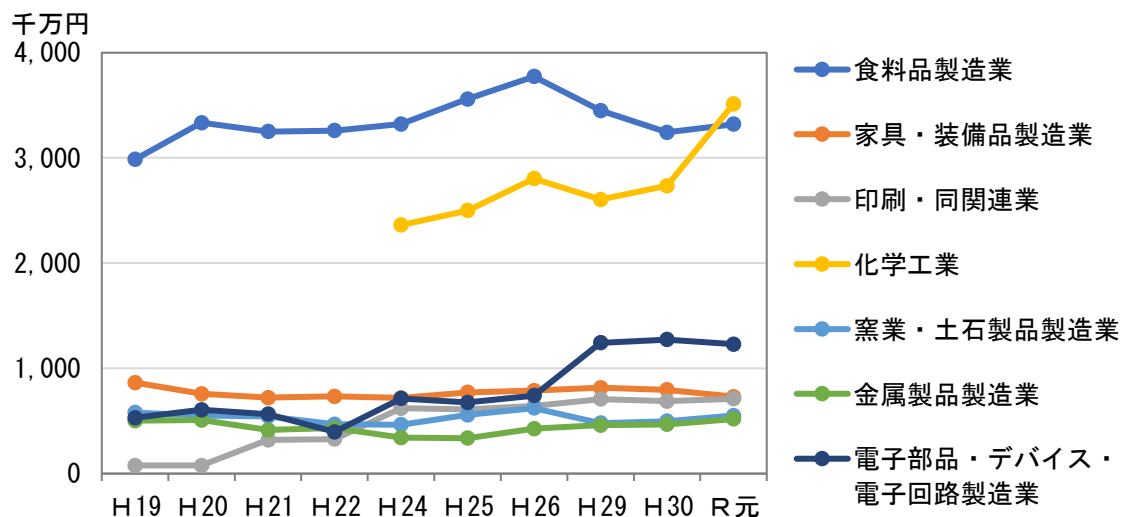


図 1-10 産業分類別製造品出荷額等の推移

4) 商 業

平成28年の本市の商業は、事業所数402、従業者数2,089人、年間商品販売額352億円となっています。事業所数は減少傾向にありますが、従業者数、年間商品販売額は横ばい傾向にあります。

市民の買物利用地をみると、既存商店街が減少傾向であり、地元外が増加傾向となっています。

表1-9 商業の推移

		H3	H9	H14	H19	H24	H26	H28
事業所数 (店)	小売業	776	691	631	571	349	416	357
	卸売業	69	66	45	63	49	53	45
	計	845	757	676	634	398	469	402
従業者数 (人)	小売業	2,734	2,712	2,826	2,500	1,844	1,815	2,089
	卸売業	318	388	296	386	353	302	197
	計	3,052	3,100	3,122	2,886	2,197	2,117	2,089
年間商品 販売額 (億円)	小売業	351	446	※345	352	309	271	303
	卸売業	94	113	※89	143	110	81	49
	計	445	559	464	495	419	352	352
小売業売場面積 (㎡)		40,042	52,877	※55,562	52,427	44,319	38,330	31,582

※旧笹神村分を除く

資料：商業統計調査、経済センサス活動調査

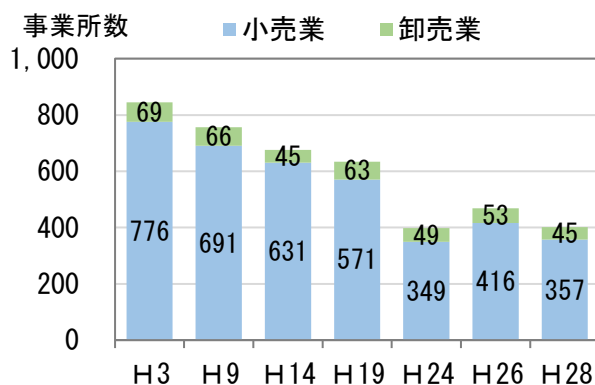


図1-11 商店数の推移

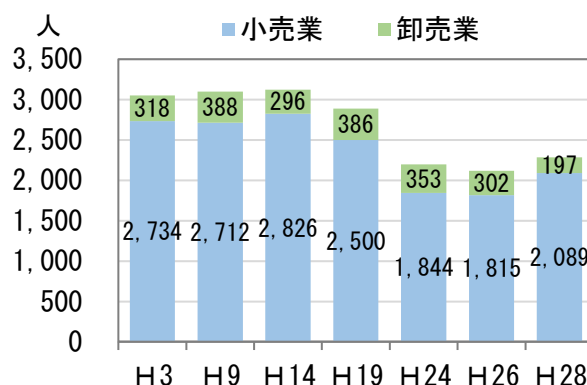


図1-12 従業者数の推移

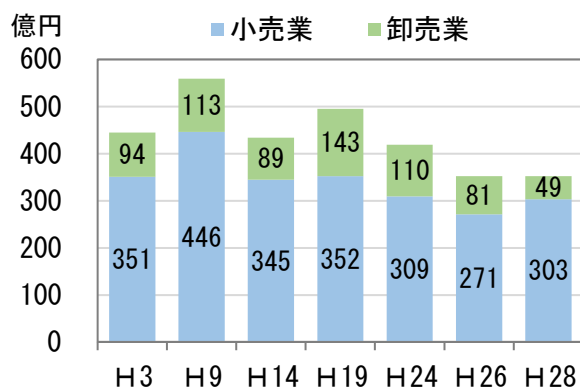
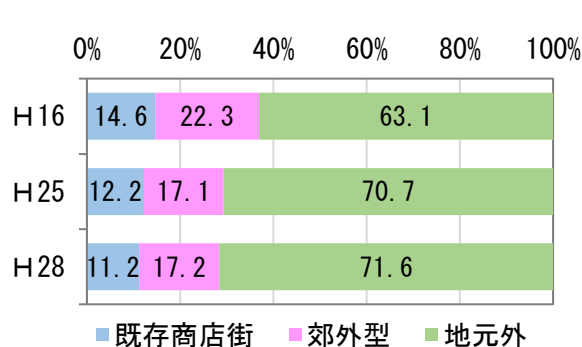


図1-13 年間商品販売額の推移

※H14 年間商品販売額は旧笹神村分を除く数値

図1-14 買物地区利用割合の推移
(買回品)

資料：消費動向調査

(4) 土地利用

1) 土地利用規制等

本市域は東部山間地を除いた全域の 77.4%が都市計画区域（都市地域）となっています。また、市街地（用途地域）を除く平野部を中心に、農業振興地域（農業地域）が広く指定されています。なお、市域の東部山間地と瓢湖は、五頭連峰県立自然公園（自然公園区域）となっています。

表 1-10 土地利用別面積（5 地域）

	行政区域	都市地域	農業地域	森林地域	自然公園区域	自然保全地域
面積(ha)	19,274	14,913	13,538	7,328	4,616	90
割合(%)	100.0	77.4	70.2	38.0	24.0	0.5

※国土利用法で規定する都市、農業、森林、自然公園、自然保全の 5 地域の区分

資料：LUCKY（国土交通省）

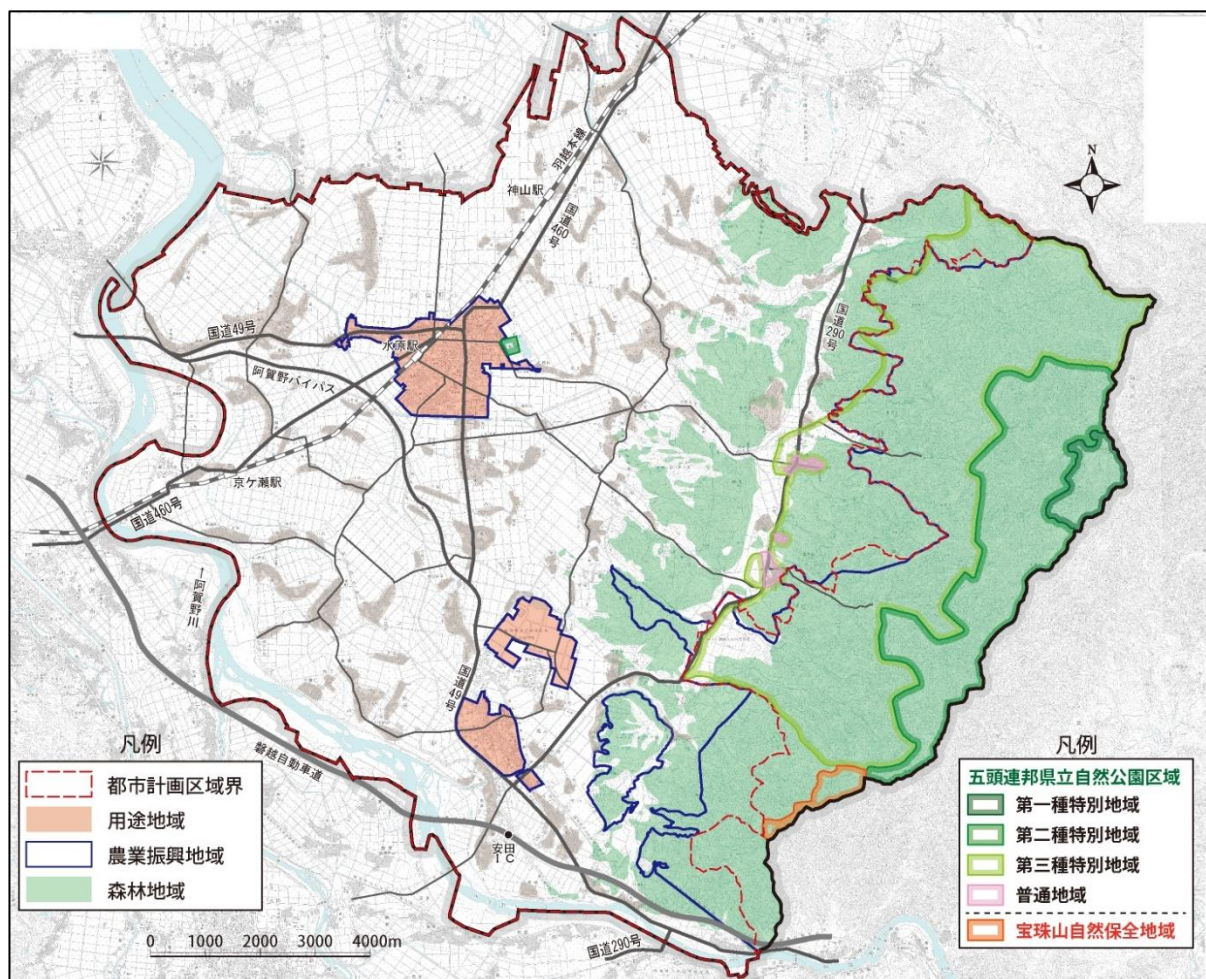


図 1-15 土地利用法規制状況

2) 市街地等の分布状況

本市には、水原地区及び安田地区の市街地に用途地域が指定されており、また、東部産業団地を含めると3か所が用途地域に指定されています。水原市街地と安田市街地、また、用途地域の指定のない京ヶ瀬支所周辺、笹神支所周辺は、古くから地区の中心として行政、商業、教育などの都市的な機能が集積しています。東部産業団地は、工業団地を中心に産業的な機能に特化しています。

このほか、平野部農用地内や五頭連峰の山麓などに複数の集落が分布しています。

市の人口の6割以上が集落内に居住しており、市街地内の居住人口は4割弱となっています。

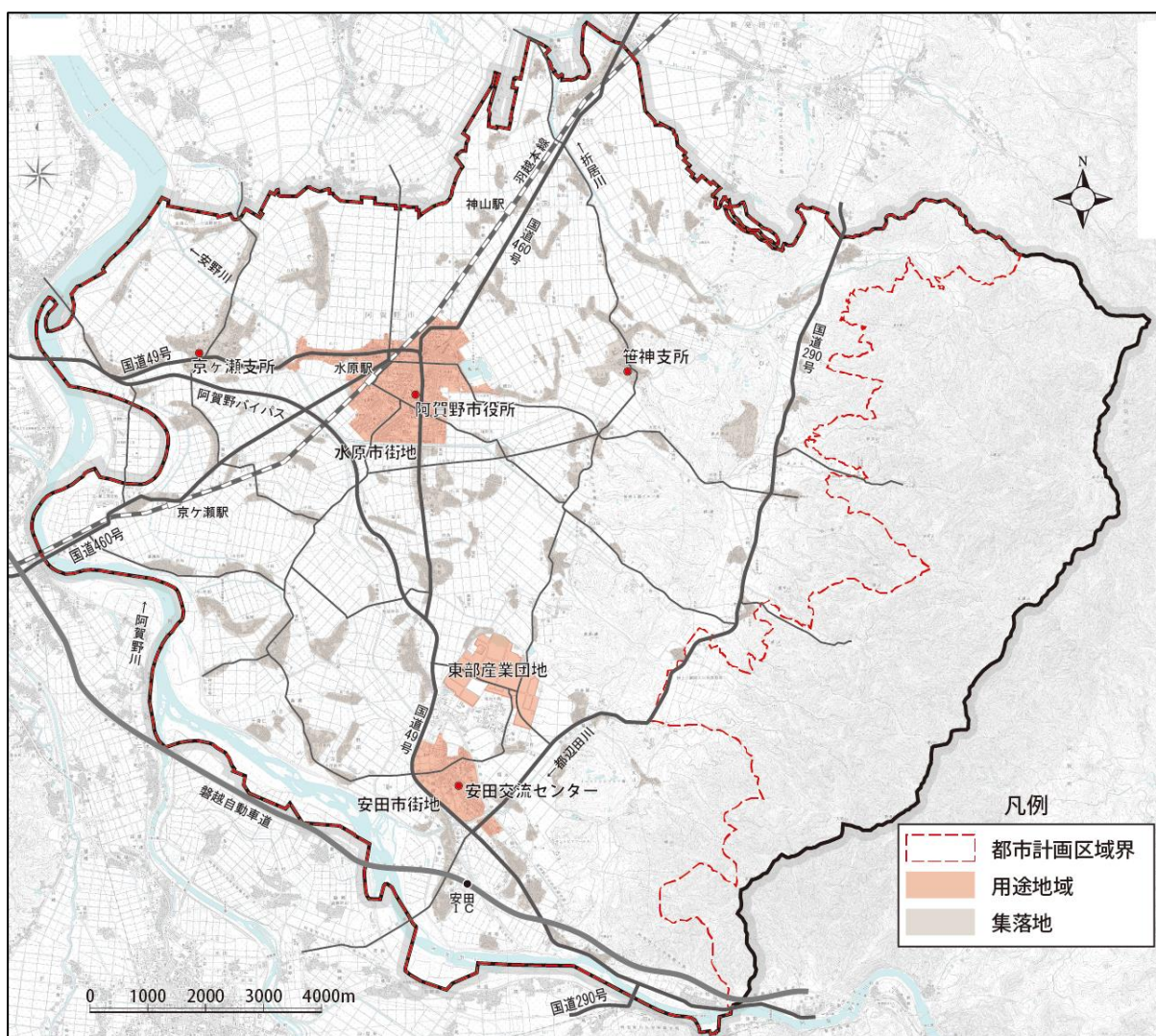


図 1-16 市街地及び集落の分布状況

3) 空き家状況

「住宅・土地統計調査」によると、本市には平成30年現在、1,790戸の空き家が存在すると推計されています。これは全住宅の約12%に相当し、空き家戸数は平成20年から平成30年の間に約1.86倍の増加となっています。

表 1-11 空き家の状況（住宅・土地統計調査）

	住宅総数	空き家総数	空き家率
H20	13,670	960	7.0%
H30	15,040	1,790	11.9%

資料：住宅・土地統計調査

■住宅・土地統計調査の方法

調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯(1調査単位区当たり17住戸、計約350万住戸・世帯)を対象とした。

市区町村の人口規模別に調査区抽出率を設定し、全国に約21万調査区を抽出。

世帯に配布する調査票並びに調査員が記入する建物調査票により調査。

市では平成26年度末及び平成28年度末に空き家実態調査を実施しました。空き家所有者に対する適正管理の指導や空き家・空き地バンクなどの取り組みなどにより減少傾向にあります。

表 1-12 地区別・市街地内外別空き家状況（市独自調査）

	空き家数		
	市街地内	市街地外	合計
安田地区	40	87	127
	36	76	112
京ヶ瀬地区	0	54	54
	0	48	48
水原地区	251	73	324
	212	74	286
笹神地区	0	245	245
	0	223	223
合計	291	459	750
	248	421	669

上段 H26、下段 H28

資料：阿賀野市実施

■阿賀野市独自調査の方法

- ・自治会長が空き家の事前調査を行い、対象となる家屋を整理した。
- ・その後、市が対象となった家屋の現地調査を実施し、状況（外観、老朽の具合など）を確認した。

(5) 交通

1) 道路

本市の道路網の状況は、国道3路線と県道10路線が骨格となり、これらの主要道路を相互に結ぶ市道が整備されています。また、国道49号阿賀野バイパスの整備が進行中であり、このバイパスの整備により水原地区の市街地内における通過交通の低減と広域交通の利便性の向上が期待されます。

市内の道路では、国道49号と国道460号の混雑度が高く、昼間12時間交通量が10,000台を超えます。

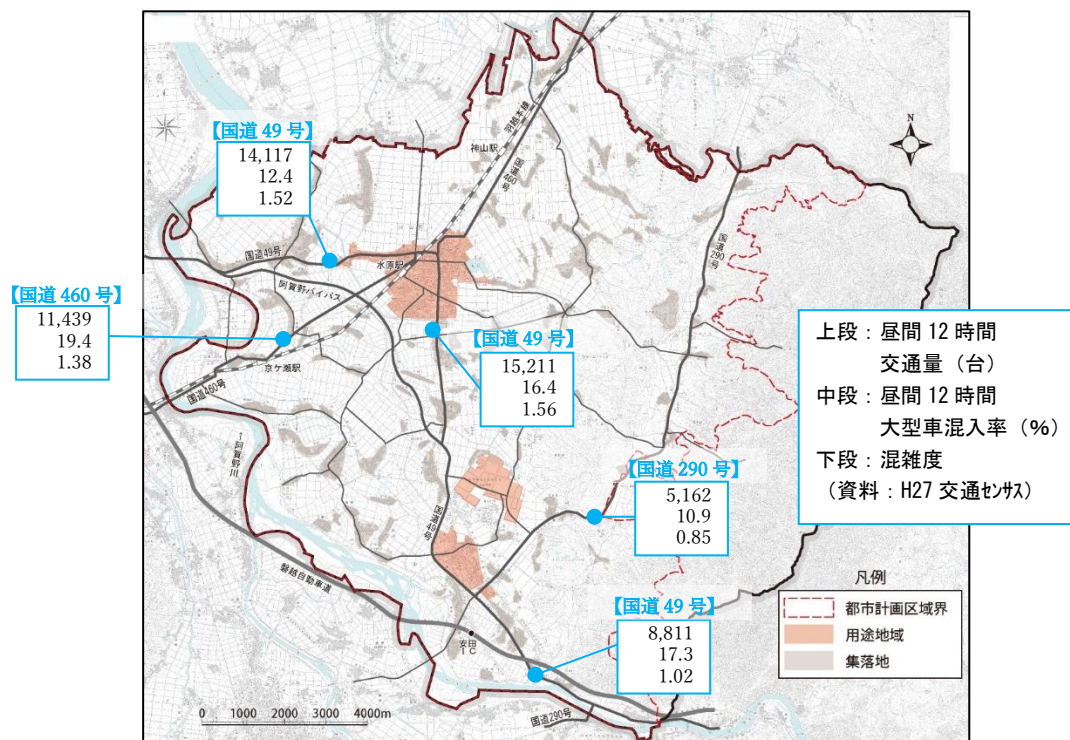


図 1-17 阿賀野市の交通網及び交通量状況

資料：H27 交通センサス

2) 公共交通

① 鉄道

鉄道は J R 羽越本線が市の西部から北部を通過し、市内には京ヶ瀬駅、水原駅、神山駅の3駅があります。水原駅の一日平均の乗車人員は減少傾向となっています。

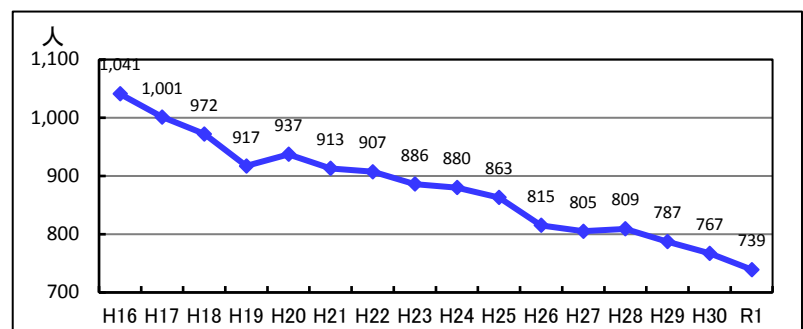


図 1-18 J R 水原駅の一日平均乗車人員の推移

資料：J R 東日本 駅別乗車人員

② 市営バス

市営バスは現在11路線が市内の各地区及び主要施設を結んでおり、利用者数は平成16年の運行開始以降増加していましたが、平成22年以降は減少に転じています。

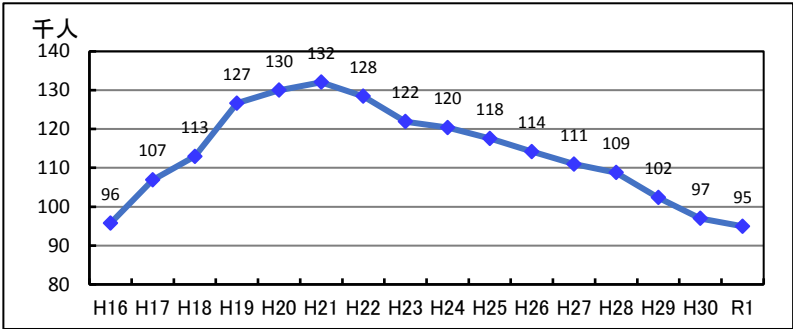


図 1-19 市営バス年間利用者数の推移

資料：阿賀野市公共交通協議会資料

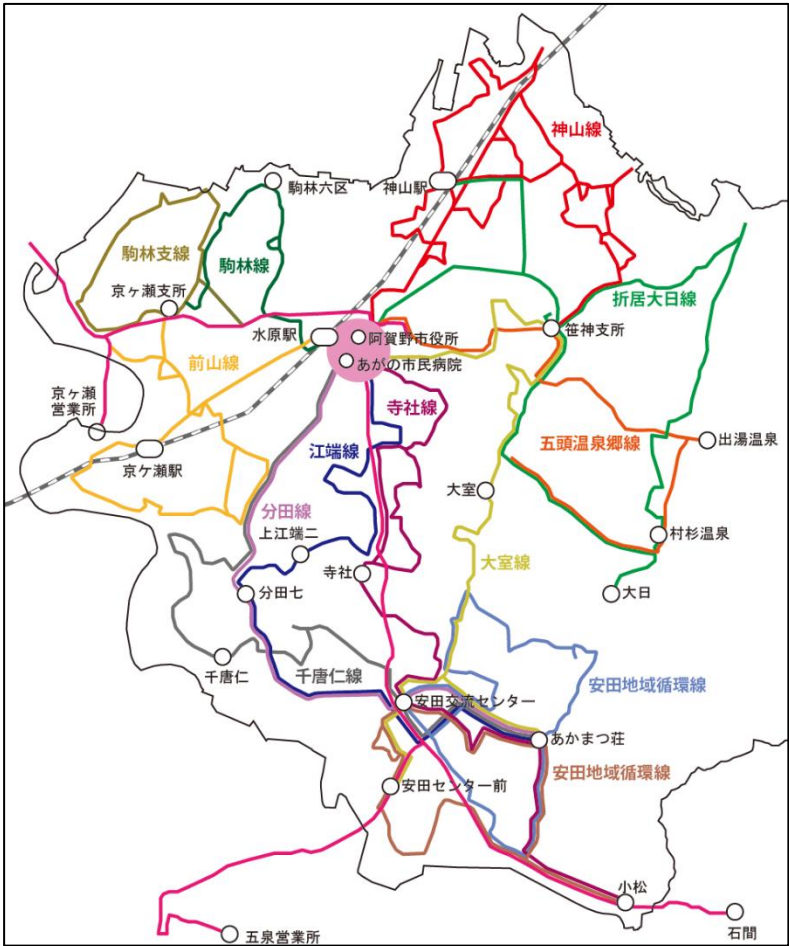


図 1-20 バス路線図

表 1-13 令和元年度路線別利用者数

路線名	利用者	1 日平均 利用者数
五頭温泉郷線	16,267	45.7
分田線	19,643	82.5
千唐仁線	8,218	34.5
江端線	6,336	26.6
寺社線	8,506	29.4
大室線	5,313	22.3
駒林線	4,314	18.1
前山線	2,382	10.0
折居大日線	6,229	26.2
神山線	7,597	31.9
安田地域循環線	10,145	42.6
合計	94,950	376.3

資料：阿賀野市公共交通協議会資料

③ 公共交通の広域連携

公共交通による市外へのアクセスは、路線バスによる新潟市中心部（万代シティバスセンター）～水原・瓢湖・保田間のほか、「安田インター前」停留所を利用することにより、高速バスで新潟市中心部（新潟駅、万代シティ、古町）や五泉市（五泉、村松）へ直通します。鉄道で新潟市中心部へ行く場合は、市内を通るＪＲ羽越本線を利用すると、新津駅でＪＲ信越本線に乗り換え、または新発田駅でＪＲ白新線に乗り換えするしかなく、直接アクセスできません。なお、羽越本線は平日で一日12往復と、およそ2時間に1本程度の運行頻度となっています。



図 1-21 公共交通による市外へのアクセス状況

3) 新たな道路の整備（国道49号阿賀野バイパス）

既存国道49号の安全で円滑な交通の確保と沿道環境の改善を目的として、阿賀野バイパスの整備が行われています。令和4年夏までには開通予定ですが、バイパスが全線開通することによって、広域的物流の円滑化、新潟県東部産業団地への企業進出促進等の効果が期待されます。

国県道を中心とした合計8か所のインターチェンジまたは交差点によりアクセスが可能となります。

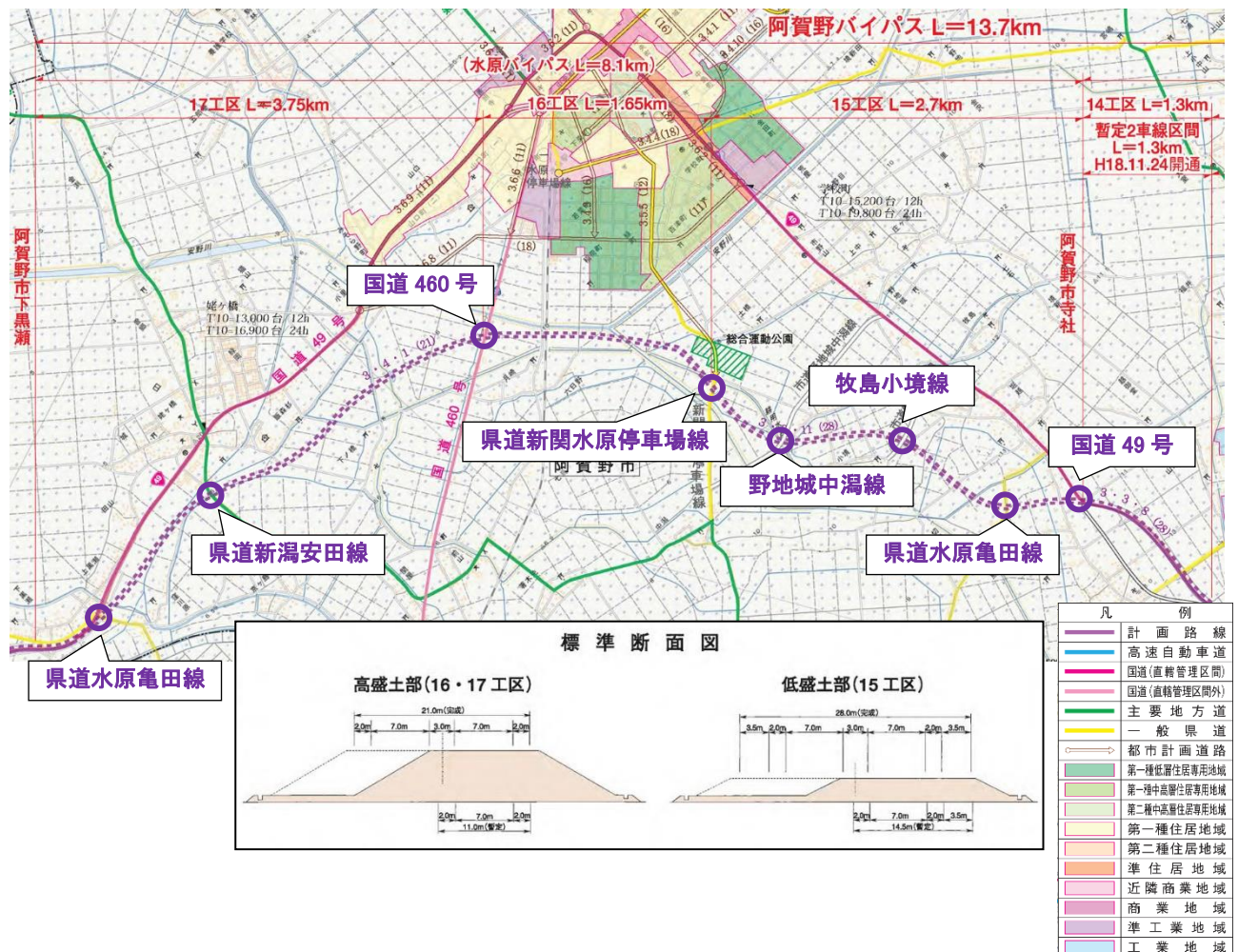


図 1-22 国道49号阿賀野バイパス整備計画

資料：国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所

(6) 都市施設

1) 都市公園等

本市では、都市公園が12箇所整備されています。また、その他条例で定められた公園が市内各地に整備されています。

表 1-14 その他の都市施設の状況

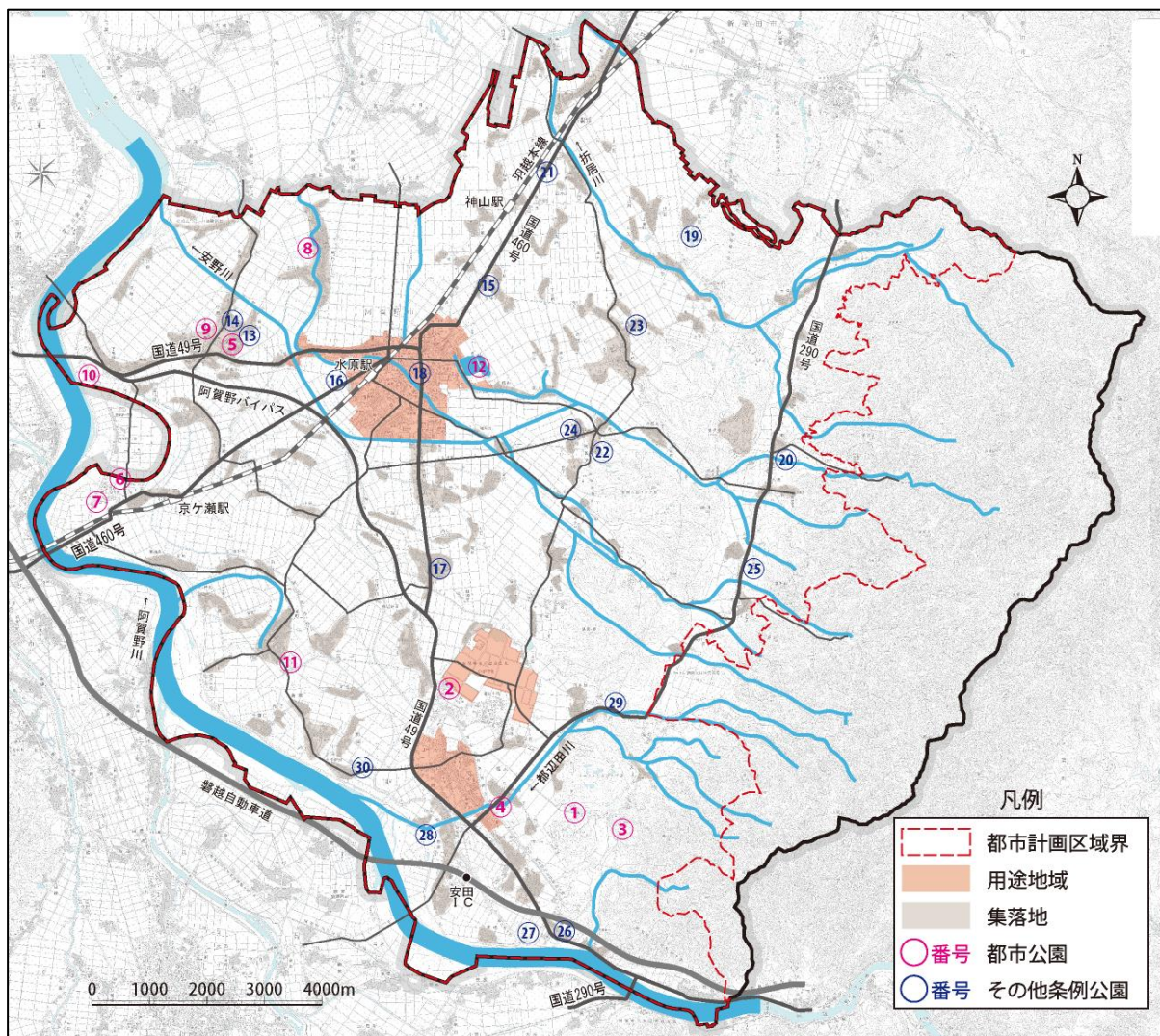
都市計画施設

施設の 種類	名 称	構 造 種 別	面積・規模	決定年月日 最終年月日	備 考
駐車場	瓢湖市営駐車場	広場式	約 5,300 m ²	S43.10.8 決定 H22.4.1 変更	142 台 整備済
都市計画 公園	瓢湖水きん公園	特殊公園	約 30.4ha	S50.2.7 決定 H19.4.1 変更	整備済
火葬場	阿賀北広域組合 火葬場		計画 0.9ha 供用 0.6ha	H23.1.23 決定	火葬炉 5 基

都市計画以外の施設（都市計画公園以外）

公園の分類			箇所	面積 (ha)	備 考
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	4	2.25	
		近隣公園	3	7.0	
		地区公園	1	3.1	
		総合公園	1	22.1	
緑地			2	4.4	
都市公園 計			11	38.8	

資料：新潟県の都市計画資料編（令和元年版）



【都市公園】

1. 久保山水禽公園
2. 藤堂コミュニティ公園
3. 赤松山森林公園
4. 都辺田川親水公園
5. 緑岡第一公園
6. 京ヶ瀬工業団地記念公園
7. 下里桜づつみ公園
8. 駒林農村公園
9. ふるさと公園
10. 籠尻川河川公園
11. 分田児童公園
12. 瓢湖水きん公園

【その他条例で定められた公園】

- | | |
|--------------|--------------------|
| 13. 緑岡第三公園 | 25. 今板農村公園 |
| 14. 緑岡第四公園 | 26. 赤坂堤農村公園 |
| 15. 天神堂農村公園 | 27. 渡場親水公園 |
| 16. 下山口農村公園 | 28. 阿賀野川ホリスティックパーク |
| 17. 堀越農村公園 | 29. 東部産業団地公園 |
| 18. 天朝山公園 | 30. 大和地区農村公園 |
| 19. じゅんさい池公園 | |
| 20. 賽の河原公園 | |
| 21. 上高田児童公園 | |
| 22. 五頭の里公園 | |
| 23. 岩瀬の清水公園 | |
| 24. 押切農村公園 | |

図 1-23 公園分布状況

資料：阿賀野市都市公園条例、阿賀野市公園条例

2) 下水道等

本市では、公共下水道のほか、集落部では農業集落排水、合併浄化槽などが計画され、令和元年度末の汚水処理人口普及率は95.9%となっています。今後とも順次整備を進めていく予定となっています。

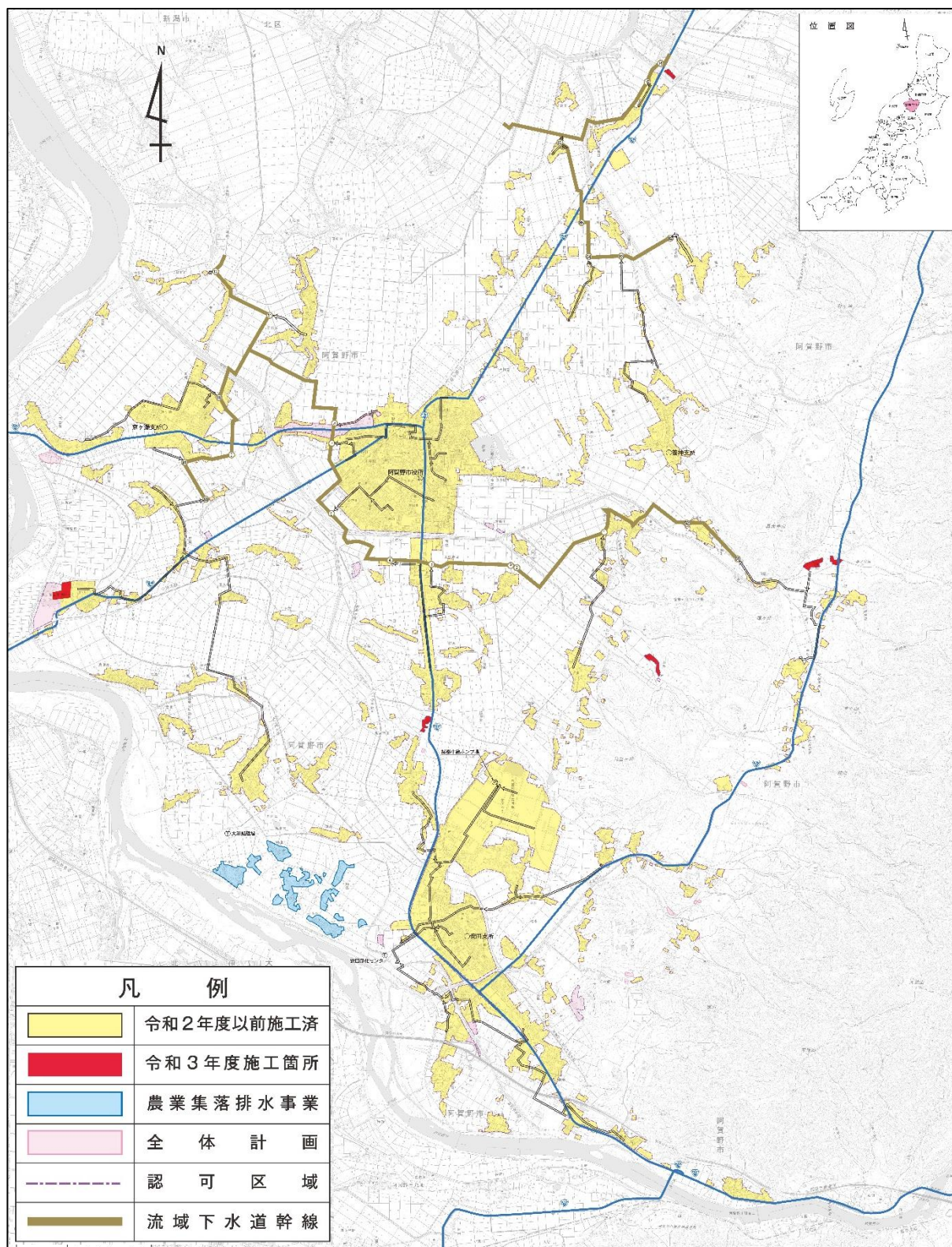


図1-24 下水道整備計画図(予定)

資料：阿賀野市

(7) 都市機能等

1) 処理施設・高次都市機能の広域的な連携の実態

本市で生活する上での都市サービスは、周辺都市との連携で行うものが多くあります。

ごみ処理は五泉市と阿賀町、し尿処理は新潟市（旧豊栄市）と五泉市、火葬場は新潟市（旧豊栄市）との連携で運営されています。

表 1-15 都市サービスの広域連携の状況

	対象圏域・処理組織	対象施設（位置）	連携都市
消防・救急	阿賀野市	・阿賀野市消防本部（安野町） ・かがやき分署（かがやき）	—
ごみ処理	京ヶ瀬・水原・笹神地区： 阿賀野市	・阿賀野市環境センター（笹岡）	—
	安田地区： 五泉地域衛生施設組合	・五泉地域衛生施設組合（五泉市） ・不燃物処理センター（阿賀町）	五泉市、阿賀町
し尿処理	京ヶ瀬・水原・笹神地区： 阿賀北広域組合	・阿賀北広域組合清掃センター（船居）	新潟市（旧豊栄市）
	安田地区： 五泉地域衛生施設組合	・五泉地域衛生施設組合（五泉市）	五泉市
火葬場	阿賀北広域組合	・阿賀北葬斎場（下条）	新潟市（旧豊栄市）

資料：新潟県の都市計画資料編（令和元年版）等

文化施設や総合病院、4年制大学など広域的な利用がなされる高次な都市機能の分布状況をみると、本市には主な施設の立地はみられず、近隣する新潟市や新発田市の施設を利用することになります。

表 1-16 阿賀野市周辺の高次都市機能の分布状況

		阿賀野市	新潟市	新発田市	五泉市	他
主要な文化施設	スポーツ観戦	—	県立スタジアム 県立野球場 鳥屋野体育館 東総合スポーツセンター 新潟市陸上競技場	五十公野公園	—	—
	コンサート	—	産業振興センター 朱鷺メッセ りゅーとぴあ 県民会館 新潟テルサ	新発田市民文化会館	—	—
	美術館等	—	県立万代島美術館 県立植物園 県立自然科学館 県政記念館 県立図書館	—	—	—
総合病院（3次医療）		—	新潟市民病院 新大病院	県立新発田病院	—	—
大学（4年制）		—	7校	1校	—	加茂市1校

・スポーツ観戦：プロスポーツの観戦が可能な施設（野球、サッカー、バスケットボールなど）

・コンサート：収容人数が1,000人以上の施設

・美術館等：新潟県立の美術館、博物館など

2) 日常的なサービス施設及び観光施設の分布状況

一般市民が利用する日常的な都市施設の分布状況をみると、水原市街地に市役所、病院、高等学校といった基幹的な機能が集積しています。このほか、安田市街地（安田交流センター）、京ヶ瀬支所周辺、笹神支所周辺に小中学校、公民館等の公共施設が分布しています。

市内の主な観光資源の分布状況は、水原市街地周辺に瓢湖、水原代官所、天朝山公園といった施設が分布するほかは、国道290号沿道の笹神地区から安田地区にかけて、温泉やゴルフ場、遊園地などが分布しています。

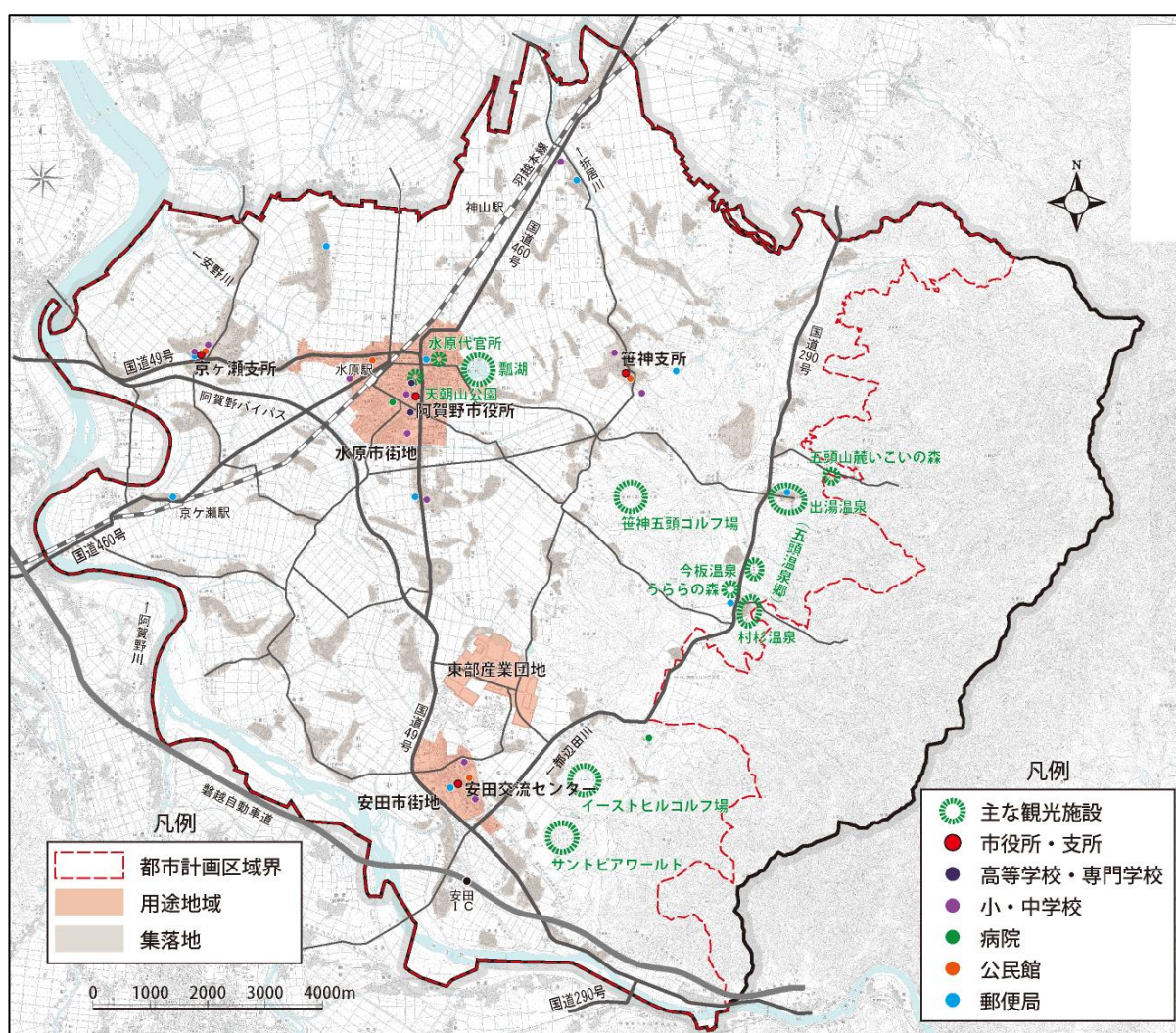


図 1-25 主な都市機能及び観光施設分布状況

資料：阿賀野市ホームページ等

(8) その他

1) 自然資源分布状況

本市の南西側は大河・阿賀野川が北に流れます。東側には五頭山、宝珠山などの山が連なり、五頭連峰県立自然公園、宝珠山自然環境保全地域が指定されています。

五頭連峰山麓の豊かな森林等の自然資源を利用した公園、キャンプ場、植物園などの交流施設が多く分布しています。

阿賀野川のほかにも都辺田川、安野川、折居川といった河川、ラムサール条約登録湿地でもある瓢湖などの豊富な水辺空間を有し、「岩瀬の清水」をはじめとした多くの湧水も分布します。

本市西部の京ヶ瀬地区には越後の七不思議にあげられる「八房の梅」と「珠数掛ザクラ」を有する梅護寺、本市南部の安田地区には同じく越後七不思議の「三度栗」を有する孝順寺があります。

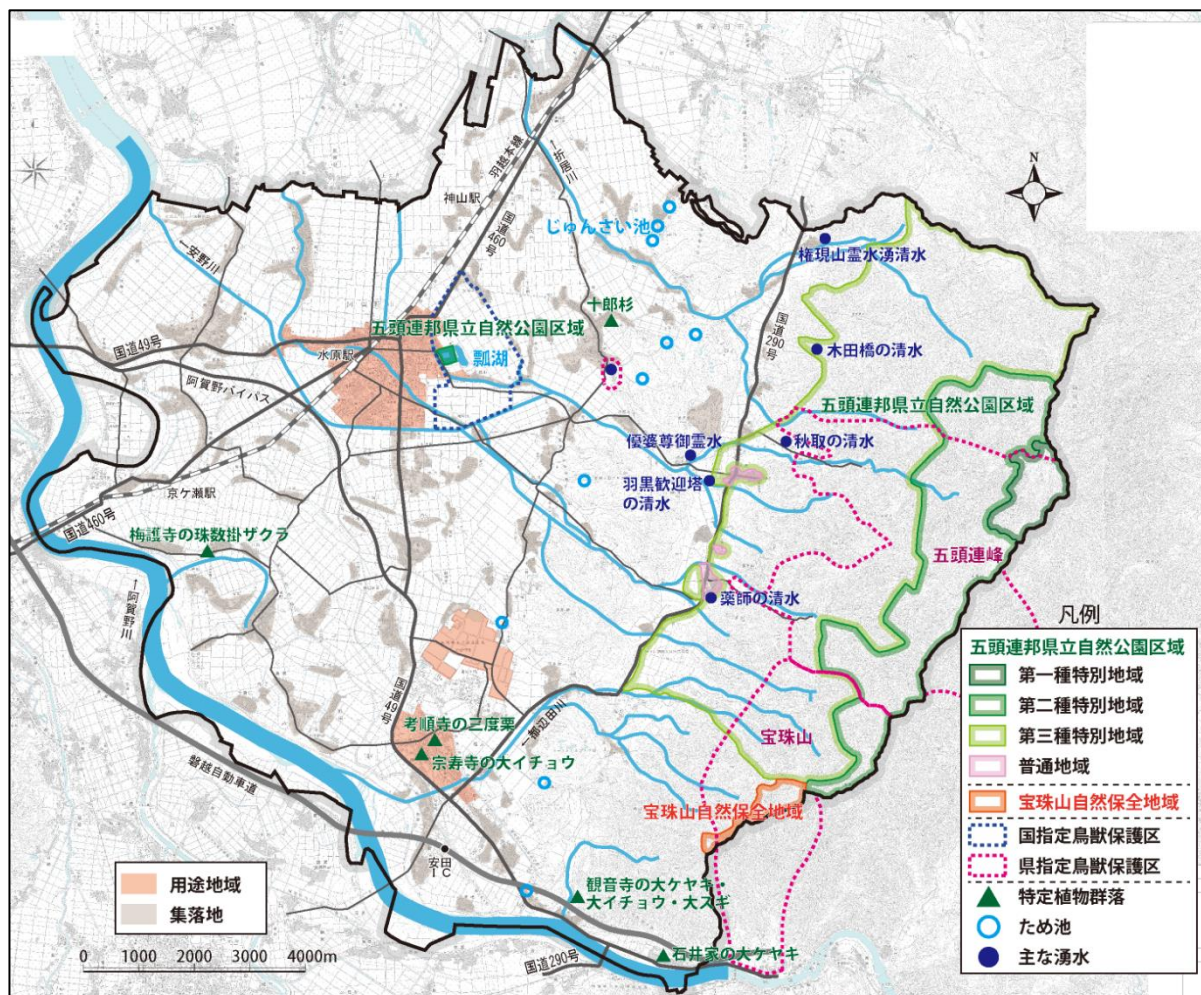


図 1-26 主な自然資源の分布状況

2) 防災関連

① 自然災害想定区域

本市では、東部五頭連峰の山裾を中心に 91 か所（令和 2 年 2 月末日現在）の土砂災害警戒区域が指定されており、このうち特別警戒区域（レッドゾーン）は 39 か所あります。（特別警戒区域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告などがなされる場合があります。）

また、大雨による河川の氾濫により、浸水被害が想定される区域（浸水想定区域）が、市街地を含む平野部に広がっています。

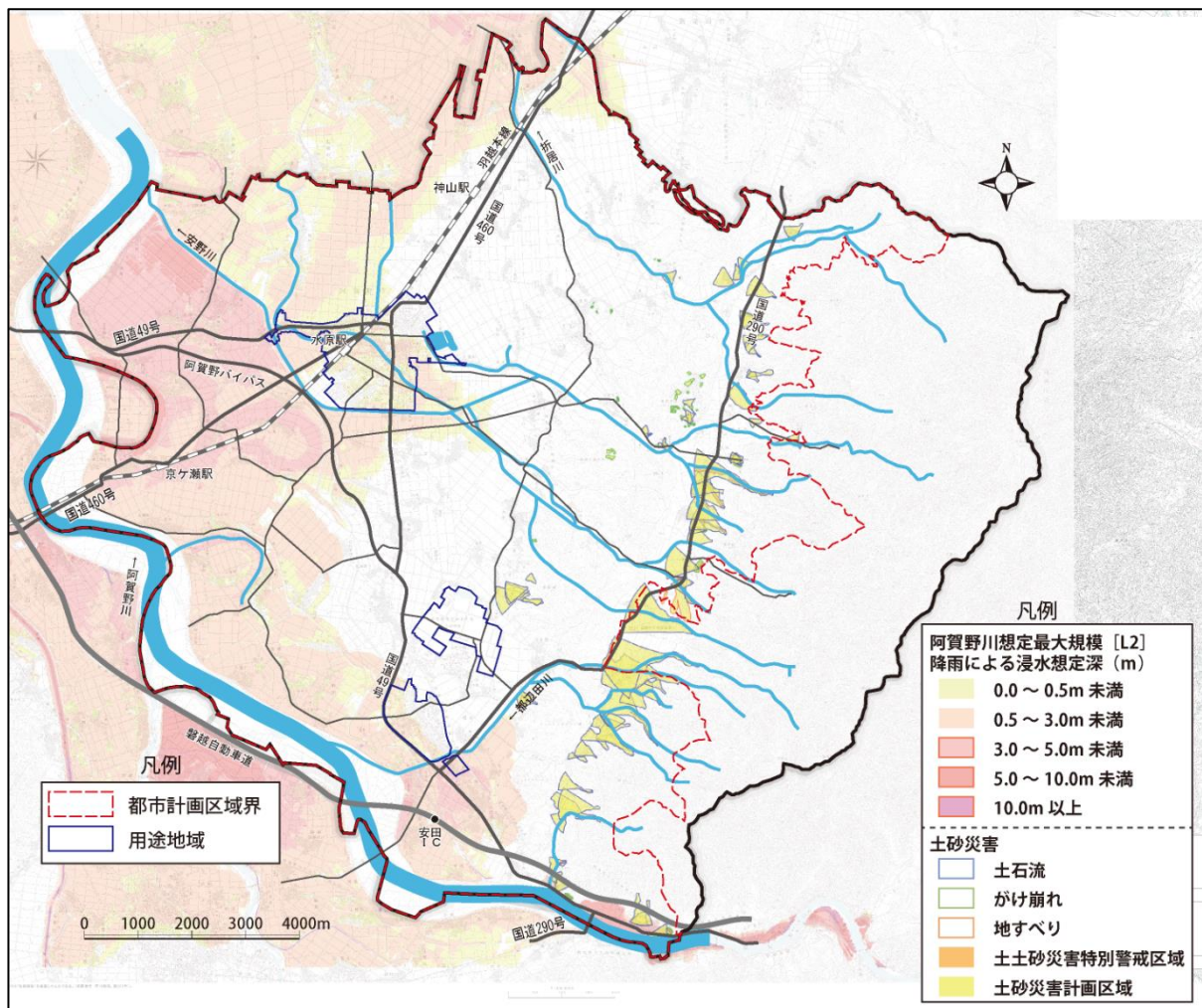


図 1-27 土砂災害警戒区域・浸水想定区域分布状況

資料：水災害ハザードは阿賀野洪水ハザードマップを基に作図、

土砂災害は「国土数値情報（R2 データ）」（国土交通省）を加工して作成

2. 市民意向

阿賀野市都市計画マスタープランの策定にあたり、まちづくりに関するアンケート調査を行い、市民のまちづくりに関する意向を把握しました。

(1) 調査の方法・概要

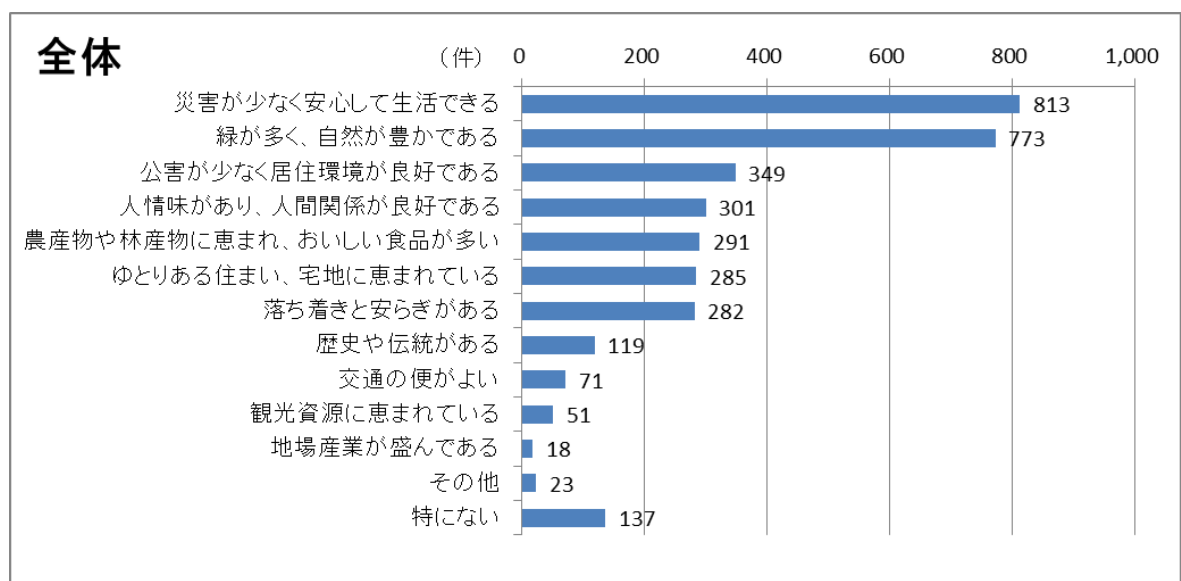
調査対象地域	阿賀野市全域
対象者	阿賀野市に住む 20 歳以上の男女
票本数	3,000 票
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成 26 年 11 月 11 日（配布）～12 月 1 日（回収締切）
調査目的	「阿賀野市都市計画マスタープラン」を策定するにあたり、市民が将来の都市の姿やまちづくりについて感じていることや要望を把握するため。
回収数	1,615 票
回収率	53.8%

(2) 結果内容

① 阿賀野市の魅力について

問 あなたが、阿賀野市の魅力として誇れるもの、大切にしたいものは何ですか（3 つまで）

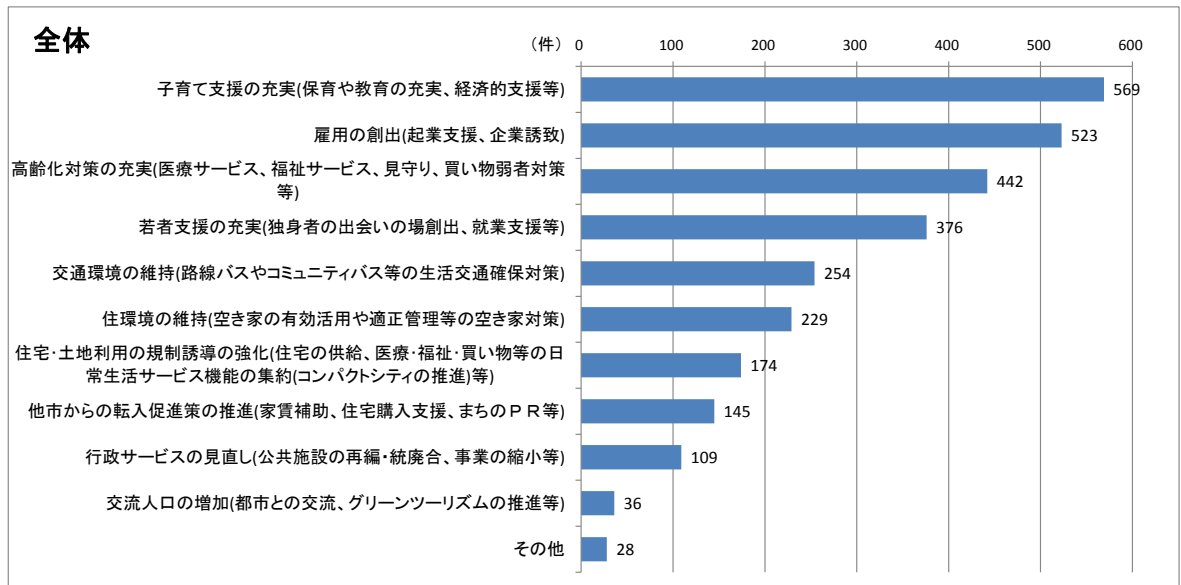
- 「災害が少なく、安心」、「緑が多く自然が豊か」が特に多い状況です。



② 人口減少を踏まえた政策について

問 国等の推計によると、阿賀野市の人口は今後 30 年間で約 1 万 4 千人減少し、3 万人程度になるといわれています。このような人口減少を踏まえて、今後、どのようなことが必要だと思いますか（2 つまで）

- 「子育て支援」、「雇用」、「高齢化対策」、「若者支援（出会いの場、就業など）」が特に多い状況です。

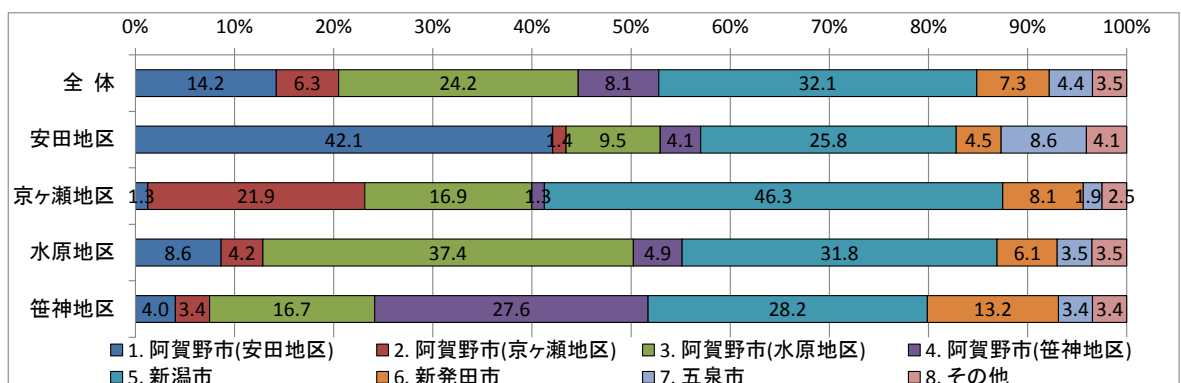


③ 日常生活の利用地について

問 あなたは主にどこで用を済ませますか（1 つ）

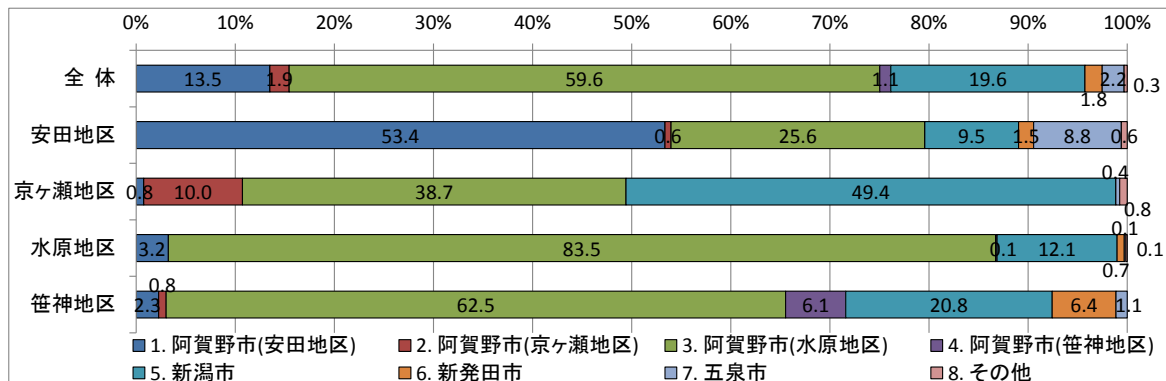
- 通勤通学は阿賀野市内が過半数の 53%（うち水原地区 24%）、新潟市が 32% となっています。

（1）通勤・通学



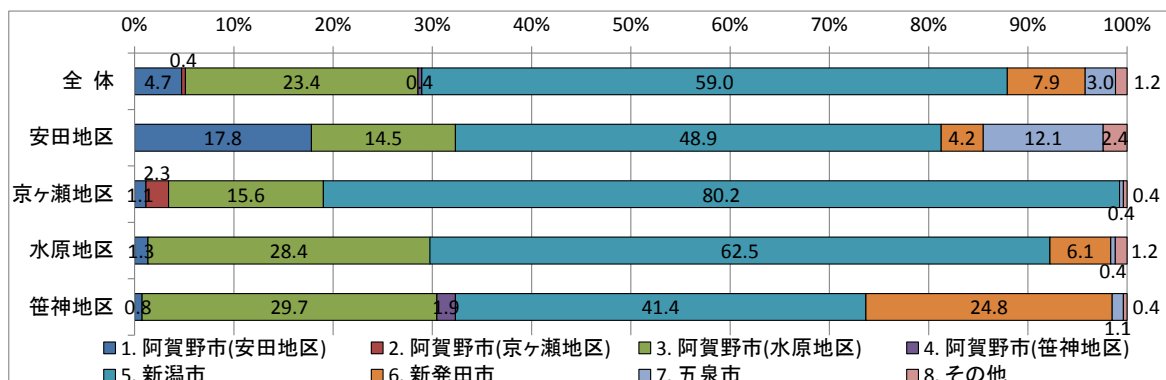
- 日用品の買物は、阿賀野市内が過半数の76%（うち水原地区60%）、新潟市が20%となっています。

（2）日用品等の買物



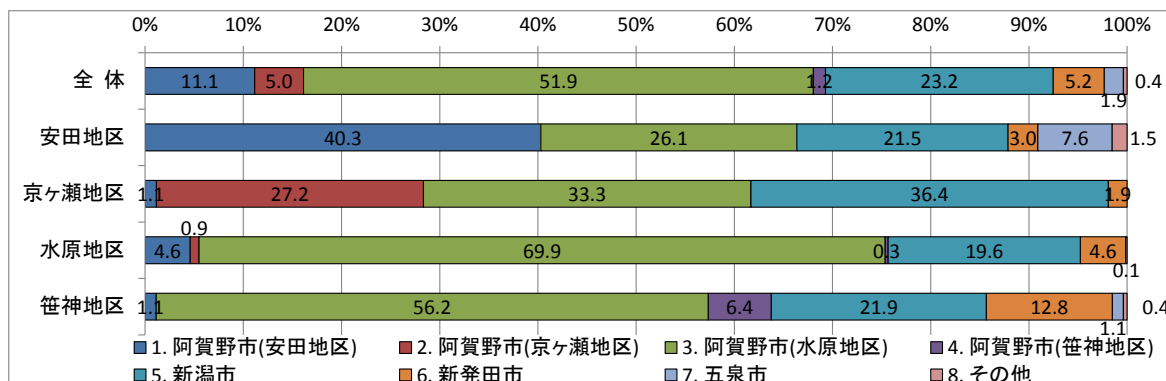
- 日用品以外の買物は、新潟市が過半数の59%、阿賀野市内が29%となっています。

（3）日用品以外の買物



- 通院は、阿賀野市内が過半数の69%（うち水原地区52%）、新潟市が23%となっています。

（4）病院・医院への通院



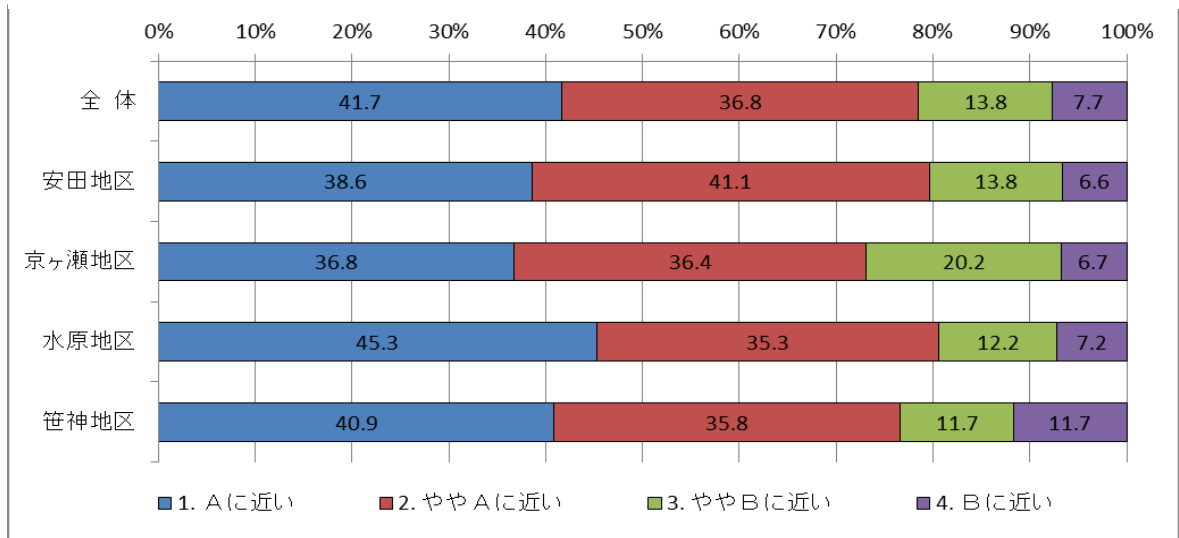
④ 人口減・高齢化の中でのまちづくりのあり方

問 今後は人口が減少し高齢化がさらに進んでいくことで、税収の減少、高齢福祉等に係る財政負担の増加、1人あたりの公共施設の維持管理費の増加などが予想されます。こうした中で、今後の市街地開発はどのようにあるべきと考えますか。(1つ)

● 「無秩序な開発の拡散を抑え、内部の質を高めるべき」が約80%を占めます。

A. 無秩序な開発の拡散を抑え内部の質を高めていくべき

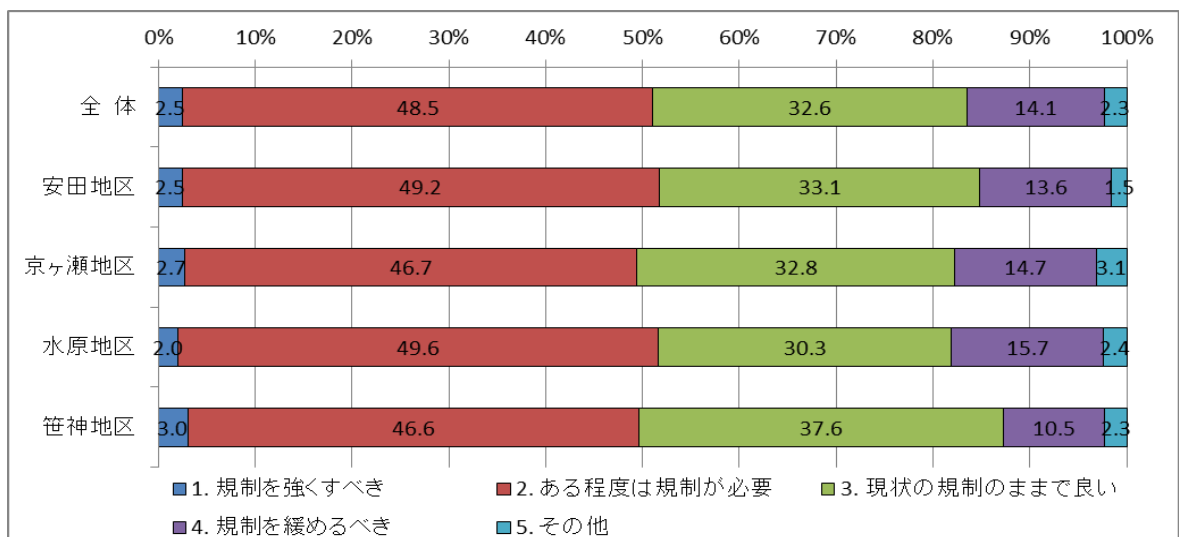
B. 積極的に郊外へ開発を拡大していくべき



⑤ 土地利用規制について

問 生活環境を守り機能的な都市活動を確保するために適用されている土地利用規制(建物の用途、面積、高さなどの規制)について、あなたはどのようにお考えですか。(1つ)

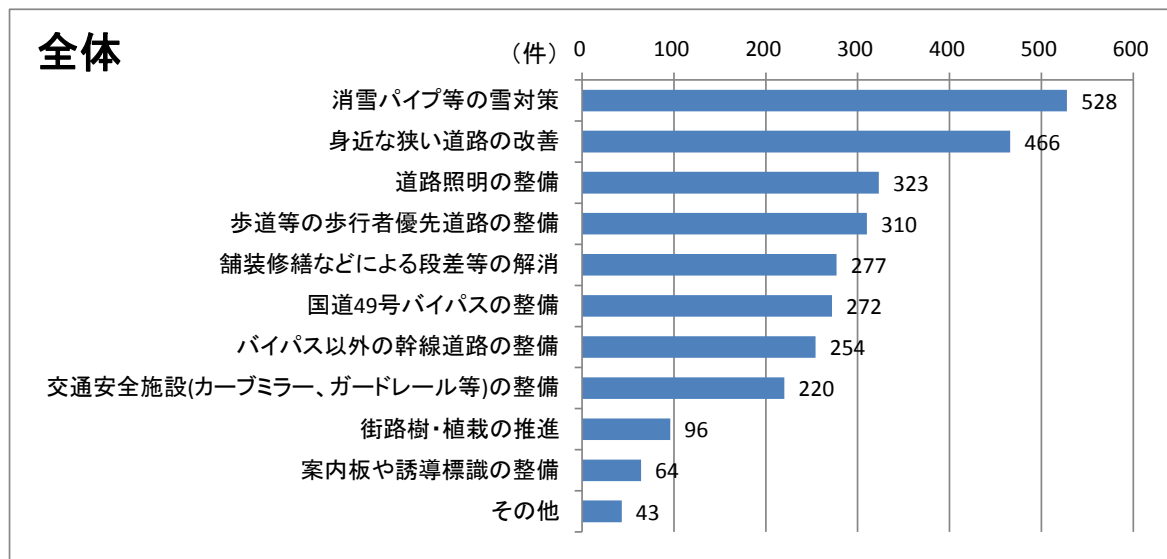
● 「ある程度は規制が必要」が約50%、「現状の規制のままでよい」が33%、「規制を緩めるべき」が14%となっています。



⑥ 道路整備について

問 道路の整備について、特に重要だと思う項目はどれですか。（2つまで）

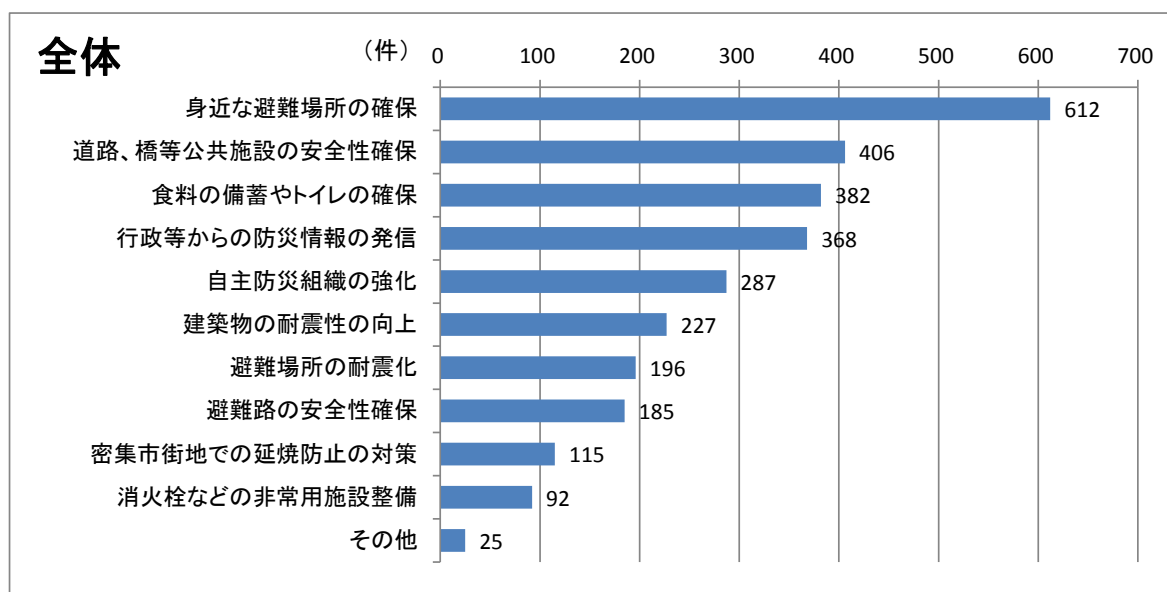
- 「消雪パイプ等雪の対策」、「身近な狭い道路の改善」が特に多い状況です。



⑦ 都市防災について

問 「災害に強いまちづくり」を進めるために何が必要であると思いますか。（2つまで）

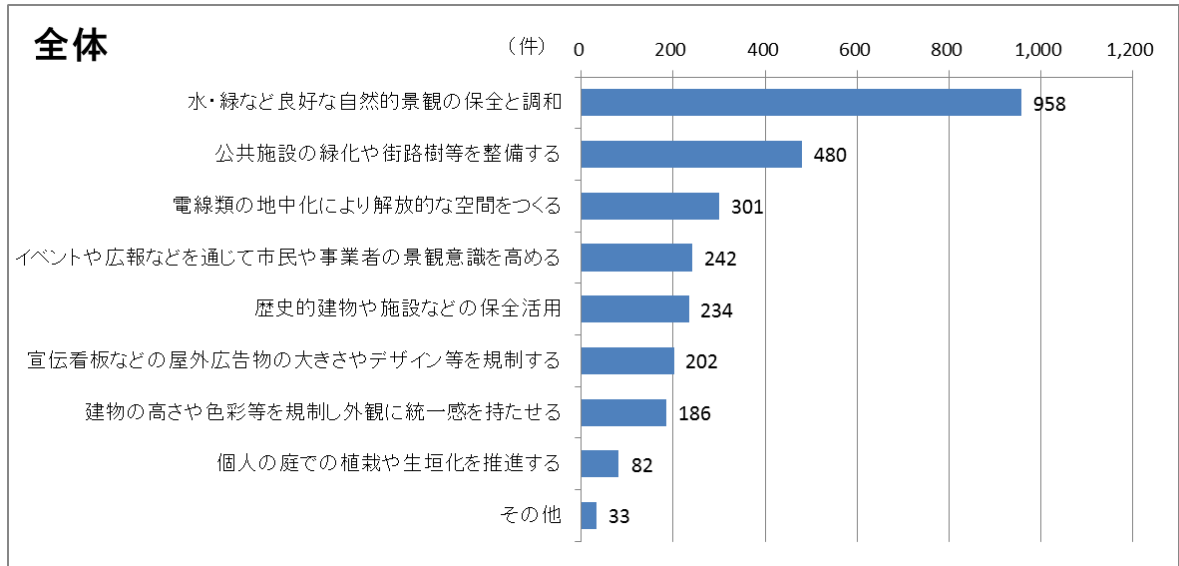
- 「身近な避難所の確保」、「公共施設の安全性確保」、「食料備蓄やトイレの確保」、「防災情報の発信」が多い状況です。



⑧ 景観形成について

問 「良好な景観形成」を進めるために何が必要であると思いますか。（2つまで）

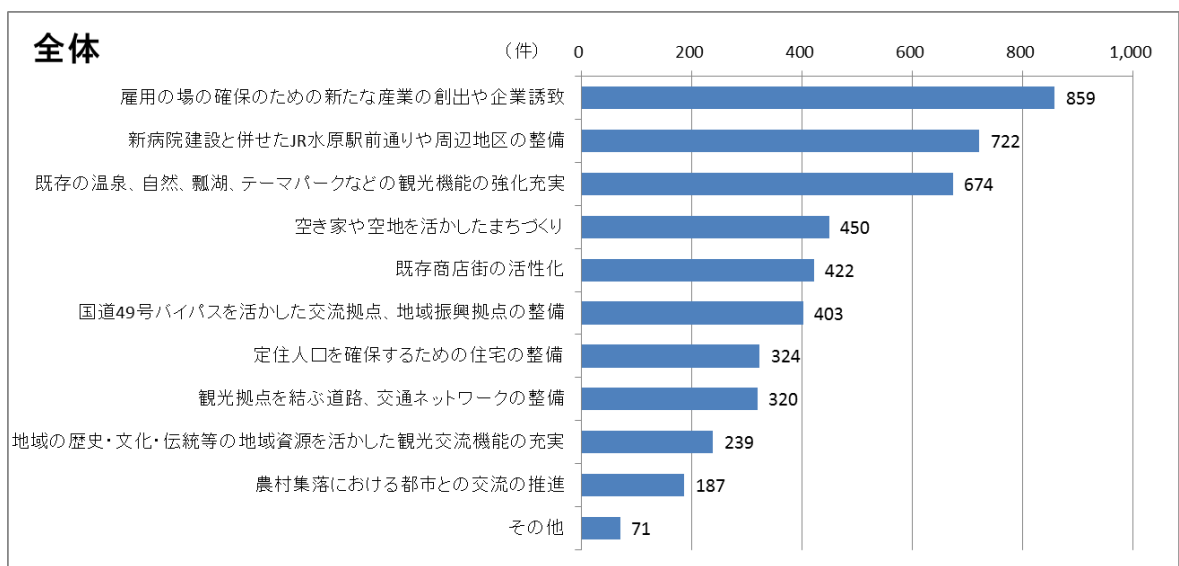
- 「水・緑など良好な自然景観の保全と調和」、「公共施設の緑化や街路樹の整備」が特に多い状況です。



⑨ 重要な都市政策について

問 阿賀野市が今後魅力ある都市として発展していくため、特に重要なことは何だと思いますか。（いくつでも）

- 「雇用の場の確保、新たな産業の創出」、「新病院と併せた周辺地区の整備」、「観光機能の強化充実」が特に多い状況です。



3. まちづくりの課題

近年の時代潮流の変化と阿賀野市の現状、市民の意識を踏まえて、今後のまちづくりにあたっての主要課題を以下のとおり整理します。

(1) 最適な都市政策の展開

人口減少・少子高齢化の動きは、本市においても着実に進行しており、試算によると、令和22年には人口が約36,000人（現在よりも5,000人以上減少）、うち高齢者が約13,000人となることが想定されます。今後も高齢化の進行による社会保障負担の増大など、一層厳しい財政状況が想定されますが、これからの都市計画においては、高齢者をはじめ、誰もが安心して暮らすことができる都市基盤整備に加え、将来人口に見合った適正な規模の社会資本の効率的かつ効果的な維持更新など、持続性の視点にも配慮しながら、本市の将来にとって最適な都市政策を展開していくことが求められます。

(2) 阿賀野バイパスを活かしたまちづくり

現在進められている国道49号阿賀野バイパス整備は、広域交通の円滑化や市街地の渋滞解消に加えて、新たな交通ネットワークの形成による利便性の向上により、本市のまちづくりに大きな効果をもたらすことが期待されます。より広域的に本市への交通利便性が大きく向上する利点を活かして、市内の各都市拠点や観光資源とのアクセス強化などを図り、産業や観光の活性化をはじめ、市民生活の利便性を高めるまちづくりを進めることが重要です。

(3) 持続可能なコンパクトなまちづくり

今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした中、医療・福祉施設、市役所、図書館、商業施設などの都市機能や住居がまとまって立地し、高齢者をはじめ市民が公共交通によりこれらの生活利便施設等に容易にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて、「コンパクトな都市(以下、コンパクトシティという)」の考えでまちづくりを進めていくことが重要です。

（４）安全安心に暮らし続けられるまちづくり

近年、全国各地で大規模な震災、豪雨による水害や土砂災害が発生しています。本市においても、五頭山麓に土砂災害警戒区域が分布するほか、平野部の多くが浸水想定区域に含まれるなど、被災の危険性を有しています。また、市街地は住宅等が密集しており、震災や火災発生時の救急活動などを考慮する必要があります。市民アンケート調査結果でも、「安全安心なまちづくり」への意識が高く、今後も災害に強いまちづくりを進めます。

（５）環境問題への対応と魅力ある景観づくりの推進

環境問題の深刻化に対応して、環境を保護し、持続可能なまちづくりを進めるためには、環境負荷低減に向けた取り組みを進めるとともに、豊かな自然環境、景観、地域資源を継承するなど、環境を重視したまちづくりを進める必要があります。

また、本市の良好な自然景観の保全や特徴的な都市景観の形成は、住環境や都市の魅力の向上に大きく寄与します。地域や企業等の理解や協力のもと、景観を活かし、さらに高めながらまちづくりを進めていくことが必要です。

第2章 全体構想

1. 都市づくりの将来像と目標

時代とともに都市づくりのニーズや考え方はますます多様化し、行政がこれら全てに応えるのは、困難な状況となっています。

阿賀野市を育て、未来に引き継ぐためには、ひとつの目標に対し、市民が一丸となってまちづくりに取り組む姿勢が大切です。

本計画では目標年次を定め、目指すべき将来像とその将来像の実現に向けた施策を示しますが、今後の社会情勢等の変化に応じて、基本理念は継承しながらもその時々により適宜・適切に見直しを行います。

(1) 都市づくりの基本理念

現在日本の各都市では、それぞれの地域のアイデンティティを発揮させ、自立した集約型の都市づくりが進められています。人口減・高齢化、空き家・空き地による都市のスポンジ化、異常気象に伴う大規模災害、情報通信技術を活かしたまちづくり等への対応など、多くの問題・課題等が山積する中、市民が持ち合わせている個々の力を発揮し、阿賀野市を盛り上げ、築き上げようとする機運を持続的に発展させていくことが必要です。築き上げられた魅力のあるまちは、市民の住み続けたいという意識の向上や、移住者の住んでみたいという意向を醸成することにも繋がります。

そこで、都市づくりの基本理念は、「選ばれる魅力的なまちを目指し、ともに進めるまちづくり」とし、市民ひとりひとりがまちづくりに対する責任と自覚を持ち、阿賀野市を前に進めることを目指します。

選ばれる魅力的なまちを目指し、ともに進めるまちづくり

（２）将来都市像

本市の最上位計画である阿賀野市総合計画では、まちづくりの目標を「元気で 明るく 活力のある 魅力的なまち」と定め、まちづくりの方向性として、「地域資源を活かしたまちづくり」、「地理的条件を活かしたまちづくり」、「4地区の特徴を活かしたまちづくり」の3つを掲げています。

本計画では、この本市共通の目標を達成することを目指しつつ、都市形成の視点からまちづくりの方向性を踏まえた「将来都市像」を定めます。

市内の各地区には、先代から継承してきた歴史的・文化的に価値のある地域資源や、自然や気候風土とともにある生活様式が長い年月をかけて築き上げられ、地域の魅力として存在しています。市民の地域への愛着や自然に対する畏敬の念など、人と人、人と地域資源の間には、人々のやさしさであふれています。今後も、“人”にも“地域資源”にもやさしい気持ちを持って共生するまちづくりを展開しなければいけません。

そこで、本市の将来都市像を、『**地域の魅力とやさしさがあふれるまち 阿賀野**』に設定し、市民が日々の暮らしの中で地域の魅力とやさしさに触れ、将来にわたって安全安心に暮らせるまちづくりを推進します。

地域の魅力とやさしさがあふれるまち 阿賀野

(3) 基本目標

人口減少と高齢化社会が進む中での地方都市における人口や活力の維持、都市の持続性の確保、東日本大震災の発生などを背景とした防災への市民意識の高まり、地球環境問題の顕在化など、都市を取り巻く潮流変化の中で、まちづくりは新たな課題に直面しています。一方、本市には、豊かな自然環境や観光資源、産業や技術、文化、人材などの蓄積があります。また、現在、国道49号阿賀野バイパス整備など、まちづくりに大きな影響を与えるプロジェクトも進行中です。

こうした中で、本市が地域資源を活かしてより魅力ある都市として持続的に発展していくために、以下の5つの基本目標を設定します。

①いつまでも安心して暮らすことのできるまちづくりの推進

- 人口減少・高齢化社会を前提とした効率的な都市運営を図ります。
- ユニバーサルデザインの考え方にに基づきながら、誰もが安全に、安心して暮らせる都市の形成を図ります。
- 市街化の拡散を抑え、既存市街地の居住人口密度の維持向上を目指します。
- 無秩序な開発は抑制するほか、良好な自然環境や優良農地などは保全します。
- 高齢者や子ども、障がい者を含め誰もが安全快適に歩いて暮らせる「コンパクトシティ」づくりを推進します。
- 道路、橋梁など既存インフラの安全性確保を推進します。
- 増加しつつある空き家については、本市の空家等対策計画に基づき、適切な取り組みを推進します。
- まちなかへの誘導施策の取り組みを推進します。

②若者や子育て世帯にやさしいまちづくりの推進

- 中心市街地の活性化、地域資源を活かした新たなまちの魅力を創出します。
- 子育て支援施設や公園の維持・整備など子育てを支援する都市環境の充実化を図ります。
- 子育て世帯のまちなか居住を促進するため、都市機能誘導施設の集約化を図ります。
- 企業誘致等雇用の場の創出につながる土地利用や都市整備を推進します。
- 定住人口の確保や都市農村交流につながる土地利用を推進します。

③誰もが便利に移動できるまちづくりの推進

- 誰もが便利に市内を移動できるよう公共交通ネットワークを形成します。
- 公共交通ネットワークを支える道路のアクセス性を高めます。
- 周辺都市との連携を促進する交通ネットワークを形成します。
- 公共交通の利用促進に向けた啓発・情報提供活動を推進します。

④災害に強いまちづくりの推進

- 道路、橋梁など既存インフラの安全性確保を推進します。
- 避難所となる公共施設の防災機能の強化を推進します。
- 住宅や公共施設などの建築物の耐火・耐震性の強化を推進します。
- 河川整備などにより防災減災のまちづくりを目指します。
- 地域活性化や防災の拠点となる道の駅を整備します。
- 災害時において対応の拠点となる施設の整備、自主防災組織などコミュニティの強化、ハザードマップの作成など、ハード・ソフト両面での災害対策を推進します。

⑤環境にやさしい社会と魅力ある景観づくりの推進

- 豊かな自然環境の維持・保全を推進します。
- 住宅地や公共施設などの緑化を推進します。
- 環境負荷低減に配慮したまちづくりを目指します。
- 地域の自然、文化、産業などを活かした魅力ある景観の形成を推進します。
- 農村部の集落や農用地は、地域の自然・文化などを活かした居住環境の保全を図り、交流、新規就農の場としての活用を目指します。

「基本理念」と「将来都市像」の体系

元気で
明るく
活力のある
魅力的なまち

都市整備の課題

- 最適な都市政策の展開
誰もが安心して暮らすことができる都市基盤整備、適正規模の社会資本整備。
- 阿賀野バイパスを活かしたまちづくり
交通ネットワーク形成による交流促進、住民生活の利便性の向上。
- 持続可能なコンパクトなまちづくり
都市機能と住居がコンパクトにまとまったまちづくりの推進。
- 安全安心に暮らし続けられるまちづくり
土地利用の誘導や避難経路の整備等、災害に強い都市構造を目指す。
- 環境問題への対応と魅力ある景観づくりの推進
環境を重視したまちづくり。良好な自然景観、歴史を感じる都市景観を活かしたまちづくり。

市民意向からみた課題

- 阿賀野市の魅力
緑が多く、自然が豊かであり、災害が少なく安心して生活できることが魅力として誇れる。
- まちづくりに関する意識
子育て支援の充実、雇用の場の確保、新たな産業の創出、高齢化対策の充実などのまちづくり施策の展開が必要。
- 都市防災について
災害に強いまちづくりを進めるため、避難場所の確保、避難所となる公共施設の安全性の確保などが必要。
- 土地利用
土地利用上の規制による自然環境の保全と適正な土地利用への誘導が必要。

基本理念

選ばれる魅力的なまちを目指し、ともに進めるまちづくり

将来都市像

地域の魅力とやさしさがあふれるまち 阿賀野

基本目標

- ①いつまでも安心して暮らすことのできるまちづくりの推進
- ②若者や子育て世帯にやさしいまちづくりの推進
- ③誰もが便利に移動できるまちづくりの推進
- ④災害に強いまちづくりの推進
- ⑤環境にやさしい社会と魅力ある景観づくりの推進

- 地域資源を活かしたまちづくり
- 地理的条件を活かしたまちづくり
- 4地区の特徴を活かしたまちづくり

2. 将来都市構造

将来都市構造とは、阿賀野市の都市形成上の基本的な骨組み（構造）を示すものです。

将来都市構造を定めるにあたっては、「将来都市像と基本目標」を受けるとともに、都市を構成する主要な要素として「市街地・土地利用」、「拠点」、「道路」、「水と緑」の4項目を掲げ、その考え方を示します。

（1）市街地・土地利用

本市の市街地については、無秩序な市街地拡大をできるだけ抑え、既成市街地の都市的機能の再構築や再整備・充実を念頭に、各施設等機能のネットワークを強化することにより、コンパクトで安全・便利な市街地形成に努めていきます。

市の南北に位置する2つの市街地については、用途地域の指定に基づく計画的な土地利用を促進し、都市的生活環境の利便性・快適性の向上を図ります。

用途地域以外の地区については、農地の保全とほ場整備を促進しながら各農村集落の生活環境の質的向上を目指します。

（2）拠点地区の形成

①行政拠点と公共交通拠点

行政拠点は阿賀野市役所を核とします。また、公共交通機関の拠点は、J R 羽越本線水原駅とします。

阿賀野市役所のある水原地区の市街地は、行政機関や交通機能が集積した地域特性を踏まえ、都市基盤の充実や新たな都市機能の導入を推進します。

②交流活動拠点

国道49号阿賀野バイパス及び国道290号は本市道路交通の大動脈であり、この機能特性を活用し、市民及び来訪者の多様な交流活動の場となる拠点地区の形成を図ります。また、京ヶ瀬地区の国道49号阿賀野バイパス沿道に道の駅を設置し、産業や観光の活性化および都市農村の交流拠点の形成を図ります。

③観光・レクリエーション拠点

阿賀野川をはじめとする主要な河川を水辺の軸として、また、市民の憩いの場であると同時に、白鳥や水鳥が飛来し、広域から観光客が訪れる貴重な水辺環境である瓢湖をレクリエーション拠点として位置付けます。

本市東部に位置する五頭連峰県立自然公園・笹神丘陵一帯は、自然体験や交流を実践する地区（拠点）とします。また、五頭温泉郷を長期滞在型の温泉保養地として育成を図り、国道290号沿いの五頭山麓における観光機能を強化し、レクリエーション地帯の形成を図ります。

（3）都市構造を形成する骨格となる道路

磐越自動車道と広域幹線道路のアクセス強化を図るとともに、主要路線を効率的に結束させることで本市の広域的な道路交通の利便性を高め、周辺都市とのネットワーク機能の向上を図ります。

国道49号、国道49号阿賀野バイパス、国道460号、国道290号、（主）白根安田線を本市の骨格となる広域幹線道路として位置づけます。

（4）水と緑のネットワーク

四季折々の豊かな自然環境に培われたまちづくりを今後とも進めていくため、身近な水と緑を保全・活用していきます。

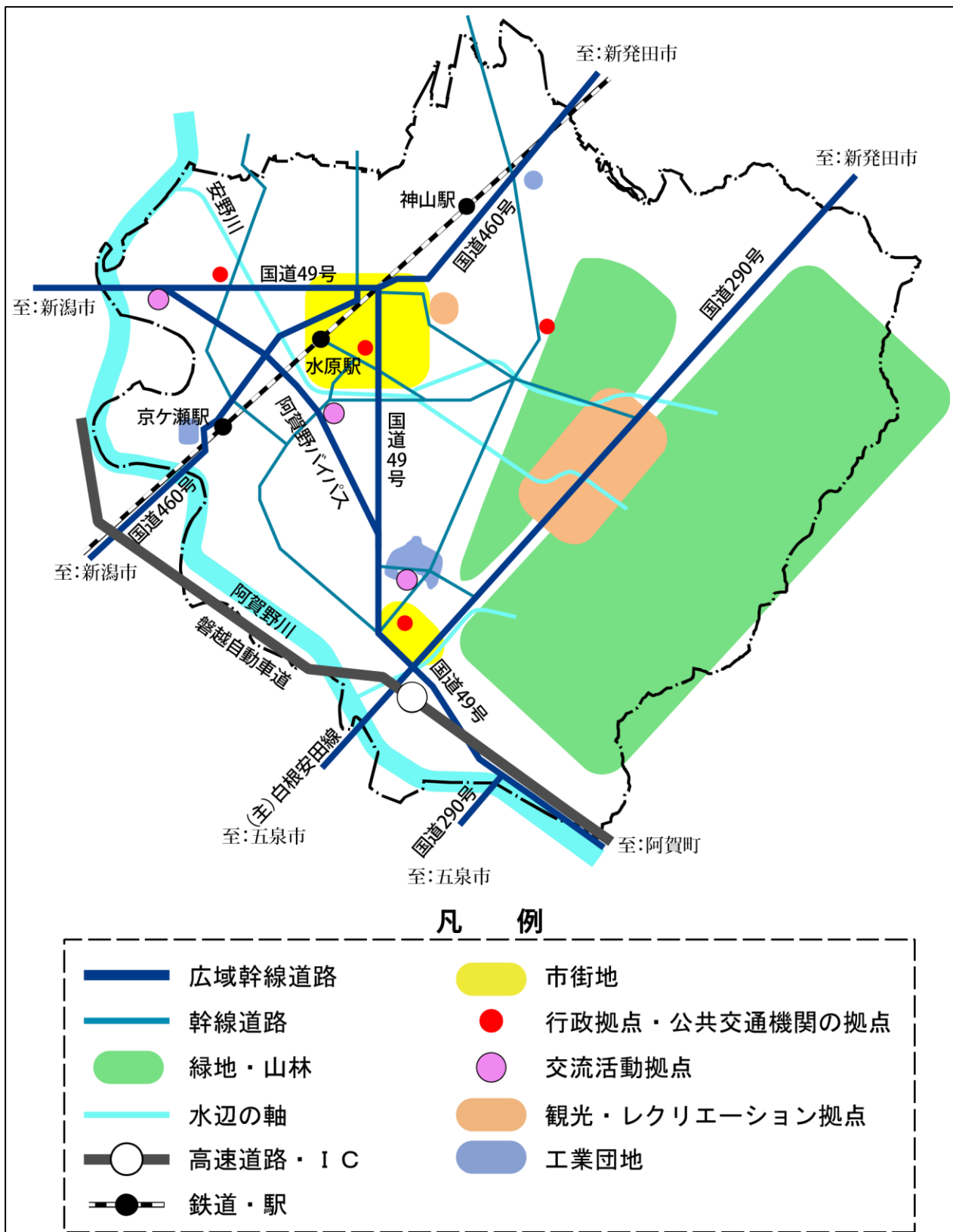


図 2-1 将来都市構造図

3. 部門別整備方針

(1) 土地利用の方針

1) 土地利用計画の基本方針

本市は、東部の五頭連峰、南部から西部に流れる阿賀野川などの恵まれた自然環境を背景に、市街地、営農地域、自然地域に大きく区分されます。

市民アンケート調査によると、本市の魅力として「災害が少なく安心して生活できる」、「緑が多く、自然が豊かである」と約半数の市民が回答しています。自然豊かな環境の中で、災害が少なく安心して暮らすことのできる環境が本市の特徴であると言えます。

一方、国道49号阿賀野バイパスなどの道路基盤の整備により、政令指定都市の新潟市や磐越自動車道とのアクセスが改善され、交流人口の増加が期待されます。

今後は、近年の人口減少・少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、コンパクトで質の高い市街地の形成とともに、土地利用の適切な規制誘導による、元気で明るく活力のある魅力的なまちづくりを進めます。

①地域の特性に沿った土地利用

用途地域では、用途地域の指定に応じた計画的な土地利用を維持し、都市的生活環境の利便性・快適性の向上を図ります。

用途地域以外の地域では、土地利用の変化を考慮しつつ、自然環境や営農環境、集落環境との調和を図りながら必要な土地利用の規制・誘導に努めます。

②水と緑の保全

阿賀野川をはじめとする主要河川、本市東部の里山、森林・山地などの自然地域、農地等は水と緑の良好な環境を有する空間として計画的な保全を図ります。

なお、地域別構想に係る土地利用は、この基本方針にもとづき定めることとします。

2) 土地利用計画

本市の都市計画区域を土地利用形態にもとづき「住居ゾーン」、「中心商業・業務ゾーン」、「沿道型商業・業務ゾーン」、「工業ゾーン」、「観光・レクリエーションゾーン」、「営農ゾーン」、「山地・森林ゾーン」の7ゾーンに区分します。

①都市的土地利用

■住居ゾーン

- ・住居系用途地域等を住居ゾーンとして位置づけます。土地利用・建物用途が混在することなく、道路や公園等の公共施設が適切に配置されたゆとりある住環境の形成・維持を図ります。
- ・高齢化社会を背景に、より暮らしやすい住居ゾーンを形成するため、身近に利用できる商業機能等を適切に配置・誘導します。
- ・今後、発生する住宅需要への対応は、都市機能が集積した用途地域内へ誘導することを前提とします。また、用途地域内の道路等の都市基盤整備を計画的に進め、優良な宅地と住宅の供給を促進します。



■中心商業・業務ゾーン

- ・水原の本町商店街、水原駅前商店街、安田の新町商店街、並びに安田交流センター周辺を中心商業・業務ゾーンとして位置づけます。商業・サービス機能の充実により、地域住民の生活に密着した魅力ある商業空間の形成を促進します。
- ・中層住居系の立地誘導など土地の高度利用・有効活用を進めます。



■沿道型商業・業務ゾーン

- ・国道49号阿賀野バイパス沿道の安田片町・横町地区は、自動車利用による買い物に対応した沿道型商業・業務ゾーンとして位置付け、商業施設等の適正な立地の誘導・調整を図ります。
- ・国道49号沿道の大野・市野山地区は、既に多くの商業施設が立地し、現状は多くの市民が利用しています。このため、既に利用されている区域等については沿道型商業・業務ゾーンに位置付け、商業施設等の適正な立地の誘導・調整を図ります。



■工業ゾーン

- ・新潟県東部産業団地を産業振興の中核拠点となる工業ゾーンとして位置付け、製造業や流通業など社会ニーズに対応した多様な産業を積極的に誘致します。
- ・市営西部工業団地、赤坂工業団地、京ヶ瀬工業団地、勝屋工場団地、（保田工業団地、沖工業団地、女堂工業団地、大室工業団地、十二神工業団地、中山工業団地、ツベタ工業団地）を工業ゾーンとして位置づけます。

■観光・レクリエーションゾーン

- ・阿賀野川沿岸や瓢湖は、水辺環境を活用した観光・レクリエーションゾーンとして位置づけ、機能の維持・保全とともに、利用の促進と自然環境保護を推進します。
- ・五頭温泉郷の温泉やゴルフ場が立地する国道290号沿道の里山地域は森林環境を活用した観光・レクリエーションゾーンとして位置付け、温泉保養型観光地としてもその魅力の強化を図ります。



②農業・自然的土地利用

■営農ゾーン

【農地】

- ・市街地や各集落の周辺を包み込む形で広がる農地は雄大な田園風景を形成しています。今後ともその景観の保全に努めるとともに、優良農地の確保を図ります。
- ・農地や農道等の農業基盤整備や営農環境の向上を図るため、農業関連施策と調整を図りながら、ほ場整備の促進や営農者の要望にもとづく農地整備に取り組めます。



【集落地域】

- ・市街地周辺の集落地域は、周辺環境と調和したゆとりある居住環境の形成とともに、生活基盤の維持・向上を図ります。
- ・集落地域は良好な住環境と地域コミュニティが確保されていることから、今後、周辺部に立地が計画されている店舗や企業等にあっては、その業態について農林部局等と十分な調整を行います。



■山地・森林ゾーン

- ・阿賀野川をはじめとする主要河川沿岸や市東部の里山地域の自然は、今後も貴重な水と緑の環境として維持・保全します。特に河川は水生動植物の生息地であることから自然環境の再生を含め水質汚染の防止に努めます。
- ・東部の五頭連峰県立自然公園などの森林一体は森林環境保全地域として位置づけ、その優れた自然環境の保全を図ります。特に、樹林地は水源涵養機能、生物の生息地として生態系の維持に大きな役割を果たしていることから、その保全や育成に努めます。



③幹線道路沿道土地利用

■交流活動エリア

現在整備中の国道49号阿賀野バイパスの完成により、新潟市とのアクセスの改善が図られ広域的な交流人口の増加が期待されます。

このような本市の将来道路ネットワークを考慮した場合、国道49号阿賀野バイパスと国道290号沿道及び、磐越自動車道安田インターチェンジ周辺地区は、本市の魅力を発信する適地となります。

そこで、幹線道路ネットワーク上に市民及び来訪者が交流できる場として交流活動エリアを配置し、魅力的な機能・施設を導入することで賑わいの空間づくりを進め、本市の活性化に資するものとします。

以下に、交流活動エリアの土地利用方針及び導入機能の考え方を示します。

- ・京ヶ瀬地域の交流活動エリアは、道の駅の整備を推進することで、新潟市方面からの観光客への各種情報提供並びに、地域住民と来訪者との交流促進を図ります。
- ・水原地域の交流活動エリアは、既設のスポーツ施設を核として周辺に公園等の一体的な整備を図ることで、市内外の人が集う賑わい空間づくりを進めます。
- ・安田地域の交流活動エリアでは、地場産業の瓦産業や窯業の観光資源化を進め、体験観光機能の導入を検討します。
- ・上記の各交流活動エリアを結び付け、笹神地区の観光・レクリエーションゾーンへ誘導するための基盤整備として環状路線を構築します。また、来訪者に本市の主要拠点・施設等をわかりやすく認識してもらうため、統一デザインの道路標識や観光案内板を適切に配置し、観光振興や交流活動の促進に役立てます。

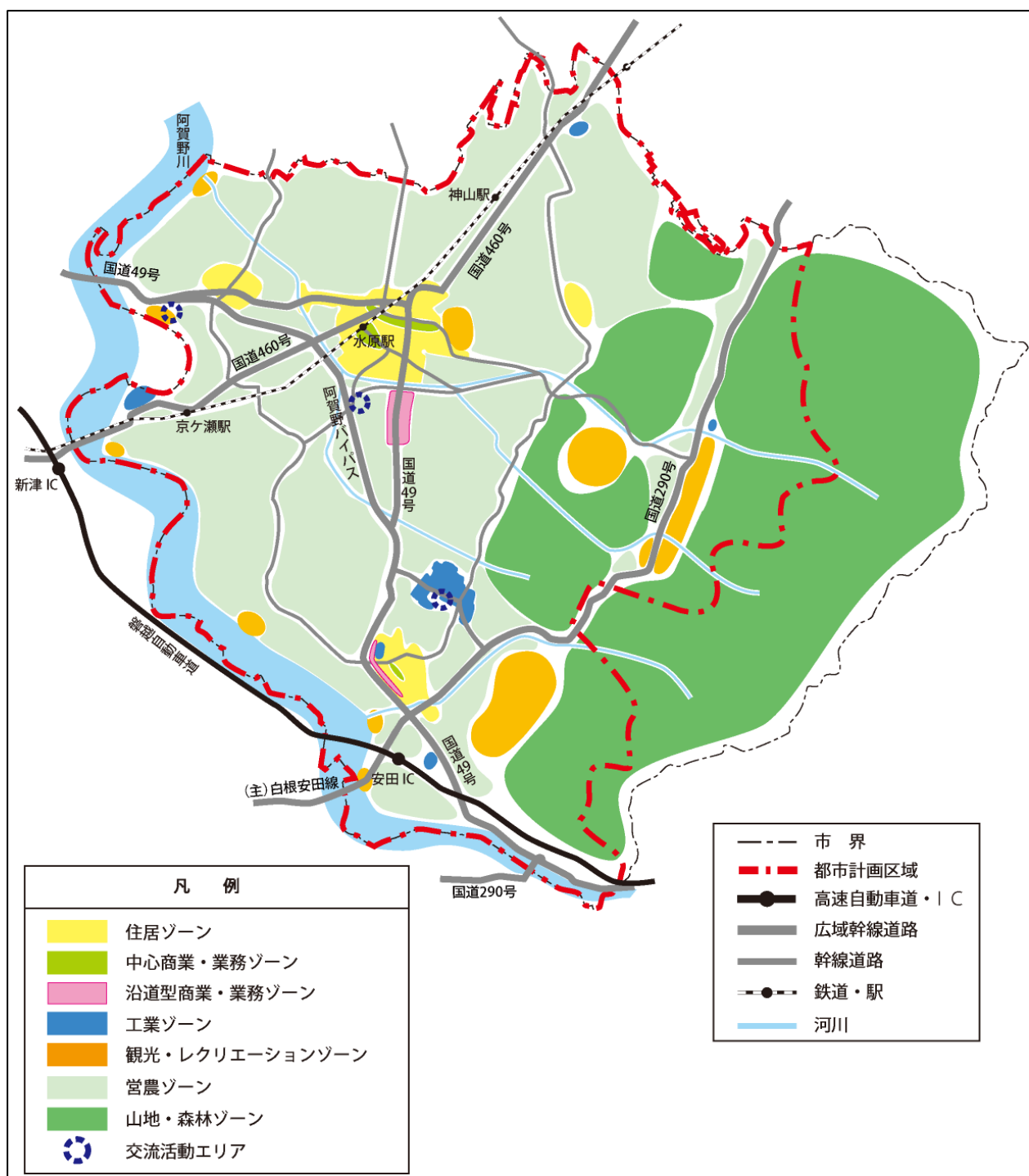


図 2-2 土地利用計画図

(2) 交通体系の整備方針

地域間交流を活発にして都市を活性化することや、本市が都市として自立するためには、道路網の整備と併せ公共交通の利便性の向上を図ることが重要です。

道路については、交通量の変化に対応した効率的な道路整備網を図るとともに、安全なまちづくりの視点から高齢者のみならず歩行者誰もが安心して移動できる道づくり（自歩道の整備と併せた点字ブロック敷設、適正な道路幅員の確保、バリアフリー化等）を重視していきます。

1) 道路網の整備方針

市内の幹線道路は国道49号、国道460号、国道290号で構成されており、各地域間の連絡を果たしています。しかし、本市北部では東西に横断する主要路線がないことから、東西方向の連絡機能が弱い状況にあり、国道49号阿賀野バイパスと笹神地域の観光地を連絡し地域振興を促進します。

また、磐越自動車道（安田インターチェンジ）と国道49号阿賀野バイパスを連絡させることで市内の大動脈を構築し、更に周辺の幹線道路との連絡性を向上させて広域的な道路ネットワークを形成し、市内の円滑な交通と快適な道路環境整備を推進します。

併せて、各地域・主要施設間の路線ネットワーク化により、市内全域を車両で15分で結ぶ道路交通網の整備を目指します。



① 骨格となる幹線道路網の整備

- ・ 磐越自動車道及び国道の広域幹線道路と、県道等の都市内幹線道路とのネットワーク化を図り、利便性の向上を図ります。
- ・ 都市計画道路水原停車場線は、安全かつ円滑な通行及び歩行空間の整備を関係機関に働きかけます。
- ・ 国道290号、国道460号、（主）新潟五泉間瀬線の道路改良や歩道設置を関係機関に働きかけ整備を促進します。



- ・国道49号阿賀野バイパスから笹神地区の観光・レクリエーション地への誘導する道路として、県道新関水原停車場線と県道水原出湯線を結び付ける（仮）水原笹岡線の整備を促進します。

②市内の円滑な移動を可能にする主要道路の整備

- ・市内の日常的な生活道路である市道については、安全で快適な歩行者環境の形成に配慮しながら日常生活活動において重要な路線から重点的に整備を推進します。
- ・主要な生活道路の整備に際しては、地域住民と協力しながら安全かつ円滑に通行できるような整備を促進します。

③都市計画道路（街路）

- ・都市計画道路については、地域住民の理解と協力を得ながら整備を検討します。
- ・既存都市計画道路のうち、計画決定から長期にわたり整備未着手となっている路線については、県のガイドラインに基づき、必要に応じて適宜見直しを行います。

④安心・快適な道路環境の整備

- ・歩行者や自転車利用者の安全確保のため、歩道設置と併せ点字ブロック敷設のほか、自転車レーンの設置、道路標識や防護柵、街路灯等の交通安全施設の整備等を積極的に推進します。
- ・高齢者や障がい者、ベビーカー利用者など、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザインを推進します。
- ・幅員4mに満たない狭隘な道路は地域住民と協力しながら拡幅改善を検討します。また、幅員4m未満の狭隘道路に面した建築物の建て替えや、新たな建物の建築については、建築基準法に適合するよう市民の理解と協力を得ながら、前面道路幅員の改善を順次進めます。
- ・市内の道路や橋梁については、長寿命化計画の策定により、適切な時期での維持・補修を図り、道路ネットワークの安全性の確保を図ります。

2) 公共交通の充実と駅周辺環境の整備方針

① 鉄道施設の整備、強化

- ・ 鉄道利用者の利便向上を図るため、運行便数の増加について関係機関に働きかけます。
- ・ 市の玄関口となる水原駅については、公共交通機関とのアクセス向上や送迎のための一時停車等に配慮した駅前広場の整備を適切に進めます。



② バス交通の利便性向上

- ・ 市内間の主要な移動手段である市営バスを維持するため、利用者等の意見や要望、運行の効率性、また「コンパクトシティ」づくりの観点等を踏まえ、新たな運行形態の導入も含めた運行計画の見直しを進めます。また、観光施設や商店街の利用につながる取り組みを推進します。
- ・ 民間路線バスについては、適宜、利用状況等を踏まえて、交通事業者等と調整・協議を行い、運行ダイヤや運行経路等の見直しを検討・実施します。
- ・ 高速バスの利用促進を図るため、高速バスと市営バス等の接続改善、安田インターチェンジ駐車場の周知による利用促進に努めます。

③ パークアンドライドの機能維持・向上

- ・ 磐越自動車道安田インターチェンジの駐車場はパークアンドライドの機能としてその利便性を確保します。さらに、鉄道駅周辺の駐車場・広場等の整備等の関係機関協議を行います。

④ 周辺市町村との広域連携

- ・ 市外の高次な都市機能へのアクセス向上を図るため、新潟市を中心とした新潟連携中枢都市圏内の市町村と連携した取り組みを進めます。

（3）都市施設等の整備方針

都市施設の整備については、今後の都市としての発展と需要を見極め、「コンパクトシティ」づくりの考え方に基づき取り組むものとします。

既存の都市施設を最大限有効活用し、効果的な維持・管理に努め、需要と必要性に基づく都市施設の整備を図り、自立した都市としての発展を目指します。

1）公園・緑地の整備方針

①都市公園の整備

- ・瓢湖水きん公園は、白鳥をはじめとする鳥類が飛来する環境を保全しながら都市公園としての機能の拡充を図ります。
- ・国道49号阿賀野バイパス沿道に地域活性化や防災の拠点となる道の駅を整備します。
- ・国道49号阿賀野バイパス沿道に既設スポーツ施設を核とした交流活動エリアの形成を図ります。
- ・子どもと一緒に高齢者も楽しめる健康遊具の導入についても検討します。
- ・住宅地の整備や新規開発にあたっては、一定規模の公園・緑地を配置し、快適な住環境の確保を図ります。
- ・身近な公園・緑地は、日常の地域住民の交流や災害時の一時避難場所として活用を図ります。
- ・利用者の多い公園については、公園の長寿命化を図るため、公園施設の整備・改築・更新を進めます。



2) 下水道・河川の整備方針

①下水道

- ・快適な生活環境を形成するとともに、公共用水域の水質保全のため、污水处理施設の効果的で適正な整備手法を選定し、未普及地域の早期解消を図ります。
- ・污水处理施設の整備については、経済比較を基本に地域住民の意向を考慮し、下水道等の集合処理と浄化槽による個別処理など効率的な手法や範囲を選定し、整備を促進します。



②河川

- ・水害のない安全で快適な生活環境を確保するため、河川整備計画を踏まえた改修を国や県など関係機関に要請し整備を促進します。
- ・国・県管理の河川等については、河川環境・景観の保全・自然再生の推進を関係機関に働きかけます。



3) 処理施設の整備方針

- ・ごみ処理施設と一般廃棄物最終処分場は、五泉市や阿賀町と広域的に連携を図り整備します。
- ・平成24年度に整備された葬斎場（火葬場）は、広域的な連携による適正な維持運営を図ります。
- ・し尿処理施設は、新潟市を含む阿賀北広域組合の施設と、五泉市を含む五泉地域衛生施設組合の施設で処理を行っていますが、下水道の普及により処理量は減少しています。今後は、他市との広域的な連携を図り施設の統廃合の検討を行います。



（４）環境負荷低減に配慮したまちづくり方針

本市には多様な生き物が生息する山地、森林、河川、水田、寺社林や緑地などが存在しています。これら自然環境は市民生活にうるおいと憩いの場を提供するとともに、多様な観光・レクリエーション等の活動の場として利用されています。

これらの自然環境を次代に継承していくことは、まちづくりにとっても非常に重要なことです。今後も、都市と自然環境の調和のとれたまちづくりに積極的に取り組みます。

また近年、様々な環境問題が顕在化する中で、二酸化炭素をできるだけ排出しない低炭素社会や環境負荷の少ない循環型社会の構築が重要視されています。このため、都市づくりの観点からも環境負荷低減に配慮したまちづくりを推進します。

1）緑地環境の保全

①自然緑地の保全

- ・本市の東部には、五頭連峰県立自然公園をはじめとして緑豊かな山地・森林が都市計画区域外も含めて広がっています。これらの緑地は、水源涵養機能・大気浄化機能などの役割を果たしているため、今後もまとまった緑地として保全するとともに、森林浴やハイキングなど、自然とのふれあいの場として一層の活用を図っていきます。



②寺社林・屋敷林等の保全

- ・本市の平坦地には、寺社仏閣を取り巻く寺社林や「だしの風」に備えた屋敷林などの緑地が多く残ります。寺社林は古くからの地域文化を伝える緑の空間であり、屋敷林は最も生活に密着した緑地としての機能を担っているため、この歴史や文化漂う緑地空間を再認識して保全・活用を図り、本市の特徴ある緑地空間として次代へ継承していきます。



③都市緑化

- ・ 緑豊かな生活環境を形成するため、苗木の配布など市民参加による緑化活動を推進します。

2) 水辺環境の保全・再生

①自然緑地の保全

- ・ 阿賀野川等においては、下水道整備や生活排水対策により、河川・水路の水質浄化を図るとともに景観的にも良好な、親水空間の保全・再生を推進していきます。

3) 低炭素型都市の形成の方針

- ・ 市街地等に都市機能が集約し、効率的な都市運営や過剰なエネルギー消費の抑制につながるまちづくりを推進します。
- ・ 市街地と集落を結ぶ公共交通を維持するとともに、鉄道駅や高速バス停留所でのパークアンドライドを促進し、公共交通の利便性の向上を図ります。



4) 自然エネルギーの活用の方針

- ・ 公共施設や住宅、産業活動における太陽光発電など、地域の特性に応じた自然エネルギーの活用を検討します。



（５）都市景観の形成方針

美しい景観は私たち市民の共有財産であり、ふるさとに対する愛着と意識を醸成する貴重な資源でもあります。

本市では、土地利用計画を基本として地域に残る歴史・文化・自然などを尊重しながら景観資源として活用し、市民・事業者等とともに、魅力的な景観の形成を目指します。

1）自然的景観形成

①水辺の自然的景観

- ・阿賀野川や安野川をはじめとする河川や瓢湖等の湖沼は、市民や来訪者にうるおいを与える良好な水辺景観として、その保全を図ります。

②田園景観

- ・平坦で広やかな農地の中に点在する集落や、山間の農地の中に存在する集落の情景は、素朴な農村地域の原風景を醸し出し、ふる里の愛着を高める貴重な要素となっています。今後も、これら優れた田園景観の保全を図ります。



2）歴史的景観形成

- ・明治維新後の県庁所在地跡として知られ、現在は公園整備された天朝山をはじめ、火災の延焼を食い止めた火除け土手は当時の歴史や先人の知恵を伝える文化的に価値のある資源です。また、各地区の神社や寺院、古民家、史跡は重要な景観資源です。今後も、地域住民の協力と参加を求めながら歴史・文化要素のある景観区域の保全・再生のあり方について検討を進め、特色ある地域景観を継承します。



3) 都市的景観形成

- ・水原地区の本町商店街は、今後もアーケード施設の適正な維持・管理に努め、中心市街地としての景観形成を目指します。
- ・J R水原駅前の都市計画道路整備を関係機関に働きかけ、市のゲートウェイ及び市の顔となる景観形成を目指します。
- ・安田市街地は、既存のやすだ瓦ロードを地域産業の象徴として景観形成に活用するとともに、市街地中心部の活性化に資する特色ある景観形成を目指します。



（6）防災都市づくりの方針

近年、平成16年の新潟県中越地震をはじめ、平成23年の新潟・福島豪雨や東日本大震災、令和元年東日本台風（台風19号）、全国的に地震や台風・豪雨などの自然災害が多発しており、都市防災に対する市民ニーズが高まっています。

これら市民の生活を脅かす様々な災害に備え、災害に強いまちを構築することが喫緊の課題となっています。

都市の防災性に留意した土地利用の推進、地震や火災等に強いインフラ整備、避難経路や避難所の整備や水害対策等を進めるため、阿賀野市地域防災計画にもとづき、関係機関と連携して取り組みます。

1）適切な土地利用の規制・誘導と総合防災対策

- ・災害を未然に防止し、市民の安全な生活を確保するため、土砂災害警戒区域周辺での開発や公共施設整備の抑制など、地域特性に応じて災害防止の観点から適切な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ・市街地における治水対策の観点から河川、水路、下水道の整備や調整池施設等の設置を行い、ハザードマップの公表等と併せ、ソフト・ハード連携した総合防災対策を推進します。



2）震災等に強いまちづくり

- ・道路利用者の安全・安心を確保するため、道路・橋梁の老朽化対策を推進します。
- ・上下水道をはじめとしたライフラインの耐震化を推進します。
- ・地震や火災等の発生に備えて、建築物の診断及び耐震強化に対する意識啓発などを行い、建築物の耐震化・不燃化を促進することにより、災害未然防止を図ります。また、消火栓や防火水槽、自然水利など有効な消防水利の確保に努めます。



3) 防災施設・地域防災力の強化

- ・地域防災計画において位置づけた体育館などの避難所について、耐震性の確保など、防災性の強化を図ります。
- ・消火栓の設置、防火水槽の増設など、防火施設の充実を図るとともに、消防団及び自主防災組織の強化、防災訓練の実施、防災行政無線等による情報伝達の迅速化など、ソフト・ハード両面にわたる地域防災力の強化を推進します。
- ・災害時に地域避難場所となる自治会集会施設や地域の公園については、自治会及び自主防災組織と協力し防災機能の充実に努めます。

4) 河川整備等の推進

- ・集中豪雨等の自然災害から市民の生命と財産を守るため、関係機関と協議を図りながら河川整備等を推進します。
- ・山林の有する水源涵養機能を保持するため、森林の維持保全を図ります。また、水田が有する保水機能を保持し、豪雨等による洪水を防止するため農地の維持保全を図ります。

5) 雪害対策の推進

- ・冬期間における円滑な道路交通を確保するため、機械除雪を主体として除雪困難な箇所については融雪施設を併用するとともに、身近な生活道路や歩道部分の除雪を推進します。



第3章 地区別構想

1. 地区区分

旧都市計画マスタープラン（平成18年度策定）では、「市民に親しみのある旧町村の区域と名称を当面は使用する」として旧町村をもとにした4区分を設定しました。本計画でもこの考えを継続し、それぞれの地区の特性に応じた整備方針を策定します。

なお、本市の基本的な都市構造に変化が生じた場合や地区特性に大きな変化が生じた場合には、地区区分についても柔軟に枠組みを変えていくものとします。



図 3-1 地区区分図

2. 地区別の整備方針

(1) 安田地区の整備方針

1) 地区の概況

安田地区は本市の南部に位置し、地形は東側が山林地、西側が平坦地であり、阿賀野川が地区の南端を流れます。

交通網は磐越自動車道、国道49号・国道290号が整備され、安田インターチェンジが配置されています。

平野部の国道49号の東側に用途地域が指定され、市街地が形成されています。市街地を取り囲むように水田が広がり、集落が点在しています。

県営東部産業団地が整備されて市の一大産業拠点となっています。また、酪農や瓦製造などの特色ある地場産業も発達しています。東部には遊園地やゴルフ場などのレジャー施設が分布し、交流の拠点となっています。



図 3-2 位置図

【安田地区の概況】

- 面積
4,093ha（市域の21.2%）
- 人口（R2）
8,801人（全市の21.2%）
- 人口数増加率（R2/H22）
0.873（全市平均0.910）
- 高齢化率（R2）
34.4%（全市平均33.7%）

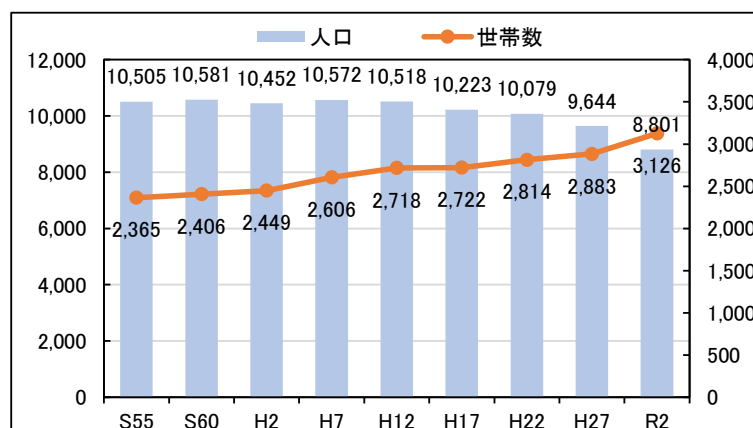


図 3-3 安田地区の人口・世帯数推移

資料：国勢調査、住民基本台帳（令和2年）

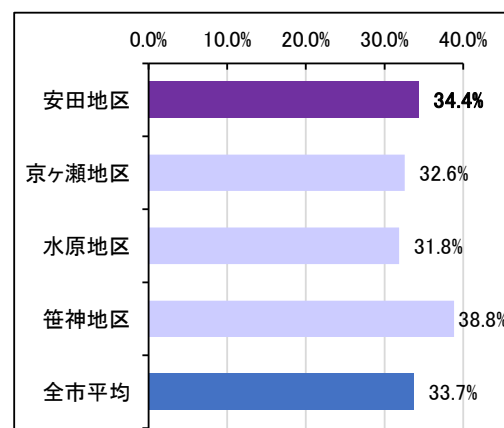


図 3-4 安田地区の高齢化の状況 (R2)

資料：住民基本台帳（令和2年9月末時点）

2) 地区の特性と課題

■ 市街地のにぎわい創出

安田市街地内には、安田交流センターや日用品店舗・郵便局・診療所・小中学校やこども園などの地域住民が日常的に利用する施設や、宿泊施設・博物館・日帰り入浴施設など来訪者が利用する施設が立地しており、安田地区の中心市街地として維持・再生する必要があります。

また、既存の用途地域と整合しない土地利用がなされている地区があることから、産業の振興による地区の活性化など、実状を踏まえた今後の土地利用のあり方を検討する必要があります。

■ 地区の産業の活性化

本地区は、古くから安田瓦をはじめとした窯業や新潟県の酪農発祥地として発達した乳製品製造、また広大な農用地で食料を生産する農業などの地場産業があります。一方で近年（平成13年）、既存市街地近隣に約127haの新潟県東部産業団地が整備され、太陽光発電所をはじめ、金属製品製造・航空機内装部品製造などの新たな産業が進出しています。

東部産業団地を中心とした企業立地の促進とともに、既存の地場産業と連携した産業基盤を強化するなど、地区の活力づくりにつなげる必要があります。

■ 集落地域の生活利便の維持向上

本地区は、田園地域内にも複数の集落が分布し、多くの市民が居住しており、高齢化率は34.4%で市平均の33.7%を上回っています。今後は、集落地域に居住する高齢者でも不自由なく買い物や通院等の日常生活を送ることができるよう、市街地や他地区への交通利便の維持・向上とともに、生活基盤の維持・向上を図る必要があります。

■ 水辺、田園などの自然資源の活用

地区内には、宝珠山自然環境保全地域をはじめとする山林地や阿賀野川をはじめとする河川、また平野部の大部分を占める水田地帯など、トレッキングや自然体験等の場としての豊富な自然資源を有しています。また、遊園地やゴルフ場などのレジャー施設もあり、交流資源にも恵まれています。

高速インターチェンジが配置され、交通利便に恵まれる地理的優位性を活かし、多彩な資源を活用して交流の拡大を進める必要があります。

3) 望ましい将来のすがた

■ 市街地のにぎわい創出

- ・ まちなかの公共施設や集客施設を中心に人が集まり、にぎわいが創出されます。
- ・ 中心市街地と国道 49 号沿道商業地の分担と連携により、便利でにぎわいあるまちが形成されます。

■ 地区の産業の活性化

- ・ 県営東部産業団地をはじめとした工業地において産業活動が活発に行われる地区を形成します。
- ・ 乳製品加工業や瓦製造などの地場産業、観光業が連携し、交流人口が増加しています。

■ 集落地域の生活利便の維持向上

- ・ 集落地域から安田交流センター周辺の日用品店舗・郵便局・診療所・小中学校やこども園などが集積する市街地や他地区への交通利便・生活基盤が向上します。
- ・ 地区の文化や風習が継続され、次世代につながる持続性のある地区となります。

■ 水辺、田園などの自然資源の活用

- ・ 山林地や河川・優良農地の保全により、豊かな自然環境に恵まれ続けるとともに、散策や親水、体験などの余暇活動に活用され、地域住民や来訪者にも親しまれます。
- ・ 恵まれた交通体系を活用し、観光資源に多くの来訪があり、にぎわいが生まれます。
- ・ 山林や水田が有する防災機能により、土砂災害や水害の発生が抑制されます。



4) 安田地区の整備方針

①土地利用の方針

- ・市街地については、用途地域の指定に基づく適正な土地利用・建物用途の誘導を図ります。また、用途地域内の小規模な農地については、計画的な宅地化への土地利用転換を図ります。
- ・安田地区の中心市街地と国道49号沿道は、商業・業務ゾーンとして位置づけ、商業・業務施設の健全な立地誘導を図り、既存用途地域との一体的土地利用を図るよう用途地域の見直しを検討します。
- ・市街地内の農地については、「コンパクトシティ」づくりの考え方にもとづき、計画的な土地利用転換を前提としながらも、必要に応じて都市の貴重な緑地として有効に活用します。
- ・地区内の空き家については、空家等対策計画に基づき、新たな空き家の発生を抑制を図るとともに、流通や活用を促進するほか、適切に管理されていない空き家については、所有者等に対し適切な管理を指導します。



②道路の整備方針

- ・磐越道安田インターチェンジや国道49号から地区内の各拠点や地区外の交流拠点等へのアクセスの向上を図るため、国道290号をはじめ関連する国県道の整備を関係機関に働きかけます。
- ・都市計画道路は安田市街地の骨格を成すように計画されていますが、未整備区間が多く存在しています。今後は、人口動向や土地利用動向を踏まえたあり方を検討します。
- ・骨格的な道路網にアクセスする主要な生活道路についても地域住民の方々のまちづくりへの参加と協力を求めながら計画づくりを促進し、交通の利便や安全を図るための道路の拡幅や交通安全施設の整備を推進します。
- ・各集落地域内の生活道路の整備については、それぞれの集落地域における意見や要望を聞きながら安全な生活道路整備のあり方等を検討するとともに、総合的な道路環境づくりについて検討する場を設置します。

③公園・緑地、水辺空間等の整備方針

- ・阿賀野川河川敷の安田橋運動公園・阿賀野川ホリスティックパークなど、広大な自然環境を背景に整備された公園の有効活用を図ります。

- ・身近な公園緑地は、地域住民による維持管理の協力をいただきながら、日常の地域住民の交流や災害時の一時避難場所として活用を図ります。
- ・利用者の多い公園については、公園の長寿命化を図るため、公園施設及び遊具の整備・改築・更新を進めます。
- ・阿賀野川、都辺田川、阿賀野川右岸幹線水路、新江幹線用水路を水環境の場として位置づけ、河川改修等の際には親水性の高い水辺空間として活用が図られるように関係機関に働きかけるとともに、地域固有の憩いの場として捉え、市も連携してその整備の検討や事業の推進にあたります。

④市街地（用途地域内）整備の方針

- ・立地適正化計画を策定し、市街地内の効率的・機能的な都市基盤整備のあり方を求め、適切な市街地整備を推進します。
- ・安田交流センター周辺は、公共サービスを中心とした関連施設の集約化を図ります。また、既存の公共公益施設の老朽化に伴う施設の建て替えや、新たな公共公益施設の整備に際しては、市民が利用しやすいように計画的な立地集積を図ります。
- ・用途地域内は、今後とも地域指定にもとづく適正な土地利用の誘導を図り、将来人口増加の受け皿となる地域として良好な居住環境の形成に取り組みます。
- ・中心市街地と国道49号沿道は、商業・業務ゾーンとして位置づけ、商業・業務施設の健全な立地誘導を図り、既存用途地域との一体的土地利用を図るよう用途地域の見直しを検討します。

⑤住環境整備の方針

- ・快適な生活環境を形成するとともに、河川等の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備と水洗化を進めます。

⑥交流活動エリアの整備方針

- ・地場産業の瓦産業や窯業の観光資源化を進め、体験観光機能の導入を検討します。
- ・毎年開催される「やすだ瓦ロードフェスティバル」や「ふるさとだしの風まつり」などのイベントを特色あるにぎわい景観として継続し、地区の交流拡大を図ります。
- ・やすだ瓦ロードは、地区の産業を象徴する交流活動拠点としての特色ある魅力的な道路整備を推進します。



⑦安田インターチェンジ周辺整備の方針

- ・磐越自動車道安田インターチェンジ周辺地区では、公共交通の利用が促進されるようパークアンドライド機能の確保を図ります。

⑧景観形成の方針

- ・阿賀野川や都辺田川・宝珠山をはじめとする東部山林地の自然や水田の広がる風景を将来における重要な自然景観と位置付け、その保全を図ります。
- ・集落内の寺社林や屋敷林は、「だしの風」から地域住民の生活を守る特色ある集落景観として、その保全を図ります。
- ・まとまった農地については、良好な田園景観の主要要素として位置づけ、農家への農地保全に対する意識啓発を促します。



⑨防災の方針

- ・地区東側の山林地域における土砂災害等の防止を図るため、各種対策を促進し、地区の安全確保に努めます。
- ・市街地における災害対策は、阿賀野市地域防災計画によるものとし、住宅地の新規開発にあたっては、適切な排水計画を促し、流域に及ぼす影響を軽減させます。
- ・土砂災害警戒区域に指定されている区域においては、新たな住宅開発を規制します。
- ・阿賀野川や都辺田川沿岸には浸水想定区域が存在します。居住者に災害発生のおそれがある場合の避難など適切な対応の周知を図ります。
- ・地震や火災等に備えて、建築物の診断及び耐震強化に対する意識啓発などを行い、建築物の耐震化・不燃化を促進することにより、災害の未然防止を進めます。

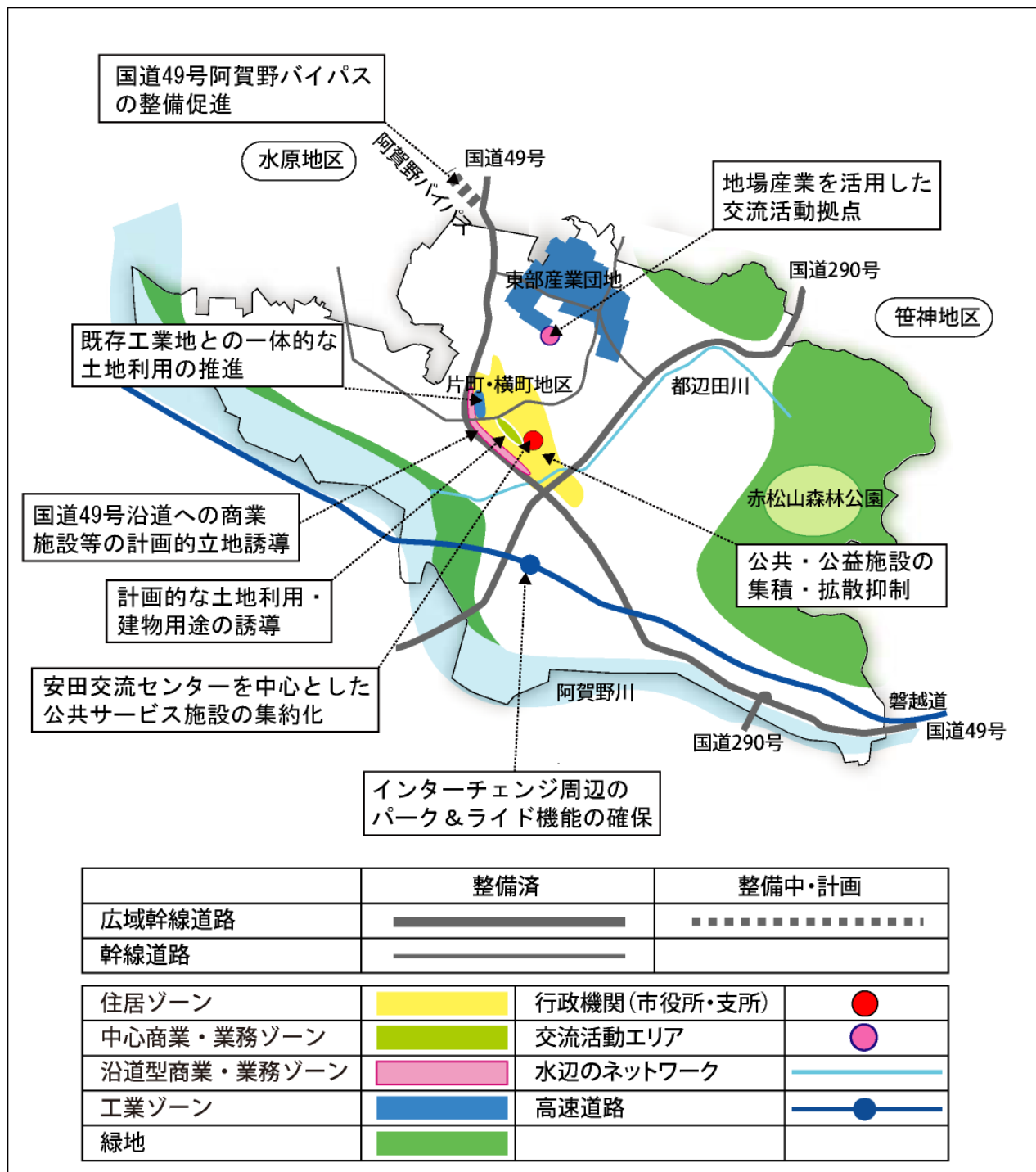


図 3-5 安田地区の整備方針図

(2) 京ヶ瀬地区の整備方針

1) 地区の概況

京ヶ瀬地区は本市の西部に位置し、地形は全域が平坦地であり、阿賀野川が地区の西端を流れます。

交通網は国道49号、国道460号が整備され、J R羽越本線京ヶ瀬駅が配置されています。

全域に渡り水田が広がり、集落が点在します。京ヶ瀬支所周辺に住宅団地が整備され、地区南西部には京ヶ瀬工業団地が整備されています。

地区内を東西に走る国道49号阿賀野バイパスが整備中です。また、バイパス整備に併せて道の駅の整備も予定されており、県都新潟市方面からの玄関口として情報発信や交流などの地域振興、また広域的な防災拠点としての役割も期待されています。

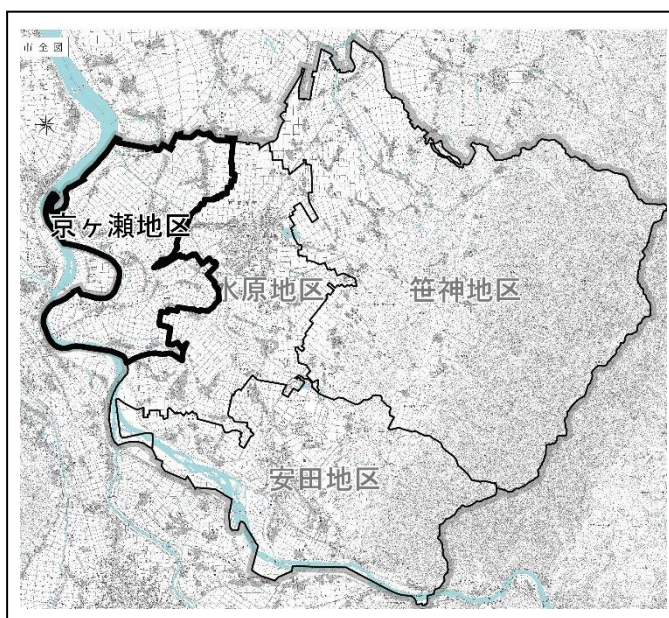


図 3-6 位置図

【京ヶ瀬地区の概況】

- 面積
2,556ha (市域の 13.3%)
- 人口 (R2)
7,067 人 (全市の 17.0%)
- 人口数増加率 (R2/H22)
0.950 (全市平均 0.910)
- 高齢化率 (R2)
32.6% (全市平均 33.7%)

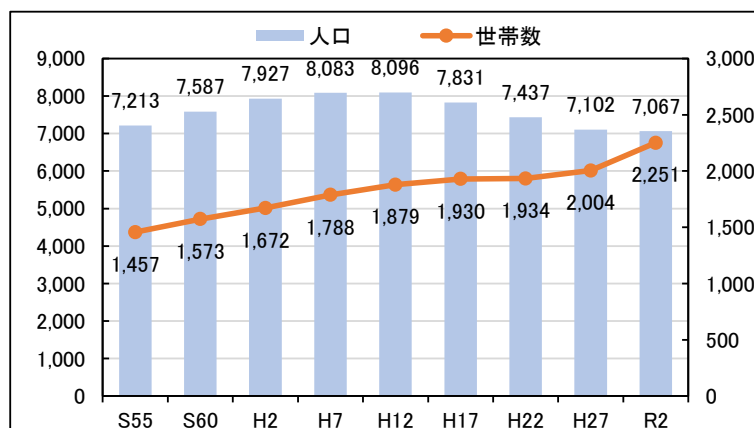


図 3-7 京ヶ瀬地区の人口・世帯数推移

資料：国勢調査、住民基本台帳（令和2年）

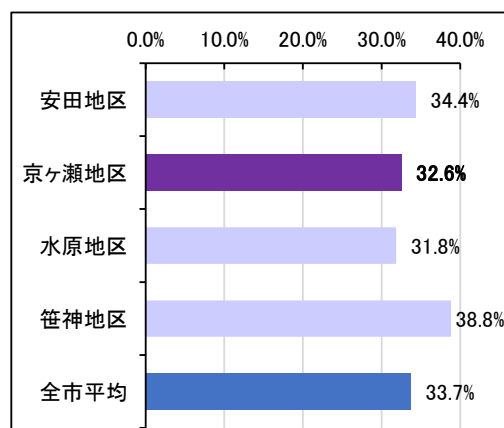


図 3-8 京ヶ瀬地区の高齢化の状況 (R2)

資料：住民基本台帳（令和2年9月末時点）

2) 地区の特性と課題

■ 国道49号阿賀野バイパス及び道の駅整備を契機とした振興

国道49号阿賀野バイパスが地区中央の東西方向に計画されており、整備後は主要道路にアクセスすることとなります。バイパスインターチェンジ周辺での開発需要が高まるものと考えられますが、優良農地を保全するため、必要以上の開発は抑制する必要があります。

また、国道49号阿賀野バイパス沿道に、「道の駅」を設置し、本市の魅力を様々な人に伝え、地域活性化や防災につながる拠点として活用します。

■ 国道に集中する交通量の解消

地区内を走る現国道49号及び国道460号は、ともに12時間交通量が10,000台を超過しており、混雑度が高い状況です。地区内を通過する交通量が多いことから、将来は国道49号阿賀野バイパスへのスムーズな誘導等により渋滞の解消を図るとともに、安全で快適な道路環境を形成する必要があります。

また、JR羽越本線と並行する国道460号や地区を縦断する主要地方道新潟安田線など、国道49号阿賀野バイパスに直結する道路へのアクセス向上を図ることにより、バイパス整備効果を活用した道路網整備を進める必要があります。

■ 集落地域の生活利便の維持向上

本地区の田園地域には複数の集落が分布し、多くの市民が居住しています。また、地区の都市・生活拠点である京ヶ瀬支所周辺には、日用品店舗・郵便局・診療所・小中学校やこども園などの施設が立地しています。今後は、集落地域に居住する高齢者でも不自由なく買い物や通院等の日常生活を送ることができるよう、京ヶ瀬支所周辺や他地区への交通利便の維持・向上とともに、生活基盤の維持・向上を図る必要があります。

■ 水辺、田園などの自然資源の活用

地区内には、阿賀野川・安野川等の河川や地区の大部分を占める水田地帯などの豊富な自然的資源があります。京ヶ瀬支所周辺では宅地化の動きもみられますが、多面的な機能を持つ優良農地は今後とも保全していく必要があります。

また、地区内には阿賀野川河川敷の籠尻川河川公園や、ふるさと公園などがあります。これらのレクリエーション機能等が他施設との連携により、相乗的な効果が発揮されるよう、有効に活用する必要があります。

3) 望ましい将来のすがた

■ 国道 49 号阿賀野バイパス及び道の駅整備を契機とした振興

- ・道の駅が市外からの来訪者等にぎわい、数多くの地域資源を有効活用し、阿賀野市の魅力を様々な人に伝え、地域活性化や防災につながる拠点として活用されます。
- ・国道 49 号阿賀野バイパスにアクセスする道路沿道は、適切に土地利用がコントロールされ、地域振興と優良農地の保全が両立されます。

■ 国道に集中する交通量の解消

- ・国道 49 号阿賀野バイパスに通過交通が移行することにより、既存道路の渋滞の解消が予想されます。

■ 集落地域の生活利便の維持向上

- ・集落地域から京ヶ瀬支所周辺の日用品店舗・郵便局・診療所・小中学校やこども園などが集積する都市・生活拠点や他地区への交通利便・生活基盤が向上します。
- ・地区の文化や風習が継続され、次世代につながる持続性のある地区となります。

■ 水辺、田園などの自然資源の活用

- ・河川環境や優良農地の保全により、豊かな自然環境に恵まれ続ける地区となります。
- ・阿賀野川河川敷の籠尻川河川公園やふるさと公園などの公園が、市内外の人から有効に活用されます。



4) 京ヶ瀬地区の整備方針

①土地利用の方針

- ・京ヶ瀬支所周辺は、日用品店舗・郵便局・診療所・小中学校や保育園などの施設の集積及び拡散抑制により、地区の都市・生活拠点としての利便性向上や機能維持を図ります。
- ・緑豊かな農村集落地域においては、地域住民・行政・企業それぞれが、その良好な集落景観の維持・保全意識を共有し適正な土地利用を目指します。
- ・国道49号阿賀野バイパスの沿道に「道の駅」を整備し、地域活性化や防災につながる拠点として活用します。
- ・地域活性化に必要な開発に対しては、十分協議し、適正な土地利用形態になるよう誘導を図ります。
- ・京ヶ瀬工業団地は、田園環境下の工業地として位置づけ、周辺環境と調和した緑化の促進を図ります。
- ・地区内の空き家については、空家等対策計画に基づき、新たな空き家の発生の抑制を図るとともに、流通や活用を促進するほか、適切に管理されていない空き家については、所有者等に対し適切な管理を指導します。



②道路の整備方針

- ・骨格的な道路網にアクセスする主要な生活道路についても地域住民の方々のまちづくりへの参加と協力を求めながら計画づくりを促進し、交通の利便や安全を図るため道路の拡幅や交通安全施設の整備を推進します。
- ・集落地域については、地区の都市・生活拠点である京ヶ瀬支所周辺や各地区への交通利便向上など、地域住民の買い物や通院等の日常生活に快適な環境づくりを推進します。
- ・JR京ヶ瀬駅に公共交通の利用が促進されるようパークアンドライド機能を確保します。



③公園・緑地、水辺空間等の整備方針

- ・公園・広場については、既存施設の適切な管理を通じ、身近で親しまれる施設となるように地域住民の意見を聞きながら、計画的な整備に努めます。
- ・身近な公園緑地は、地域住民による維持管理の協力をいただきながら、日常の地域住民の交流や災害時の一時避難場所として活用を図ります。
- ・利用者の多い公園については、公園の長寿命化を図るため、公園施設及び遊具の整備・改築・更新を進めます。
- ・道の駅予定地内に周囲の自然（五頭連峰等）や田園風景（農村の風景）等の眺望を活かし、快適に過ごすことができ、運動広場やイベントなど、誰もが活用できる多目的広場を設置します。
- ・道の駅予定地に隣接する阿賀野川河川敷には、市民のレクリエーション拠点である籠尻川河川公園が整備されており、道の駅との相互の連携を検討します。

④住環境整備の方針

- ・快適な生活環境を形成するとともに、河川等の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備と水洗化を推進します。
- ・今後の住宅需要に適応し、適正な建物の立地・誘導を行うため緑岡住宅団地周辺の土地利用について検討します。

⑤交流活動エリアの整備方針

- ・国道49号阿賀野バイパスと国道49号が交わる付近には、本市の総合的なPR機能を兼ね備えた「道の駅」の整備により、多方面における交流拠点を形成します。

⑥景観形成の方針

- ・阿賀野川の自然や水田の広がる風景を将来における重要な自然景観と位置付け、その保全を図ります。
- ・集落内の寺社林、や屋敷林等を将来における特色ある集落景観として位置づけ、その保全を図ります。
- ・まとまった農地については、良好な田園景観の主要要素として位置づけ、農家への農地保全に対する意識啓発を促します。
- ・良好な住環境が形成されている緑岡住宅団地等については、その住環境の維持・保全を図るため、地域住民の意向を踏まえながら、魅力ある景観づくりを促進します。



⑨防災の方針

- ・地区内に整備される道の駅は広域的な防災拠点としての役割が期待されていることから防災機能の充実度を高めます。
- ・住宅地の新規開発にあたっては、適切な排水計画を促し、流域に及ぼす影響を軽減させます。
- ・阿賀野川沿岸には浸水想定区域が存在します。居住者に災害発生のおそれがある場合の避難など適切な対応の周知を図ります。
- ・地震や火災等の災害に備えて、建築物の診断及び耐震強化に対する意識啓発などを行い、建築物の耐震化・不燃化を促進することにより、災害の未然防止を進めます。

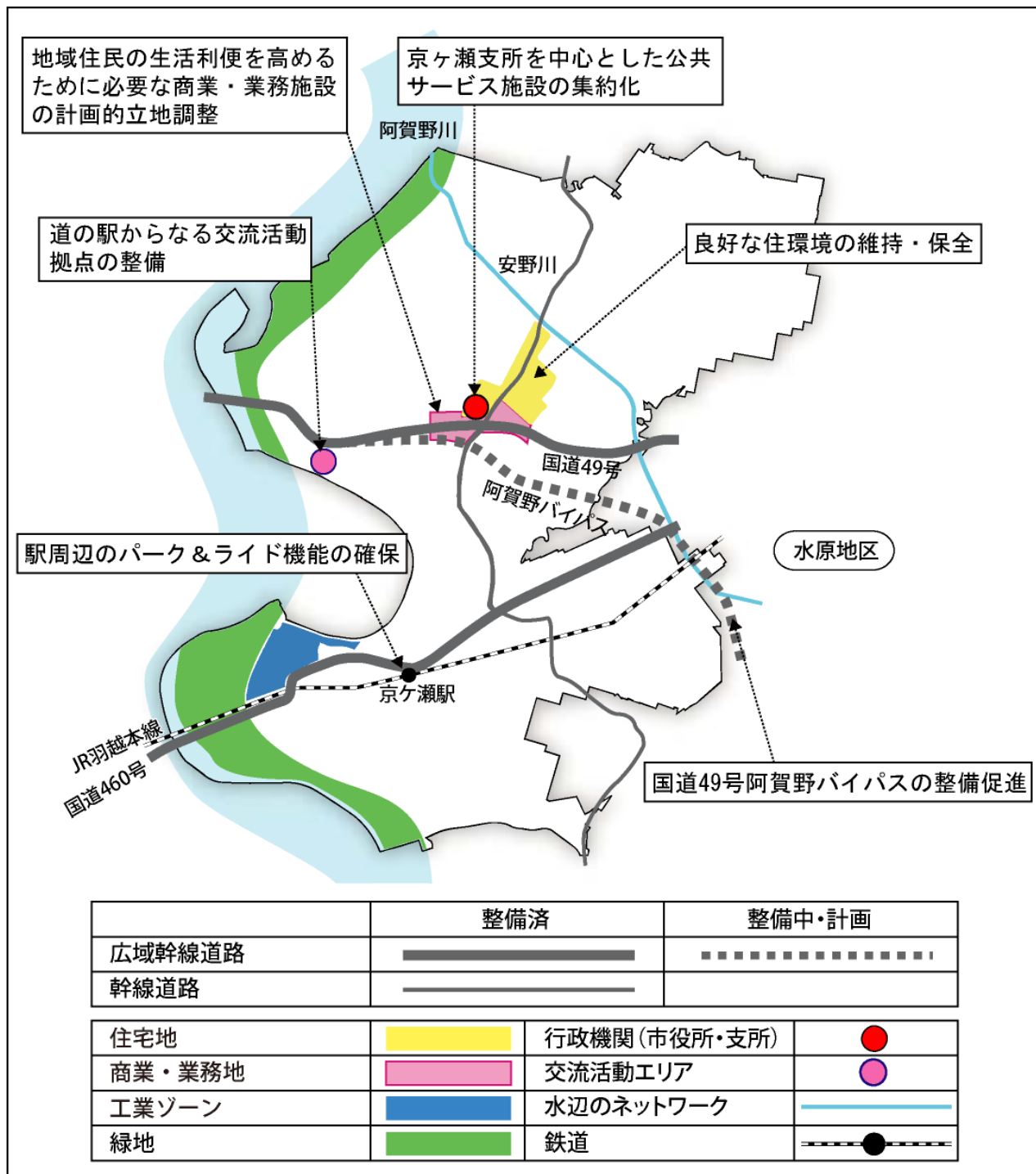


図 3-9 京ヶ瀬地区の整備方針図

(3) 水原地区の整備方針

1) 地区の概況

水原地区は本市の中央部に位置し、地形は全域が平坦地であり、阿賀野川が地区の南西端を流れます。

交通網は国道49号、国道460号が整備され、J R羽越本線水原駅が配置されています。

国道49号と国道460号が交差する付近に用途地域が指定され、市街地が形成されています。市街地を取り囲むように水田が広がり、集落が点在しています。近年、市街地南側の国道49号沿道地区は沿道サービス系の商業施設が立地しています。

国道49号については、市街地内を走る現道の渋滞解消のためのバイパス整備が進んでいます。

市街地周辺では、平成27年度にあがの市民病院が開院しました。また、白鳥飛来地で有名な瓢湖や天朝山公園などの観光資源を有し、市内外から多くの人が訪れます。

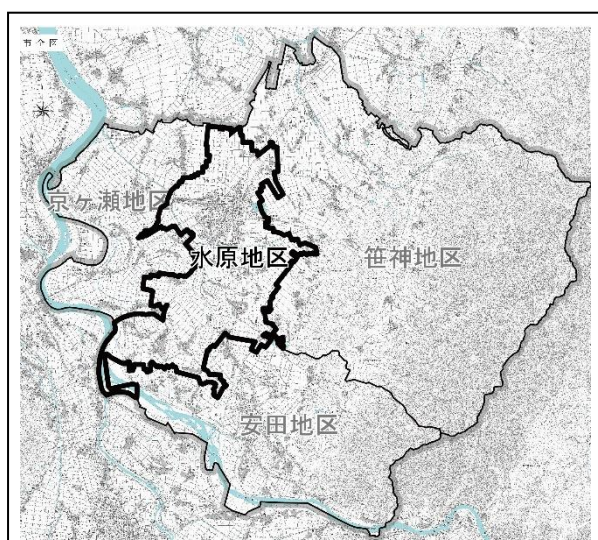


図 3-10 位置図

【水原地区の概況】

- 面積
3,875ha (市域の 20.1%)
- 人口 (R2)
18,400 人 (全市の 44.4%)
- 人口数増加率 (R2/H22)
0.933 (全市平均 0.910)
- 高齢化率 (H27)
31.8% (全市平均 33.7%)

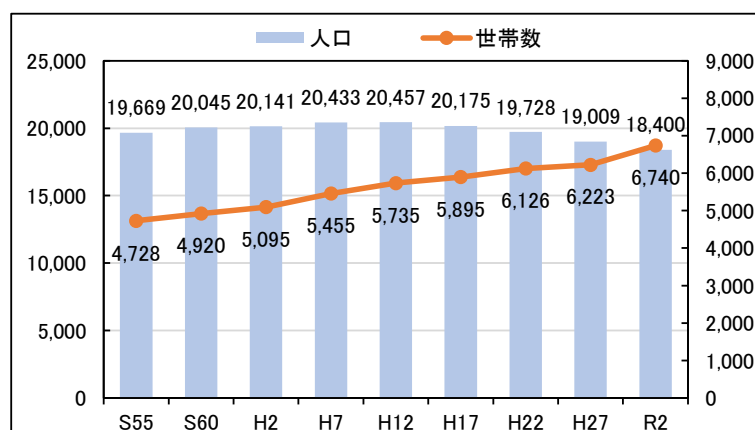


図 3-11 水原地区の人口・世帯数推移

資料：国勢調査、住民基本台帳（令和2年）

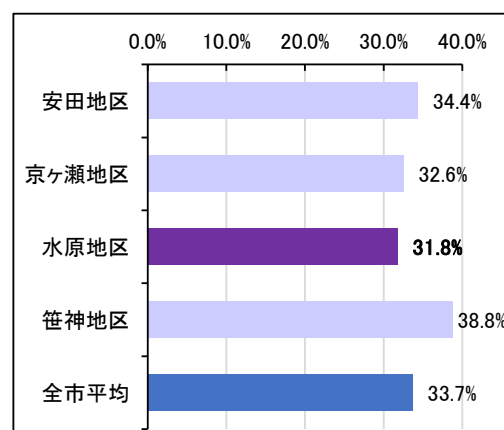


図 3-12 水原地区の高齢化の状況 (R2)

資料：住民基本台帳（令和2年9月末時点）

2) 地区の特性と課題

■ 駅周辺の整備（都市拠点としての機能向上）

水原市街地内には、医療、福祉、教育・文化、行政、商業、居住など多くの都市機能が集積するとともに、瓢湖や水原代官所など本市を代表する観光資源も分布する本市の都市・生活拠点です。

水原本町地区をはじめとする既存商店街は、郊外に立地する店舗への買い物客の流出や高齢化・後継者不足などにより活力が低下している状況です。既存の充実した都市基盤を活かし、市街地周辺に分布する観光資源との連携を図りながら維持・再生させる必要があります。

また、水原駅周辺においては、市役所や日用品店舗・郵便局・病院・子育て支援施設・高校・小中学校などの地域住民が日常的に利用する施設が集積する地区として、都市基盤整備を図るなど、市街地を維持・再生する必要があります。

■ 国道 49 号阿賀野バイパス整備に併せた適切な道路網や土地利用の形成

国道 49 号阿賀野バイパスが整備されると、現国道 49 号の渋滞の解消が予想されます。一方、市街地や観光地に誘導し、にぎわいと魅力あるまちづくりのため道路網の改善が必要な箇所も想定されます。

また、国道 49 号阿賀野バイパスへのアクセスは、主要道路に制限されることとなり、これらバイパスインターチェンジ周辺での開発需要が高まるものと考えられますが、優良農地を保全するため、必要以上の開発は抑制する必要があります。

■ 適正な市街地規模の確保・都市的未利用地の有効活用

水原市街地内は空き家、空き地が増加しており、低未利用地が点在しています。今後は、持続可能な「コンパクトシティ」づくりを前提に、機能的で効果的な土地利用を進める必要があります。

■ 集落地域の生活利便の維持向上

本地区は、田園地域内にも複数の集落が分布し、多くの市民が居住しており、高齢化率は 28.9% という状況です。今後は、集落地域に居住する高齢者でも不自由なく買い物や通院等の日常生活を送ることができるよう、市街地や他地区への交通利便の維持・向上とともに、生活基盤の維持・向上を図る必要があります。

3) 望ましい将来のすがた

■ 駅周辺の整備（都市拠点としての機能向上）

- ・あがの市民病院をはじめ、水原市街地の都市機能や都市基盤が充実し、歩いて楽しく暮らせる市街地が形成されます。
- ・まちなかの空き店舗等が有効利用され、生活の利便性が向上してにぎわいが回復します。
- ・まちなかに、高齢者や子どもを含め誰もが歩いて暮らせる快適な生活環境が形成されます。
- ・市街地周辺の観光資源の来訪者をまちなかに呼び込むことにより、市街地のにぎわいが広がります。
- ・J R水原駅前の利便性が向上し、鉄道や公共交通の利用者が増加します。

■ 国道 49 号阿賀野バイパス整備に併せた適切な道路網や土地利用の形成

- ・国道 49 号阿賀野バイパスに通過交通が移行することにより、既存道路の渋滞の解消が予想されます。
- ・国道 49 号阿賀野バイパスにアクセスする道路沿道などにおいても適切な土地利用コントロールがなされ、地域振興と優良農地の保全が両立されます。

■ 適正な市街地規模の確保・都市的未利用地の有効活用

- ・市街地内に分布する空き家、空き地や残存農地などが、有効利用され、まちに新たなにぎわいや交流が生まれます。
- ・無秩序な拡散的開発が抑えられ、人口規模に適した規模のコンパクトで利便性の高い市街地が形成されます。

■ 集落地域の生活利便の維持向上

- ・集落地域から市役所や日用品店舗・郵便局・医療施設・小中学校やこども園などが集積する市街地や他地区への交通利便・生活基盤が向上します。
- ・地区の文化や風習が継続され、次世代につながる持続性のある地区となります。



4) 水原地区の整備方針

①土地利用の方針

- ・水原市街地内は、医療、福祉、教育・文化、行政、商業、居住などの都市機能が集積する本市の都市・生活拠点として、市街地の維持・再生を図ります。
- ・市街地周辺の農地等については、転出抑制及び転入人口の受け皿として、必要に応じて民間活力を活用するなど宅地化を図り将来用途地域へ編入する検討を進めます。
- ・市街地内の住宅地に関しては、地区内の人口減少を抑制するため、新たな定住人口の誘導を図ります。また、防災面や景観・ユニバーサルデザインの考えに基づき、安全で安心して暮らせる市街地の形成を図ります。
- ・市街地内や周辺に分布する瓢湖・水原代官所・天朝山公園などを訪れる来訪者が、近接する水原本町商店街等を散策し、楽しめるような環境の整備など、魅力の向上を推進します。
- ・現国道49号沿道の大野・市野山地区は、用途地域の指定がありませんが、中規模の店舗や飲食店などの立地がみられます。これらの区域については、都市的な土地利用を図る区域として運用していくため用途地域の編入を検討します。
- ・国道49号阿賀野バイパス整備に伴い、沿道の開発要望が高まることが予測されますが、優良農地の保全の必要性に鑑み、その沿道開発については抑制することを基本とし施策を進めます。ただし、地域の活性化に必要な開発に対しては、水原地区の市街地（用途地域）及び大野・市野山地区に連担した土地利用形態となるように誘導を図ります。
- ・地区内の空き家については、空家等対策計画に基づき、新たな空き家の発生を抑制するとともに、流通や活用を促進するほか、適切に管理されていない空き家については、所有者等に対し適切な管理を指導します。



②道路の整備方針

- ・国道49号の円滑な交通を確保するため、国道49号阿賀野バイパスの整備を関係機関に働きかけます。
- ・国道49号阿賀野バイパスのほか、(仮)水原笹岡線の整備により、中心市街地の外郭を形成する骨格的な道路網が形成されます。今後とも地区内の市街地への通過交通を抑制するため、これら国県道の整備を関係機関に働きかけます。
- ・市街地の骨格を形成する都市計画道路は、長期未整備区間が多く存在しています。今後は、人口動向や土地利用動向と交通の状況を踏まえたあり方を検討します。
- ・都市計画道路水原停車場線は水原駅周辺の安全かつ円滑な通行及び歩行空間の確保のための都市計画道路の整備を関係機関に働きかけます。
- ・集落地域については、都市・生活拠点である水原市街地や他地区への交通利便向上など、地域住民の買い物や通院等の日常生活に快適な環境づくりを推進します。

③公園・緑地等の整備方針

- ・公園・広場については、既存施設の適切な管理を通じ、身近で親しまれる施設となるように地域住民の意見を聞きながら、計画的な整備に努めます。
- ・利用者の多い公園については、公園の長寿命化を図るため、公園施設及び遊具の整備・改築・更新を進めます。
- ・市街地内の主要道路における街路樹や植樹帯の整備を関係機関に働きかけ、沿道緑化に努めます。
- ・瓢湖水きん公園や天朝山公園など市街地に分布する公園は、地域住民の憩いの場であるとともに市外からの来訪者が気軽に楽しめる公園として、また市民と来訪者の交流の場として機能の維持充実を図ります。



④市街地（用途地域内）整備の方針

- ・立地適正化計画を策定し、市街地内の効率的・機能的な都市基盤整備のあり方を求め、適切な市街地整備を推進します。
- ・本町や駅前商店街の買い物の利便性を高めるため、未利用地を有効活用し円滑な歩行空間の確保により観光拠点との連携を図りながら魅力的な商店街の再生を図ります。
- ・公共交通の拠点地区の形成を図るため、水原駅前広場の整備とパークアンドライド機能の確保に努めます。また、各関係機関に協力を要請しながら水原駅西口の利便性向上や通勤・通学時間帯の交通渋滞の緩和策を検討します。

⑤住環境整備の方針

- ・市街地及び集落地域の快適な生活環境を形成するとともに、河川等の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備と水洗化を推進します。

⑥交流活動エリアの整備方針

- ・国道 49 号阿賀野バイパスと県道新関水原停車場線の交差部にある既存スポーツ施設については、バイパス整備により利便性の向上が見込まれることから、広域的な交流機能の拡充を図ります。

⑦景観形成の方針

- ・瓢湖や田園の広がる風景を将来における重要な景観要素と位置づけ、その保全と地域住民の意識啓発を促します。
- ・集落内の寺社林や屋敷林等を将来における特色ある集落景観と位置づけ、その保全と地域住民の意識啓発を促します。
- ・まとまった農地については、良好な田園景観の主要要素として位置づけ、農家への農地保全に対する意識啓発を促します。
- ・良好な街区が形成されている地区については、その住環境の維持・保全を図るため、地域住民の意向を踏まえながら、地区計画や緑地協定等の制度を活用し、魅力ある景観の形成に努めます。



⑨防災の方針

- ・市街地における防災対策は、阿賀野市地域防災計画によるものとし、住宅地の新規開発にあたっては、適切な排水計画と施設改良をもって、流域に及ぼす影響を軽減させます。
- ・阿賀野川沿岸には浸水想定区域が存在します。居住者に災害発生のおそれがある場合の避難など適切な対応の周知を図ります。
- ・地震や火災等の災害に備えて、建築物の診断及び耐震強化に対する意識啓発などを行い、建築物の耐震化・不燃化を促進することにより、災害の未然防止を進めます。また、消火栓や防火水槽、自然水利など有効な消防水利の確保に努めます。

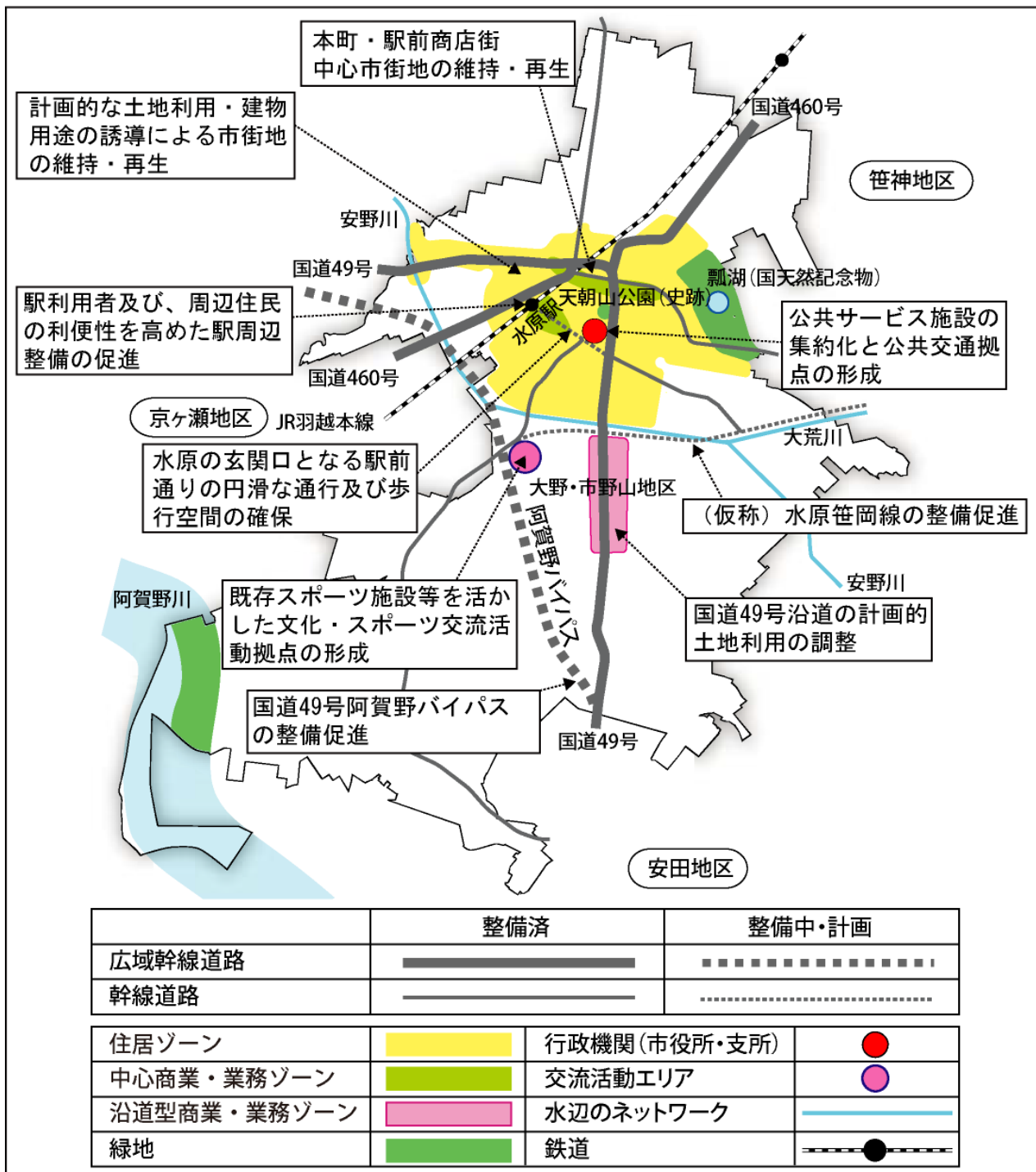


図 3-13 水原地区の整備方針図

(4) 笹神地区の整備方針

1) 地区の概況

本市の東部に位置し、地形は東側が山林地、西側が平坦地となっています。

交通網は国道 290 号が地区の中央部を南北に縦断し、北西部に J R 羽越本線神山駅が配置されています。J R 羽越本線は国道 460 号と並走しています。

平野部には水田が広がり、集落が点在しています。農業は有機農法により、安全で付加価値の高い農産物を生産しています。東側の山林地は五頭連峰県立自然公園に指定され、良好な自然環境が保全活用されています。また、地区北西部には西部工業団地が整備されています。

五頭山をはじめとする五頭連峰の景観は本市のシンボルであり、その山麓にある五頭温泉郷一帯は年間のべ 30 万人以上の入込みがある本市の一大観光拠点となっています。

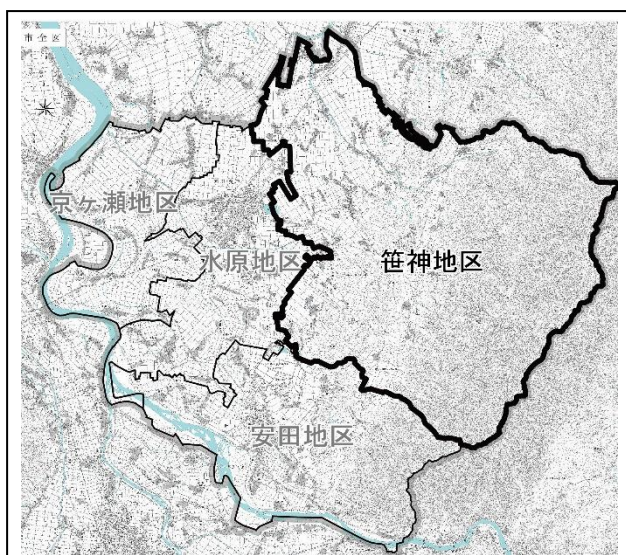


図 3-14 位置図

【笹神地区の概況】

- 面積
8,750ha（市域の 45.4%）
- 人口（R2）
7,183 人（全市の 17.3%）
- 人口数増加率（R2/H22）
0.864（全市平均 0.910）
- 高齢化率（R2）
38.8%（全市平均 33.7%）

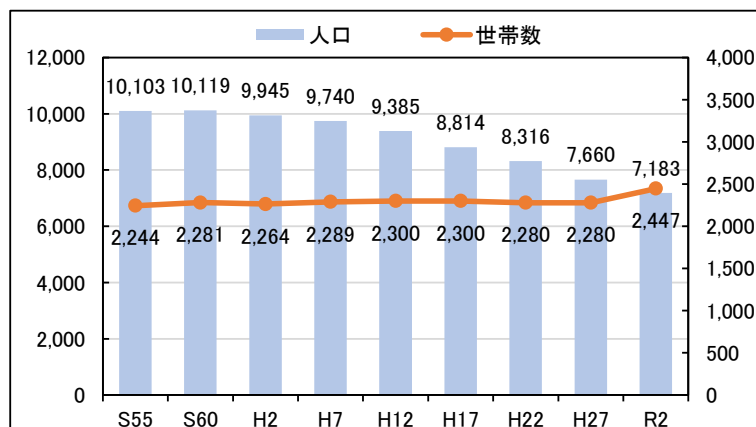


図 3-15 笹神地区の人口・世帯数推移

資料：国勢調査、住民基本台帳（令和 2 年）

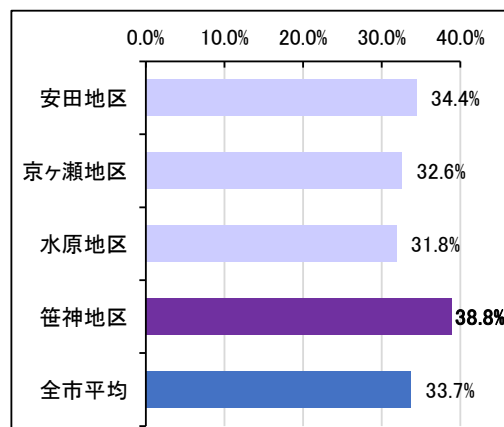


図 3-16 笹神地区の高齢化の状況（R2）

資料：住民基本台帳（令和 2 年 9 月末時点）

2) 地区の特性と課題

■ 新潟市方面から本地区へのアクセス強化

本地区は市域東部に位置し、高速道路や国道 49 号からのアクセスが不便な地区となっています。このため、市外から本地区への来訪や地域住民が市外へ移動する際の利便の向上が必要です。

特に、本地区には阿賀野市を代表する五頭温泉郷などの観光拠点があることから、国道 49 号阿賀野バイパス整備に合わせた交通網の整備や地区北部を東西に横断するアクセス道路の整備など、地区内外を結ぶネットワークの構築が必要です。

■ 温泉を中心とした地域資源の魅力向上

本地区には、県内外から多くの来訪がある五頭温泉郷があります。今後は、さらなる魅力の向上を図る必要があります。このため、全国でも珍しいラジウム温泉の魅力発信、おいしい地元産食材の活用や農業体験、五頭連峰の自然とのふれあい、水原地区にある瓢湖や安田地区にある遊園地との連携など、周辺地域の資源を活用した付加価値の高い総合的な観光地として魅力の向上を図る必要があります。

■ 五頭連峰の景観や自然環境を活用したやすらぎ空間の創出

地区内には、五頭連峰をはじめとする山林地や安野川・折居川などの河川、また平野部の大部分を占める水田地帯など、豊富な自然資源があります。山林は土砂流出防止や保水・遊水などの防災機能、二酸化炭素吸収や動植物の生息などの環境形成機能のほか、五頭連峰は本市のシンボルとして、また田園は保水機能を有するとともに地区の原風景として良好な自然景観を形成しています。これら自然資源が有する多面的な機能を将来にわたり保全していく必要があります。

■ 集落地域の生活利便の維持向上

本地区の田園地域内には複数の集落が分布し、多くの市民が居住しており、高齢化率は 38.8% で市平均の 33.7% を上回っています。また、地区の都市・生活拠点である笹神支所周辺には、日用品店舗・郵便局・診療所・小中学校などの施設が立地しています。今後は、集落地域に居住する高齢者でも不自由なく買い物や通院等の日常生活を送ることができるよう、笹神支所周辺や他地区への交通利便の維持・向上とともに、生活基盤の維持・向上を図る必要があります。

3) 望ましい将来のすがた

■ 新潟市方面から本地区へのアクセス強化

- ・国道 49 号阿賀野バイパスから本地区へのアクセスが強化され、新潟市方面から訪れやすくなります。
- ・各集落から主要な国県道へのアクセスが向上し、地区外や地区内各地への交通がスムーズになります。

■ 温泉を中心とした地域資源の魅力向上

- ・五頭温泉郷は、現在の高い評価が維持されつつ、魅力の向上により他都市の温泉地に勝る観光拠点となります。

■ 五頭連峰の景観や自然環境を活用したやすらぎ空間の創出

- ・市のシンボルである五頭連峰を背景とした地区の自然景観を保全するとともに、この景観資源と調和した温泉街や集落の景観が形成されます。
- ・五頭連峰の山林地や優良農地などの豊かな自然環境を保全するとともに、地域住民や来訪者の余暇活動などにも活用され親しまれます。

■ 集落地域の生活利便の維持向上

- ・集落地域から笹神支所周辺の日用品店舗・郵便局・診療所・小中学校などの施設が集積する都市・生活拠点や他地区への交通利便・生活基盤が向上します。
- ・地区の文化や風習が継続され、次世代につながる持続性のある地区となります。



4) 笹神地区の整備方針

■ 土地利用の方針

- ・ 笹神支所周辺は、日用品店舗・郵便局・診療所・小中学校などの施設が立地しており、地区の都市・生活拠点としての利便性向上や機能維持を図ります。
- ・ 緑豊かな農村集落地域については、地域住民・行政・企業それぞれが、その良好な集落景観の維持・保全意識を共有し適正な土地利用を目指します。
- ・ 地区北部の国道 460 号沿道にある西部工業団地は、周辺の営農環境に配慮しながら機能維持を図ります。
- ・ 五頭山麓の温泉やゴルフ場などが分布する地域は、本市を代表する観光交流拠点として、既存の宿泊施設やレジャー施設のほか、有機農法や新たな施設園芸の農業体験・食・温泉・森林などの資源を活かした観光機能の充実を図ります。
- ・ 東部の山林地は、登山やキャンプ、自然体験などの資源として活用しながら、林業振興や自然環境保全の見地から、安易な開発によって山林の有する機能が損なわれないように、適切な土地利用の規制誘導を図ります。
- ・ 地区西部に広がる農用地は、有機農業などの先進的な取り組みが行われる農産物の生産基盤として、保全していきます。
- ・ 地区内の空き家については、空家等対策計画に基づき、新たな空き家の発生の抑制を図るとともに、流通や活用を促進するほか、適切に管理されていない空き家については、所有者等に対し適切な管理を指導します。



②道路の整備方針

- ・ 国道 49 号阿賀野バイパスから本地区の観光交流拠点へのアクセス道路として、(仮)水原笹岡線の整備を関係機関に働きかけ、交流人口拡大を図ります。
- ・ 集落地域については、地区の都市・生活拠点である笹神支所周辺や他地区への交通利便向上など、地域住民の買い物や通院等の日常生活に快適な環境づくりを推進します。



③公園・緑地、水辺空間等の整備方針

- ・ 東部山林地にある五頭山麓いこいの森やどんぐりの森など、広大な自然環境を背景に整備された公園の有効活用を図ります。
- ・ 県立自然公園である五頭連峰自然公園地域は、ブナ林の散策や登山、自然体験が楽しめる自然公園として、その良好な環境を保全します。
- ・ 身近な公園緑地は、地域住民による維持管理の協力をいただきながら、日常の地域住民の交流や災害時の一時避難場所として活用を図ります。
- ・ 身近な公園については、地域住民自らの維持管理による地域コミュニティの核としての活用を推進します。
- ・ 利用者の多い公園については、公園の長寿命化を図るため、公園施設及び遊具の整備・改築・更新を進めます。
- ・ 折居川、大荒川、安野川及び右岸幹線水路を水環境の場として位置づけ、河川改修等の際には親水性の高い水辺空間として活用が図られるように関係機関に働きかけるとともに、地域固有の憩いの場として捉え、市も連携してその整備の検討や事業の推進にあたります。
- ・ 地区内には多くの清水が湧き出ており、「岩瀬の清水」は市の文化財にも指定されています。また、「じゅんさい池」などのため池も分布しています。今後とも五頭山麓の豊富できれいな水源と水棲生物の住処となる水辺環境の保全を図っていきます。



④住環境整備の方針

- ・ 快適な生活環境を形成するとともに、河川等の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備と水洗化を推進します。

⑤特色ある地域形成の方針

- ・ 笹神地区は、国道 290 号沿道に位置する五頭温泉郷及び五頭山麓うらの森の施設周辺を「食」と「温泉」更に、「森林」の要素から成る体験型観光地区とし、その機能強化を図ります。
- ・ 太陽光発電や小水力発電などの地域に賦存する資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進します。

⑥景観形成の方針

- ・五頭山の自然や山間に築かれた農地の風景を将来における重要な景観要素と位置づけ、その保全と地域住民の意識啓発を促します。
- ・250 余りの歌碑や句碑が並ぶ全長 5 km のやまびこ通りは、森林浴を楽しみながら広大な越後平野を望むこともできる林道として、また健康づくりのイベントも行われる資源として保全活用を図ります。
- ・国道 290 号などは、本地域における観光交流の主要動線となる道路であることから、観光地に相応しい沿道景観の形成を推進します。
- ・集落内の寺社林や屋敷林を将来における特色ある集落景観として、その保全を図ります。
- ・まとまった農地については、良好な田園景観の主要要素として位置づけ、農家への農地保全に対する意識啓発を促します。
- ・五頭温泉郷については、今後とも県内外の観光者がリピートする観光地として、魅力ある景観形成づくりを促進します。



⑦防災の方針

- ・五頭山麓の山林地における土砂災害や平野部の水害等による防災・減災を図るため、防災機能を有する森林や水田の保全と適正な管理を促進します。
- ・地区北西部の国道 290 号及び J R 羽越本線沿線には浸水想定区域が存在します。これら区域内では、居住者に災害発生のおそれがある場合の避難など適切な対応の周知を図ります。
- ・地震や火災等の災害に備えて、建築物の診断及び耐震強化に対する意識啓発などを行い、建築物の耐震化・不燃化を促進することにより、災害の未然防止を進めます。また、消火栓や防火水槽、自然水利など有効な消防水利の確保に努めます。
- ・道路利用者の安全・安心を確保するため、道路・橋梁の老朽化対策を推進し防災性の強化・維持を図ります。

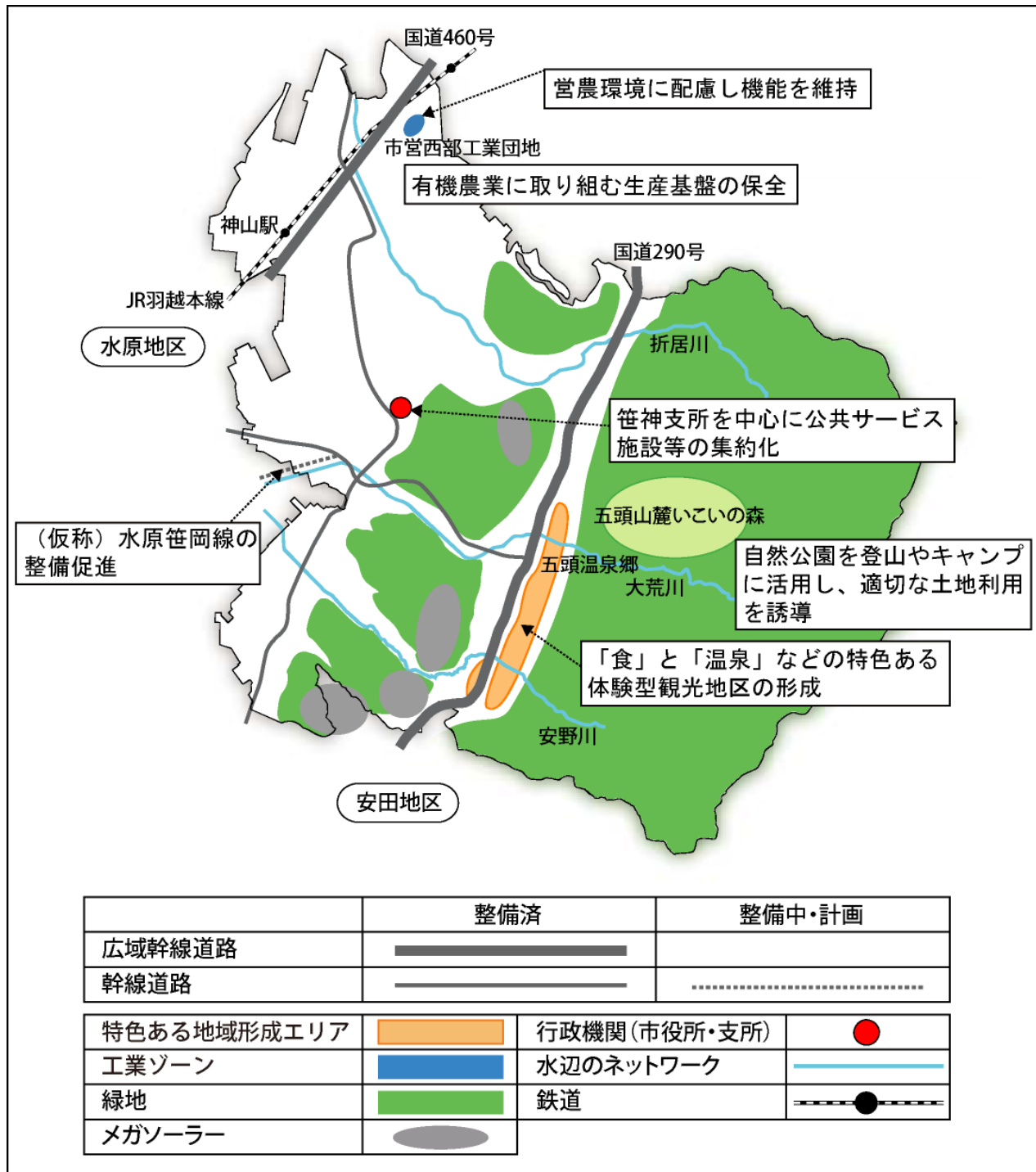


図 3-17 笹神地区の整備方針図

第4章 実現化方策

1. まちづくり推進の基本方針

一般に「まちづくり」の概念は多岐にわたっており、都市計画の分野における都市計画事業の推進などハード事業から、地域おこしや環境美化活動などのソフト事業まで幅広い内容を含んでいます。

本計画に描かれた将来都市像の実現を図るためには、市民が積極的にまちづくりに参画し、いろいろな仕組みを活用しながら、市民と行政が一緒に取り組んでいく必要があります。

■ 多様な主体によるまちづくり

①市民主体のまちづくり

市民がまちづくりの主体であるとの認識に立ち、市民参加により、市民の合意を得てまちづくりを進めるとともに、市民の主体的なまちづくりについては積極的に市が支援します。

②事業者によるまちづくり

企業や開発事業者等によるまちづくりを適切に誘導します。

③行政によるまちづくり

市が主体となり、地区計画等の規制誘導手法を適用したり、都市計画等の事業を実施します。また、国、県、周辺自治体、その他関連する公的機関との調整・協力を図りながら、まちづくりを進めます。

2. まちづくりの推進体制

(1) 庁内体制の充実

まちづくりの推進にあたっては、都市計画分野はもとより、産業・環境・福祉・教育・文化等の分野との連携がとれた総合的で計画的なまちづくりが重要です。

阿賀野市総合計画に即した阿賀野市都市計画マスタープランの実現とその推進に努めていきます。

(2) 市民、事業者との連携強化

①まちづくりに関する情報の共有

市民、事業者、行政のパートナーシップによるまちづくりの前提として、情報の共有は不可欠です。まちづくりの検討や合意形成を図る上で、必要な情報は公開に努めます。

②市民、事業者のまちづくり活動に対する支援

市民、事業者、行政のパートナーシップによるまちづくりを進めていくために、公共事業の情報提供、市民参加の場の提供やまちづくり団体（NPO、ボランティア団体等）への支援強化に努めます。

また、優れたまちづくり活動については、表彰やPRを行うなど、まちづくりに対する市民の機運を高めていくための仕組みづくりを行います。

③多様な市民参加の機会創出

市民参加によるまちづくりを継続的に進めていくためには、より多くの市民がまちづくりに関わっていくことが必要不可欠です。

そのため、ワークショップの開催等、市民にまちづくりに対する関心をもってもらう機会の創出に努めていきます。

④事業者との連携

まちづくりの推進にあたっては、事業者との連携が重要です。

事業者は行政や市民等と同じくまちづくりの主体であり、整備方針で示す阿賀野市の将来像を実現するためのパートナーとしてその連携を図り、良好なまちづくりの実現を目指します。

(3) 定期的な評価・見直しの実施

本計画の目標年次は、計画策定から概ね20年後とします。なお、中間段階の定期評価を行い、社会経済情勢の変化にも配慮しながら、適宜、計画内容の見直しを行います。

用語集

あ行

アイデンティティ p36

アイデンティティは自己同一性の意味であり、自分が自分であることの確認をすることです。本計画では、本市が阿賀野市であることの証明＝ブランドの確立の意味で使用しています。

アクセス p19

ある場所への出入りや到達するための手段または交通手段のことをいいます。

NPO（えぬ・ぴー・おー） p92

英語のNon Profit Organizationの略で、非営利組織もしくは民間非営利組織と訳されています。こうした活動を支援していく仕組みの一つとして、平成10年3月19日に「特定非営利活動促進法（所謂、NPO法）」が成立し、平成10年12月1日から施行されました。この法律によって、これまで任意団体だった組織が「特定非営利活動法人」という法人格を取得する道がひらかれました。法人になれば、契約や財産管理が法人名義で行え、組織としての社会的信用度も高まり、活動展開や運営がしやすくなるものと考えられます。

か行

街路 p51

都市内の道路を総称して一般的に用いられている用語であり、狭義では都市計画法に基づき都市計画において定められた道路をいうことがあります。

合併処理浄化槽 p23

単独処理浄化槽は、トイレ排水は処理してきれいな水にするものの生活雑排水はそのまま河川に放流されるため、河川や海の汚濁の原因となっています。合併処理浄化槽は、トイレ排水と生活雑排水を併せて処理するので、河川や海の汚濁防止対策として重要な役割を果たしています。

環境負荷 p35

環境負荷とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものと「環境基本法」には定義されています。環境負荷の中にはエネルギー消費、オゾン層破壊、一般大気汚染、水質汚濁、固形廃棄物など広い範囲が含まれています。

兼業農家 p11

農業以外の収入源を持つ農家のことで、経営面積が50a（5反）以上、農業所得の割合が50%以上の農家を第1種兼業農家、農業所得の割合が50%未満の農家を第2種兼業農家といいます。

公共下水道 p23

市街地における下水を排除し、処理するために地方公共団体が管理する下水道（下水道法2条3号）。公共下水道は市町村が事業主体となっていく下水道です。

コンパクトシティ p34

「小さくする」という意味ではなく、「質の高い生活空間を充足し、中身を濃くする」という意味です。

さ行

市街地 p14

狭義には、人口密度がおおむね4,000 人/㎥以上の地区が隣接して、その人口が5,000人以上で構成されている「人口集中地区」を言います。本マスタープランでは、用途地域が指定されている地域を市街地として扱っています。

親水空間 p57

水に親しめる場所。例えば、子供たちが水遊びをすることのできる河川や公園などのことを言います。

水源涵養 p47

雨水を吸収して水源を保ち、併せて河川の水量を調節する森林の機能です。森林には、木材生産の場だけでなく、水源の枯渇を防いだり、土砂の流出・崩壊を防止する機能などがあります。

専業農家 p11

専業農家とは、経営面積70 a（7 反）以上、農業所得の割合が80%以上、年間農業従事日数が200 日以上の3 項目全てに該当する農家です。

た行

地区計画 p3

それぞれの地区を単位とし、きめ細やかなまちづくりのルールを定めた計画（制度）です。その内容は、地区の将来像・地区施設の配置・建築物の建て方のルール等となります。

中層住居 p45

一般的には、建築物の階数が3 階～5 階建の住宅、集合住宅を中層住居と言います。

調整池 p60

宅地開発や区画整理事業等において、小規模な洪水調整のために貯留する一時的な貯留池のことを言います。

都市計画区域 p1

都市計画法（法第5 条）に基づき、自然的・社会的な諸条件や人口等の現況及び推移を勘案した上で、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都道府県知事が指定したものです。都市計画区域内においては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、開発許可（注1）や建築確認が必要であるとともに、建築基準法の集団規定（用途地域、建ぺい率、容積率、接道義務、日影規制等）が適用されます。

注1）開発許可・・・都市計画区域における開発行為を許可すること。一般的には都市計画法上の開発に対し使用される言葉です。

都市計画道路 p50

特に都市の骨格となる道路について、あらかじめその位置を都市計画で定めた道路のことを「都市計画道路」といいます。都市計画道路の種別としては、自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路があります。

- ・自動車専用道路は、都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道等、もっぱら自動車の交通の用に供する道路です。
- ・幹線街路は、都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入する交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受けもち、近隣住区等の地区の外郭を形成する道路と近隣住区等の地区における主要な道路で、当該地区の発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結する道路です。
- ・区画街路は、近隣住区等の地区における宅地の利用に供するための道路です。
- ・特殊街路は、もっぱら歩行者・自転車・都市モノレール等自動車以外の交通の用に供するための道路です。

都市計画法 p1

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関して必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律です。

都市公園 p21

都市公園法第2条に規定する公園で、(1) 都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、(2) 地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、(3) 国が一の都府県の区域を越えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、(4) 国が国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含むものを都市公園と言います。

都市施設 p2

都市施設とは、道路や公園、下水道、ごみ処理場、その他まちの中で公共的な機能を持つ施設のことです。都市施設のうち、特に重要なものは、あらかじめその位置を都市計画で定めておくことができます。

な行

農業集落排水 p23

農業集落排水は、農村地域における下水道整備事業です。農村のトイレのし尿、台所・風呂場などから出る生活排水を集め、これらをきれいに処理して農業用水路や川にもどすことにより、農村の生活環境を快適にするとともに、農村をとりまく水環境の保全や農作物生産条件の改善を図るための事業です。

は行

ハザードマップ p39

ハザードマップとは、過去の災害記録や科学的な研究、実地調査などを元に危険な場所や避難経路を地図上に表したものです。ハザードマップは防災マップ、浸水予想図、災害予測図、危険区域予測図と呼ばれることもあります。

パークアンドライド p52

パークアンドライドとは、都心部などの道路混雑や駐車場不足に対処するため、混雑地区の外側に駐車場を設置し、そこで自動車から公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう移動方法です。

バリアフリー p50

障害排除の意味で、熟年者や身体障がい者等の生活行動に障害となるものを排除した環境のことをいいます。具体的には、歩道の段差解消、公共施設や駅舎でのスロープやエスカレーター及びエレベーター、誘導ブロックや音声誘導装置等を設置することなどがあげられます。また、住まいにおいては、床の段差や部屋の間仕切り等をなくしたバリアフリー住宅があります。

ほ場整備 p41

ほ場整備とは、不整形で狭小な農地を大きな区画に整地して、それぞれに用排水路と農道を設置するものです。この事業により、大型の農業用機械が使えるようになり、農作業の負担が大幅に軽減されます。

ま行

道の駅 p47

道の駅とは、車利用者のための休憩施設の整備を図る事業です。設置の対象は国道沿道の地区が基本となります。道の駅自体は、トイレ・駐車場、簡単な休憩施設、交通情報施設等の整備が対象ですが、その他の事業を組み合わせることにより地域物産館等の施設を配置し、地域活性化を図ります。

や行

ユニバーサルデザイン p39

ユニバーサルデザインは、「年齢や能力、状況などにかかわらず、デザインの最初から、できるだけ多くの人が利用可能にすること」が基本コンセプトです。デザイン対象を障害者や高齢者に限定していない点が「バリアフリー」とは異なります。

用途地域 p1

用途地域は、建築物の用途及び容積を規制する最も基本的な制度です。12 種類（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地）に区分されています。

ら・わ行

緑地協定 p97

都市緑地保全法に定められた制度で、地域住民の自主的な緑化の意志を尊重しながら地域の緑化を推進するものです。都市計画区域内の一定区域又は一定区間の土地所有者全員の合意により、緑地協定区域、樹木等の種類とその植栽する場所、垣または柵の構造などの必要事項を定め、市町村長の認可を得て締結される協定です。住民の意思による緑化を制度的に保障したもので、都市緑化の有効な手法です。